

平成28年 第3回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成28年 9 月 8 日 開会

平成28年 9 月 9 日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成28年
第3回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月8日(木)	○開 会	5
	○開 議	5
	○町長あいさつ	5
	○議事日程の報告	6
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○諸般の報告	8
	○一般質問	14
	3 番 阿左美 健 司 議員	14
	5 番 浅 見 裕 彦 議員	22
	2 番 黒 澤 克 久 議員	35
	4 番 宮 原 みさ子 議員	39
	6 番 新 井 鼓次郎 議員	47
	8 番 大 野 伸 惠 議員	50
	1 番 向 井 芳 文 議員	61
	7 番 内 藤 純 夫 議員	68
	○答弁の補足	71
	○散 会	71



9月9日(金)	○開 議	76
	○議事日程の報告	76
	○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	76
	・ 請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願	
	○報告第3号の上程、説明、質疑	79
	・ 報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率について	
	○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
	・ 議案第46号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す	

る条例の一部を改正する条例

- 議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決……………83
 - ・議案第47号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決……………85
 - ・議案第48号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決……………88
 - ・議案第49号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決……………90
 - ・認定第1号 平成27年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第2号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第3号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第4号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第5号 平成27年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第6号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第7号 平成27年度横瀬町水道事業決算の認定について
- 答弁の補足……………128
- 議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決……………128
 - ・議案第50号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）
- 会議時間の延長……………132
- 議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決……………132
 - ・議案第51号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決……………133
 - ・議案第52号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決……………134
 - ・議案第53号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）

- 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 136
 - ・議案第54号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 137
 - ・議案第55号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程の追加…………… 138
- 議案第56号の上程、説明、質疑、採決…………… 138
 - ・議案第56号 横瀬町教育委員会委員の任命について
- 議案第57号の上程、説明、質疑、採決…………… 139
 - ・議案第57号 横瀬町教育委員会委員の任命について
- 閉会中の継続審査の申し出…………… 141
- 閉 会…………… 141

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第56号

平成28年第3回横瀬町議会定例会を、平成28年9月8日横瀬町役場に招集する。

平成28年9月1日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

平成28年第3回横瀬町議会定例会 第1日

平成28年9月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 阿左美 健 司 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

7 番 内 藤 純 夫 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	小泉源太郎	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
守屋敦夫	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	町田文利	振興課長
横田稔	建設課長	島田公男	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	大野拓也	書記
------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

今日は、議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず、ブラジル・リオデジャネイロにおいて8月5日に開幕した第31回オリンピック競技大会での日本選手団の素晴らしい活躍は、今もって記憶に新しいところでございます。

私たちの秩父地域からは、陸上、やり投げに新井涼平選手が、自転車女子オムニウムに塚越さくら選手がそれぞれ出場し健闘いたしました。スポーツ選手の活躍が地域を元気にすることを改めて実感いたしました。4年後には、東京オリンピック、東京パラリンピックが開催されます。私たちの町からそう遠くないところで開催される東京オリンピック及び東京パラリンピックには、大いに期待したいと思います。

さて、平成28年度もはや半年がたとうとしていますが、各事業等の進捗状況などの一部について申し上げます。

まず、ふるさと納税の状況であります。現時点での寄附件数は80件、寄附金総額は110万円と、前年度決算実績に比べまして、この時点で件数は約4.4倍、金額は約3.5倍となっております。この増収は、返礼品の魅力アップを図るとともに、インターネットのふるさと納税専門サイトふるさとチョイスに登録し、クレジットカードによる寄附申し込みを可能にしたことなどが要因であると推測しています。今後もふるさと横瀬を応援してくださる方の拡大に努めてまいりたいと思っております。

次に、ホテルかがり火まつりが7月2日の土曜日に、寺坂棚田を会場に開催されました。事前のPRが奏功したこと、そして天候にも恵まれたこと等により、過去最多となる推定9,000人もの多くのお客様にご来場いただきました。

次に、道の駅のバーベキュー場が7月23日の土曜日にオープンしました。手ぶらでバーベキューというコンセプトで、西武鉄道で来訪した方にも利用しやすいスタイルとしています。利用していただいた方には、大変満足していただいているようでございまして、道の駅の新たな魅力として多くのお客様に利用していただけるよう努めてまいりたいと思います。

次に、横瀬町地方創生総合戦略事業の一つであります25歳の成人式についてであります。8月13日の土曜日に、旧芦ヶ久保小学校を会場に開催いたしました。当日は、10年前に横瀬中学校を卒業した44名の同窓生と、恩師の方にご参加をいただきました。限られた時間ではありましたが、ふるさと横瀬への愛着と、旧友との交流も深める有意義な時間を過ごしていただけたと思料しております。

次に、災害時における役場職員の初動訓練を実施したことについて触れさせていただきます。この件は、「広報よこぜ」9月号の「町長のちょっとひとこと」のコラムに掲載したところであります。訓練は、7月30日の土曜日に実施し、災害等における職員初動体制が想定どおり実施できるかを検証することを目的としました。当日は休日でしたが、70名の職員が参加し、土砂災害発生等を想定した待機体制から非常体制配備、活動を訓練シナリオ及び初動マニュアルを順次確認しながら行いました。

実際に8月22日に、町内に記録的な雨量をもたらした台風9号及びその翌週の10号と、続けて大きな台風がありましたが、この訓練での経験が防災対応に有効に生かされたものと実感しております。

非常時への備えは重要な行政課題であり、今後もこのような訓練を重ね、適宜マニュアルを見直していくこと等が大切であると考えています。加えて、備蓄品の充実などもさらに進めていきたいと考えています。

以上、事業等の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業の執行には細心の注意を払い、効果的な行政運営に努めていく所存でありますので、議員各位にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。また、健康には十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告1件、条例の一部改正4件、決算認定7件、補正予算6件、人事2件でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決等いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

8番 大野伸恵 議員

9番 若林想一郎 議員

10番 関根修 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、12番、若林清平議員。

〔若林清平議会運営委員長登壇〕

○若林清平議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、9月1日午後2時より、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員5名と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に新井鼓次郎委員、浅見裕彦委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より、本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は9月8日から9月12日までの5日間と決定いたしました。なお、9月10日土曜日と11日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日8日から12日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は5日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成28年第2回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましてはお手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成28年6月から8月実施分の例月出納検査の結果報告が監査委員から提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 皆さん、おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されていると思いますので、ごらんいただければと思います。

内容につきましては、平成28年6月20日と7月20日及び8月22日にご報告したものでございます。検査の対象といたしましては、6月20日分の実施分につきましては、平成27年度、平成28年度の一般会計と5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分につきましては、平成28年度が対象となっております。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な調書の提出をさせ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支、現金残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。その他、特に指摘する事項はございませんでした。

なお、平成28年7月末日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は5億5,576万4,193円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長、8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、委員会の報告をさせていただきます。

総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成28年8月24日、午前10時より横瀬町役場301会議室にて実施いたしました。出席者は、委員6名、執行部10名、事務局2名でございます。会議録署名委員として、浅見裕彦委員、向井芳文委員をお願いいたしました。

審査事件等といたしまして、(1)、委員会付託案件、請願2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について審議いたしました。(2)番といたしまして所管事務調査、公共施設等総合管理計画についていたしました。(3)、教育委員会報告。(4)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、(1)、委員会付託請願2号につきましては、後ほど議題として上程されており、改めて報告いたします。

(2)、所管事務調査でございますが、担当課長より人口減少や公共施設老朽化への対策が全国的に急務の課題とされている中、国からの要請に基づき今年度実施している横瀬町固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託契約について及び複式簿記による発生主義会計を導入した統一的な基準による地方公会計制度の整備促進についての説明を受けました。作成された固定資産台帳により、客観的に把握、分析し、今後30年から40年の公共施設の管理計画を作成するとのことでした。

まとめといたしまして、当委員会としては上記説明を受けたということでまとめいたしました。

(3)、教育委員会報告でございますが、1として、校長会・教頭会の主な指示伝達。2、小中学校児童生徒の現況。3、教育委員会主な行事。4、その他について説明を受けました。2の学力調査調査の結果については、発表が委員会の翌日ということでしたので、概要についての報告を受けました。

まとめといたしまして、当委員会としては上記説明を受けたということでまとめいたしました。

(4)、その他について。執行部から9月定例会提出議案の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら説明を聞きおくことといたしました。

また、平成28年8月17日午後より、横瀬小学校校舎の建てかえ計画に伴う先進地視察として、秩父市立吉田中学校、同尾田蒔小学校の視察を実施いたしました。出席者は、委員が6名、教育委員会3名、事務局2名でございます。

秩父市立吉田中学校と秩父市立尾田蒔小学校の概要について報告書に記載しておりますので、見ていただきたいと思っております。

以上で総務文教厚生常任委員会からの報告といたします。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長、9番、若林想一郎議員。

〔若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会報告書。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成28年8月24日、午後2時より。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、執行部3名、事務局2名。

審査事件等でございます。1、所管事務調査。(1)、よこぜまつりについて。(2)、その他、審査事件終了後、寺坂棚田の現地視察。

執行部を代表して富田町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を関根修委員、新井鼓次郎委員の両名をお願いしたところでございます。

審査経過・まとめ。1、所管事務調査。(1)、よこぜまつりについて、振興課長より資料に基づき説明を受けました。①、第39回よこぜまつりについて、寺坂棚田彼岸まつりとの同日開催の効果、昨年との変更点、交通規制等の説明を受けて質疑応答を行いました。

まとめ。当委員会としては、よこぜまつりについて説明を受けたということでまとめいたしました。

2、その他について。執行部から9月定例会提出案件の概要についてと、台風9号の被害状況の報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

審査事件終了後、寺坂棚田の視察と丸山林道土砂流出現場の状況確認を実施、担当者に説明を受けました。出席者、委員5名、執行部3名、事務局2名が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 おはようございます。それでは、7月8日に行われました秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

提出議案は全7議案で、6議案は総員賛成で可決、承認されました。反対意見が出ました議案第21号新火葬場椅子・テーブル等備品の購入契約の締結についてを報告いたします。

この議案は、新火葬場の椅子・テーブル全370点を税別2,340万円で購入する契約ですが、値段が高いのではないかと、納入予定業者が埼玉県産材の認証事業者ではないので、認証事業者からの納入がよいのではないかなどの意見が出ましたが、納入者プロポーザル順位表、また秩父産木材を使用する条件があることなどの説明があり、賛成多数で承認いたしました。

以上でございます。資料は控室にありますので、ごらんください。

○小泉初男議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 総務文教常任委員会の報告のほうで教えていただきたいことが数点ありますので、よろしく願いいたします。

1点目ですが、資料の2枚目のほうに書いてある教育委員会主な行事の中で、ヨコゼ音楽祭ということで人数が書いてありますが、今年も人数的には厳しい、少ないかなというような状況ですが、何か議論等があったでしょうか。

それから、同じくこのページの4、その他なのですが、アウトメディア、それからその下の大学生・高校生と一緒に勉強しようというものの内容について、説明をいただけたらありがたいのですが、よろしく

お願いします。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 ただいまの6番の新井議員の質問にお答えいたします。

まず、音楽祭の関係でございますが、これについては質疑がありまして、どのようにすればよいのかというような質疑もあったのですけれども、この事業について、これがいいというものがない中で、皆様からの応援をいただきたいというふうな答弁でありました。ヨコゼ音楽祭についての委員会での質疑は、そのようなものでした。

あと4、その他の大学生・高校生と一緒に勉強しようについては、参加者が2名ということだったのですけれども……失礼いたしました。これについては、委員会での発言はなかったと思います。ありませんでした。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

答弁漏れですか。

〔「答弁漏れです」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、お願いします。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 失礼しました。

アウトメディアについてですけれども、それはテレビを見ない時間を実施するというので、テスト中とかに行うということでした。失礼いたしました。

○小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 申しわけないのですが、1つの大学生・高校生と一緒に勉強しようというところで質疑、議論がなかったということで、聞きおくことになったわけでございますが、可能であれば教えてください。主催がどこで、どのような目的でやったのでしょうか。

それから、アウトメディアというものは、そういう啓発運動を行いましょうというPR活動を行ったということでよろしいでしょうか。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔「ちょっと休憩してもらっていいですか」と言う人あり〕

○小泉初男議長 休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○小泉初男議長 再開いたします。

8番、大野伸恵議員。

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 失礼いたしました。

アウトメディアについては、テレビを見ない、要するにテスト期間中という説明で終わったと思います。

それから、大学生・高校生と一緒に勉強しようということにつきましては、たしか横瀬町のおせっかいとかというような会で実施して、小学生、中学生の参加者についても、何名とかについてはちょっと私のほうで把握していないので、後ほど調べて委員会でのお話についての報告にさせていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、文教厚生委員長にお聞きしますけれども、ヨコゼ音楽祭の入場者は書いてあるのですが、売れた券の枚数は聞いたのでしょうか。お願いします。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員。

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 何枚売ったという報告はなかったと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、申しわけないのですが、ちょっと委員長に対しての質問ではないのですが、売れた券の枚数、結局これがお金にかかっていることなので、入場者と一応売れた券の枚数をちゃんと把握していただきたいということなので、もし許していただけるなら、職員さんのほうからご報告をいただきたいのですが。

○小泉初男議長 休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○小泉初男議長 再開いたします。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 秩父広域市町村組合の議会の関係なのです。新火葬場ということで、きょう議会が始まる前に資料等見せていただいたところも一部ありました。それで、先ほど内藤議員のほうからの報告で、この椅子、テーブル含めまして2,340万円ということで、そうすると議会にかかわるのは5,000万円超えていたというふうに思いながら私はいたのですが、そこで2社があって、それぞれの合計金額が5,000万円を超えて、この第21号として上がったのかどうかという点が1つ。

もう一つは、先ほど受注した業者が認証業者ではないけれども、秩父産を条件としているということな
のですけれども、そのことについてどう担保されているかということについての、これこれこういうこ
とで担保されていますということがありましたら、そのところについて教えていただきたいと思いま
すので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対し報告者の答弁を求めます。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 これは、単独で21号議案として購入の契約の承認が出たものでございます。この金
額でなぜ出たかというのはちょっとわからないので、また調べてまいります。

あと、この担保ですが、木材は立米換算するのですが、秩父県産材を何立米買うという約束を、もうし
てあるということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

他にございますか。1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。産業建設常任委員会報告書の中でお尋ねしたい点があるの
ですけれども、一番最後のところの視察に関しまして、丸山林道土砂流出現場の状況確認という中で、今後
どういう対策をとっていったらいいか。それは、その場所だけに限らず、その周辺も含めて議論が出たの
ではないかということが想像できるのですけれども、具体的にどのような議論が現場で出たか、執行部と
の間、または議員同士、どんな議論が出たかを教えていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします
ます。

○小泉初男議長 報告者の答弁をお願いいたします。

9番、若林想一郎議員。

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 ただいま向井議員から、丸山林道の土砂流出現場の状況確認とい
うことで、どのような意見等が出たかというお話ですが、こちらとしましては本来彼岸花の状況等を見に
行こうとしたところなのですが、台風9号でしたか、その状況でメガソーラーのところ、あそこできな
り現場が荒れておりました。そして、その上の箇所、きじ亭の下の箇所でしょうか、あそこがたまたま
土砂崩れ、あるいは地すべりというような状況があって、当日もなのですが、その前のちょうど台風の
ときにあそこが崩れたというお話を聞いたものですから、幾日か前でしたけれども、私は現場へ行きました。

そのときに、県の農林振興センターの職員の方が来ておまして、これは地すべりの危険があるから、
すぐ手当てはできないけれども、迂回路等を用意して上の丸山鉱泉、あるいはあそこに何軒か住宅があり
ますので、その交通を遮断しないようにというような緊急の措置がされて、あそこに迂回路ができ
ていると思います。

委員会としては、あそこに行って実際の状況を見て、あそこの地すべりがどの程度の状況なのか今の
ところ把握できないけれども、うかつに手が出せないのではないかなというところを見てまいりました。そ
して、メガソーラーについてもあそこの土砂が丸山林道を横断して、寺坂の水田のほうに流れ出たとい
う状況も地主の方から説明を受けて現場を見たところでございます。その説明等も委員の皆様にはさ
せてもらったということです。ということで、今回の想定以上の雨量が伴った台風ということで、実際に現場

を見ていただいて、状況が確認できたのではないかなと思うところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。いいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は8名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明申し上げます。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、ご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 おはようございます。3番、阿左美健司です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回大きく2つ質問いたします。

まず1つ目ですが、皆さんもご記憶にあると思いますが、平成の大合併ということで秩父の市町村が一つに合併するとかしないとか、大騒ぎしていた時期がありました。そのとき横瀬町は、平成16年3月21日の住民投票で合併反対が68.3%を占めて、合併しないで横瀬町単独で未来へ進んでいくという決断をいたしました。

それを受けて、平成17年3月に約1年間をかけて、議会でも特別委員会を設け、町政全般60項目以上の事柄について優先順位をつけ、緊急度の高いものからゼロベースでの見直しを進め、無駄を省いたスリムで効率的な行政運営を実現するため、横瀬町として緊急行財政改革決定事項、いわゆる行財政改革プログラムをまとめました。この中の大きな改革点は、このような冊子となって全世帯に配布されました。今もこれは、町のホームページで検索すると出てきます。今回、改めて当時の資料に目を通しました。議会に設けられた特別委員会でのやりとりや、また議会側と執行部とのやりとりなどを改めて見てみると、横瀬町のアイデンティティーを守るためにどうしていったらいいかという切迫した緊張感、危機感がひしひしと伝わってきます。携わっていた当時の先輩議員の皆さん、役場の町長部局の皆さんのエネルギーを圧倒されました。

そこで、1つ目ですが、平成17年当時と比べて交付税がふえたりしたために、予算規模は約2割も拡大しました。また、今年度新規の職員を12名大量採用しました。確かに役場庁内の電気は明るくなりました

が、スリムで効率化というより、ちょっと言葉は悪いのですが、これぐらいいいだんべという空気が役場を覆っている気がして、心配でなりません。そういうことは、役場に行く町民皆さんが感じているはずで、行財政改革は常に必要です。合併しないで横瀬町単独でやっていくと決めた行財政改革プログラム作成当時の緊張感は今もあるのでしょうか、お聞かせください。

2つ目です。子育て支援課が新設され、住民の皆さんにもだんだんと認知され、その効果がこれから出てくることだと思います。先月8月2日に、未来への投資を実現する経済対策が閣議決定されました。この経済対策では、一億総活躍社会の実現の加速のために、子育て分野では待機児童対策、保育士の処遇改善、保育サービスを提供する多様な人材確保措置の拡充、保育の労働負担の軽減などが盛り込まれています。これらが実行に移されるためには、今後補正予算なり国会の議決などの手続を経なければなりません。国会で承認された場合、横瀬町として主に子育て関係の分野でこのような情報を先取りして、どう取り組みを横瀬町の来年度の予算、もしくは補正予算などに反映させるのか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、平成17年作成の緊急行財政改革決定事項（行財政改革プラン）のその後についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 阿左美議員さんからいただいた質問のうち、私からは質問事項1、平成17年作成の緊急行財政改革決定事項（行財政改革プラン）のその後につきまして答弁をさせていただきます。

ご質問の行財政改革プランは、平成17年度当時、必要に迫られて取り組んできたものでございまして、町の一つ一つの事業を洗い出し、その事業の費用対効果を検証し、必要性、公平性等について見直しを行いまして、経費節減を図ったところでございます。それにより、相応の予算縮減に結びついたこともたしかでございますが、町職員の行財政に取り組む姿勢、そしてその意識づけという点において、大きな成果が得られたものと考えています。

それから、10年ほど経過した現在の町の財政状況につきましては、報告第3号でこれから町の健全化判断比率及び資金不足比率等の報告をさせていただきますが、現時点において町は健全な財政状態を維持しております。このように健全状態を保っていられるのは、事業を実施する際、職員の心構えとして、まずは特定財源を見つけた上で、それを計画に上げて実施に移すということを基本にしているからでございます。歳入財源に見合った予算編成に心がけるという財政バランスを重視しているからにほかならないと考えています。今後も引き続き、入りと出のバランスを最適に保つことに努めてまいります。

また、もう一つの健全指標としまして、町に万が一の緊急事態が生じた場合の備えとしまして、財政調整基金の積み立てを行っております。この積み立て額が平成17年度末には2億8,000万円でした。それが堅実に毎年積み立てを行ってきた結果としまして、平成27年度末の残高は10億2,292万円となりました。現在は、このような財政状況にあります。これからも今の健全状態を続けていく心づもりでおりますが、将来を見た場合、横瀬小学校の校舎の建てかえ等、大きな事業が目前に迫っております。また、町の諸施策に相応の事業費がかかることとなりますので、やはりこの先も職員一同が財政を健全化させようという緊張の意識を持って、実施計画に基づいた堅実な財政運営、事業執行に努めてまいりたいと思います。

また、新たな職員も多く加わっていただきましたので、そういった職員にもこの意識を植えつけさせるというか、そういう周知、また指導ということを行いまして、これからも健全な財政を維持してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。ということは、役場の皆さん、経費削減とかいろいろ積み重ねた結果、職員の皆さんもそういった意識づけがされ、今健全な財政状況で運営していただいているということ、今の課長の説明でわかりました。ありがとうございます。

この行財政改革プログラムでは、内容としましては当時議員定数や議員報酬の削減で議会費を30%削減して、当時町長など四役の給料も30%削減、その後町長は特別にまたさらに下げたようですけども、区長さんなどの非常勤特別職の給与も12%削減、役場職員の皆さんの給与も2キロ未満の通勤手当の廃止や出張旅費諸手当の見直しで削減し、平成17年の人件費率が決算カードによると22.6%だったのですけれども、この行財政改革プログラムと一緒に定められた横瀬町定員適正化計画と両方の効果で約10年後、平成26年度には決算カードによると人件費率は16.8%と、平成17年度よりも5.8%よくなっています。ちなみに平成27年度は、決算審査意見書によると17.8%らしいのですけれども。また、人件費だけではなく、人件費を含めた義務的経費も平成17年の37.4%から平成26年が34.7%、2.4%よくなっています。これは、この10年間、財政が硬直化しなかったということを示していると思います。

ところがですが、横瀬町財政計画平成24年4月1日版によりますと、18ページに人件費のこれからの見通しということで、平成31年度を計算してみると20.5%になります。平成26年度に比べると、5年間で3.7%悪化します。そこで、来年度職員がまた3名採用予定、今年度の12名の大量採用、定年退職者の再任用などを考えてみますと、平成27年度の人件費の数字にはこの3人、12人、再任用などはまだ含まれていませんので、さらに悪化するはずだと思います。この平成17年当時は、まだ少子高齢化と言っていましたけれども、ご存じのとおり今は人口減少時代です。今のほうが、もっと危機感がなければいけないと私はちょっと思っています。

そこで、町税はここ数年約11億円ちょっとで推移してしまして、平成9年度の14億5,000万円から比べると、3億5,000万円も減ってしまいました。今後、人口等が減らない施策はとっていくと思いますけれども、将来人口が減って7,000人台以下とかになったときに、そのときになって初めて職員数を抑制したりとかして、人件費を初めとするさまざまな経費を減らしたりとか、増やさないとかしてはちょっと遅いと思います。

そこで、ちょっと教えていただきたいのですけれども、例えば将来いつごろ人件費はこれぐらいとか、物件費はこれぐらいとか、そういった歳出区分ごとのある一定の金額ですとか、財政支出に関するパーセンテージですとか、その辺の目安があるのかどうかというのをちょっと教えてください。

それと、人員を増員していくということは、今人件費率の話をさせてもらいましたけれども、上昇傾向にあると思います。人件費率が上がらないぐらいの歳入アップが今後見込めるから人員増をしたということでしょうか、教えてください。

以上2点、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、その前に阿左美議員冒頭でおっしゃったことで、これぐらいいいだんべということとは全く考えていません。それと、町民の皆さんがそう感じている状況にあるとも思っていない。これは、まず冒頭にはっきり申し上げたいと思います。

財政の問題はとても重要です。だから、財政に対する危機意識は常に持っています。財政規律を守ることが、そのまま町の存続可能性につながると思っているので、私は大変重要だと思っています。一方、行財政改革プランの作成時も危機意識はあったと思うのですが、その危機意識と今我々が持っている危機意識というのは、少し質が違うものだと思います。

1つは、時代背景、状況の差。行財政改革プランのときには、これ国を挙げて地方自治のコスト削減というのをやっていました。集中改革プランというのが出て、それに基づいて全国各地で経費の削減が第一命題として与えられてやったという状況があって、加えてこの地域ですと平成16年3月の合併投票があって、現実的にこの町の財政は当時はぼろぼろで、たしか実質単年度収支の赤字がずっと続いていて、財政調整基金のストックを食いつぶして、それが2億円台までなっていたという状況にあったと思います。したがって、まさにこのときは、企業で言うところの再生に当たる時期で、とにかく今日明日のために削減が必要だったという状況にあります。一方、今はどうかというと、今は単年度では何とかやっけていける、財政調整基金も去年10億円積み増したという状況。しかし、中長期的にこの町が厳しくなることがわかっているという状況にあるということです。だから、わかりやすく言うと当時は、削減が至上命題で、短期間で削減を実行しないと生きていけないという状況にあった。今求められているのは、1年、2年の成果ではなくて、中長期的にこの町が存続できるかどうか、その危機感をどう抱えて走っていくかということが求められているというふうに理解しています。なので、削減をすればいいということではないです。

人事の話が言われましたので、これ前にも言ったと思うのですが、これは削減をすればいいという話ではなくて、今いかにこの町でやるべきことをやる人員をそろえて、最大最有効でその人材が働いてくれるかということをやっていくということが求められています。オペレーションの安定とかを考えると、仕事量に対して必ずバッファは必要になります。例えば職員さんが急に病気になるかもしれない、あるいは産休をとられるかもしれない、もしかすると転職するかもしれないというのを抱えながらやろうと思うと、それなりの人員は必要になります。人員は、これぐらいいいやということではなくて、仕事量に対して適正な人員が必要です。その中で、正職員の人数が決まっていきます。その適正に戻すために、去年12名を採用しています。これをこのまま大量採用を続けるかということ、そんなことはありません。適正な人員を適正に配置する、そして常にスリム化を目指していくという方向性は、必ず持っていたいというふうに考えています。

中長期にどうするかというのは、今ある中期計画だったり総合戦略だったり、あるいはいろんなものを見ていただければと思うのですが、申し上げたかったのは、方針として拡大を志向しているわけではない

です。この町が存続するためには、削減だけではもう立ち行かなくなります。削減すればこの町が続いていくということではなくて、これは人口減少のときでも申し上げましたけれども、人口減少に備えることと、それをとめる努力をすることが、両方求められるわけです。たしか平成17年の当初は、数年間新規事業は凍結になったと思うのです。その状況とは、今は明らかに違って、だから平成17年のときは集中改革プランだったけれども、今は日本全国地方創生になっているわけです。そこをバランスよく手を打っていて、この町の持続可能性を高めていくために、経費の削減もするし、新しいチャレンジもするし、そのバランスをとって中長期的にやっていくということを考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 町長からの答弁ありがとうございました。

私も中長期的には拡大に向かうとは思っていません。人口が減っていく中で、ある一定のところでバランスをとらなければいけないというふうには私も常々思っていて、そのためのご協力も私も全力でさせていただくつもりでおります。ただ、今の町長の中で、人事というか、人員に関してはオペレーションが大事、仕事に対して適正な人員並びに配置という答えがあったかと思うのですけれども、私がよく仕事の関係で夜遅くといいますが、10時とか11時ぐらいに役場の前を通ることがあるのですけれども、そのときに庁舎に電気がついていますと、まだ残業して頑張っている人がいるのだなというふうに思っているのですけれども、今までで、きょうの答弁もそうですけれども、前回と前々回の中で、たしか人員をふやすというのは、職員の皆さんの負担を減らすというところで12名採用したと思ってというか、私は認識しているのですけれども、一、二時間の通常の残業であれば、それは問題ないと思うのですけれども、10時、11時というところまで残業しているとなると、その人員増が負担減につながってなくて、それがふやしたまんまでそのままの状況で、1人当たりの仕事量が変わらないから残業がふえてしまっているというような感じが私のほうは考えるのですけれども、人員増ということが負担減につながっていないのではないかということが残業の、そういったところにあらわれていると思うのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

残業の問題は気になっていて、できるだけ適正な仕事量がうまく配分できたらいいと思いますし、過度な残業、職員の健康状態も心配というか、余り残業が多いようだというのが心配ということなので、そこはないようにと思っています。ただ、今やや踏ん張りどころというところがあって、当然12人の新人がすぐに4月1日から用意ドンで即戦力にはなりません。なので、その教育に時間や労力はかける必要が、少なくともこの上期は、かなりその負担があったと思います。では、下期に残業が急になるかということ、多分それはなくなる、完全になくなるものではないのですが、今より状況は改善すると思います。

人を育てるのは、それなりの時間がかかるということで、人を育てるための時間を、少なくとも上期はかなり全庁的にシェアしたのではないかなという実感は持っています。なので、そこは自分としても気を配って、できるだけ適正な仕事量が配分できるように目を配っていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、平成28年8月2日に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策について横瀬町は来年度予算にどう反映させるかに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項2、要旨明細1について答弁させていただきます。

未来への投資を実現する経済対策が閣議決定されました。阿左美議員のおっしゃるとおり子育て支援の関連では、安心して子供を産み育てられる環境の整備として、待機児童解消等を目的とした保育所等の整備の推進や、保育士等の処遇改善等を目的とした保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等の補助事業が盛り込まれておりますが、この補助金を利用しての事業展開につきましては、今横瀬町では該当する事業等がないことから難しいと考えております。

4月に子育て支援課が創設され、子育て支援の窓口を一本化し、サービスの向上を図り、各種事業を実施しておりますが、産後ケア、子供の貧困等まだまだ課題もあります。関係箇所との連携を密にし、課題解決を目指し、今後も切れ目のない子育て支援を目標に事業展開を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長さん、ありがとうございました。私もこの経済対策は、そのまま横瀬町においてきたりとか、横瀬町に当てはまるとかというふうには思っていません。ただ、何かそういった町として、県とか国でそういう動きがあるのだという情報収集なりみたいなものはしなければいけないという考えでは、私もおります。

今回保育士さんのことが結構出ているのですけれども、私の知り合いにも保育士さんいますし、保育業を営んでいるところも知っています。保育士さんの仕事というのは、皆さんもご存じだと思うのですけれども、重労働の割に給料が安いとかという考えがあると思います。実際それで離職する人がいたりですとか、横瀬町にもそういった人が大勢いらっしゃると思います。私がちょっと思うのですけれども、保育士の皆さんも、実は子育て世代真ただ中にいる方々なのです。一つ一つのことが、そういったことでいろいろつながってくると思うのですけれども、例えば今の日本だと両親、二親が働かざるを得ない、核家族が多数になってきている状況では、そのうち、そのうちという家庭だけでは、子育ては確かに大きな負担というか、負荷がかかっていると思います。

そういったことから、地域なり、行政なりの役割が大きくならざるを得ないというふうには私は考えているのですけれども、前回の6月の議会でも子育て関係ちょっと質問させていただきましたけれども、そのときたしか子供の貧困率がまだ出ていないというお返事だったので、3カ月たちましたので、その辺が出

たかどうか。実はこの間も、6月のときも、ニュースや新聞なんかで普通に出ていることが把握していないということで、ちょっとびっくりしました。出ていないのであれば出たかどうかということと、あと子供の貧困という、そういったことがあるということは皆さん認識があると思いますので、子供の貧困というと確かに子供の貧困なのですけれども、実際は守備範囲はかなり広くて、教育扶助から生活保護の問題になったりとか出てくることになると思いますので、そういったことで、別に具体的な施策があるとかどうとかということではなくて、町として子育て支援課、健康づくり課、教育委員会、それぞれが生活扶助、生活保護とか、その辺関係してくると思いますので、もし今後子供の貧困率をふやさないためとか、そういったものも少し考えなり思いとかあるのであれば、その辺ちょっと教えていただければありがたいのですけれども。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁をさせていただきます。

県だとか国の補助事業を活用して、子育て支援策を展開していくということにつきましては全くそのとおりで、補助事業を活用して効果のある子育て支援策を展開していきたいと考えております。

子供の貧困につきまして、6月でご質問いただきました。その貧困率についてなのですが、まだちょっと把握できていない状況であります。貧困についての会議等ありまして、情報収集しているところでございますが、貧困につきましては、ただ収入が低いだけではなくて、収支のバランスが崩れていて貧困ということもあり得ることで、なかなかただ収入が低い家庭だけではない、ほかの目に見えない貧困の家庭というのも実在するというお話も伺っています。これにつきましては健康づくり課等と連携をして、そういった家庭漏れがないように何か支援ができればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 阿左美議員の再質問にお答えします。私のほうから少し補足をさせていただきます。

子育て支援につきまして、来年度予算等をどう考えていくかということなのですけれども、まだ具体的な内容についてはこれから検討していくということなのですが、阿左美議員もおっしゃっているとおり、国の補助メニューだったり県の補助メニュー等、これはやっぱり逐次情報収集しながら、活用できるものはぜひ活用して、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。町としましても、子育て支援につきましては重点分野だと考えており、切れ目のない子育て支援をしていくためにも、さらに充実させていきたいと思っております。

お話にもありましてとおり、やはり貧困という話もありました。そういった部分で貧困率等、今後ちょっと調べさせていただいて少し研究させてもらった上で、これまでも子育て世帯のアンケートでも経済的な負担というのですか、そういったところが重いということも話がありました。そういったところの経済的負担の軽減としてどういったものができるのか、また出産、産後、子育て期のサポートというもの今後ますます重要になってくると考えておりますので、そういったものの強化など、どのような形で町とし

てできるか、財源等を含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 副町長、ありがとうございました。

では、今副町長に答弁いただいたのですけれども、副町長がせっかく県から来ているので、県の情報をいち早く取り入れたりですとか、埼玉県と同じようなほかの市町村で、例えばこんな事業をやっとうまくいったよとか、逆にこれはうまくいかなかったというような他市町村での成功例、失敗例みたいな情報交換とか、役場だけではなく県の方々なんかとの情報交換なり情報収集なりみたいなのは、今現在副町長の立場で県とのパイプとか、そういったことが可能な状態なのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 阿左美議員の再々質問にお答えします。

私のほうとしても、いろんな自治体の関係者の方と、やはり子育て支援についてはどこもいろいろと頭をひねりながら策を考えているという状況でありまして、同じように私のような立場で町の特別職、副町長等で行っている方もいらっしゃいますし、また一般職で各部長なり各課長ということで派遣に行っている方もいらっしゃいます。そういった方とは、機会があればいろいろと会って情報交換等はさせていただいているところです。あと、町のほうの子育ての支援のセクションの方とも、やはりお会いする機会があれば、会って情報等を得るように努力に努めているところです。県としましても、今やはり子育て支援については少子化対策ということで、かなり肝いりで力を入れているという状況であるとお話は伺っているところでして、来年度に向けて幾つかメニューを考えているという情報はいただいております。

先ほども出産とか産後とか、そういった先進的な事例で言えば、やっぱり和光市がネウボラ事業ということでかなり埼玉県の中でも、全国的にも注目されている事業をやっているわけなのですが、それを参考にしながら埼玉県も全県的に展開できたらなということで考えておりまして、そういったところを考えているという情報もいただいております。そういった部分で、全て埼玉県の自治体、大小ありますけれども、それが横瀬町にとって合う合わないというところがあるので、それはまた町として今の町のスケールに合った形、最適な形に見直した上で展開できればと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。いいですか。

以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時29分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問を行います。

初めに、質問の前に、今回台風10号の大雨の影響によって、町長あいさつ等でもありました岩田県岩泉町を初めとして、グループホームでの入所者9名の死亡や、堤防や橋の決壊による北海道、こういう点で大きな甚大な被害がありました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、生活基盤のより早くの復興を支援すべき必要があると思ひ、国は市町村任せにせず、国を含めて一刻も早くの支援をお願いしたいと思ひます。

また、横瀬町においては幸い人命に被害はありませんでしたが、林道の崩落とライフラインである秩父用水の河川横断部の決壊がありました。これについては、鋭意努力しているところだと思ひます。災害に備える不断の努力が大事だと思ひます。横瀬町が7月30日に、土砂災害に係る初動訓練を実施してくれたことは、非常に時宜にかなったものであり、非常時の備えができたと思ひます。今後、地域との連携強化を図り、災害に対する備えを強めていただきたいと思います。

もう一点、私も障害者施設に勤務していた関係から、7月26日、神奈川県相模原市の知的障害者施設やまゆり園で起きた殺人事件について、改めて犠牲となった皆さんに哀悼の意を表するものであります。また、心身ともに深く傷つかれた皆さんの一日も早い回復を心から願ひます。障害のある人々や家族の皆さんが今回の事件に萎縮することなく、顔を上げていつもどおりの生活を送れるようにしていただきたい。支援者の皆さん、障害者を支える人の仕事は誇りのある仕事だと思ひます。障害の有無や形状にかかわらず、人の命と人権は平等で、とうといものであると思ひます。互いの人格を尊重し合う社会に向けて、ともに手をとり合って歩んでいただきたいと思います。私も全ての人々の命と人権がとうとばれる社会に向けて、一層努力をしていくことを表明するものであります。それでは、質問通告に沿って質問を行いますので、よろしく願ひします。

まず1として、子育て支援策の拡充である医療費助成についてであります。昨年6月議会においても、この問題について質問しました。検討課題ということで認識は持っているという回答でありました。埼玉県では、高校3年生までの医療費助成対象としている自治体が朝霞市、越生町、滑川町、東秩父村でした。その後、白岡市、寄居町でも行われ、秩父郡市でも長瀬町がことし10月から実施するとのこと。より子育てに優しいまちとして、秩父郡市同一歩調でできればと思ひますが、今の行政のもとで横瀬町としてもぜひ実施していただきたいと思います。そこで、横瀬町としての現時点での取り組み状況と今後の具体的対応、進め方を明らかにしていただきたいと思います。

2つ目として、今年度横瀬町の地方創生の目玉である官民連携プラットフォーム事業の契約までの経過

と進捗状況についてであります。横瀬町まち・ひと・しごとの駅（官民連携プラットフォーム）構築事業について、町の入札公告から受注規模企業のプロポーザルなどの入札契約までの経過と過程を示してください。そして、受注以後の現在までの進捗状況と今後の展開について明らかにしてください。

3つといたしまして、子ども・子育てに関する町の役割と責務についてであります。横瀬町は、地方創生総合計画の中で保育所の民営化検討を進めています。町長が子育て支援は町の最重要な課題と位置づけ、保育所機能の存続をと言っていますが、民営化は子供たち、地域の宝を守り育む町ではないと私は考えるところであります。児童福祉法は、保育を必要とする子供に対し、町が必要な保育を確保するための措置を講ずるとあり、公的責任を明確にしています。今新システムのもとで、子ども・子育て支援法による幼保連携認定こども園として民営化を推し進めるのはいかがかと考えます。町長の認識を示していただきます。そして、今子ども・子育て支援会議の検討が進められています。この検討状況について明らかにしてください。

最後になります。4といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。2001年、介護の社会化を目的として介護保険制度が始まりました。15年たち、介護保険がだんだん、だんだん改悪されているように感じます。介護の自己責任化へと大きくかじを切っているところに見えます。要介護3から要介護2と改善され体がよくなった場合、特別養護老人ホームの利用が難しくなっている状況、こういう危惧はありましたが、町は事業所から相談があれば、実情を見ながら判断するという姿勢でありました。今回私は、要支援1、2に該当する方々への町の対応について伺います。介護予防・日常生活総合支援総合事業が4月から始まりました。要支援1、2の認定を受けた方が介護予防給付サービスだと介護保険サービスになりますが、介護予防・生活支援サービス事業の場合どのようなサービスが受けられ、従来とどのように変わるのかを説明していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。より積極的な町民支援の回答がいただけるようよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、子育て支援策の拡充である医療費助成を高校生までに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1、要旨明細1について答弁をさせていただきます。

こども医療費助成の対象者を高校生まで拡大することにつきましては、現在皆野町、小鹿野町、横瀬町の3町で協議し、町といたしましても検討しているところです。実施の方向となりましたら、今後の議会定例会におきまして条例の一部改正と受給者証の印刷、発送等に係る経費の予算の増額補正を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございました。

今の子育て支援課長の答弁によりますと補正で行っていくということで、ということは今後12月議会、あるいは3月議会ですけれども、今年度での実施というふうにとれました。今、条例の一部改正と、それ

から受給者証ですか、そういうのを交付ということで、小鹿野町、それから皆野町、横瀬町ということ
です。

1つは、この実施時期をどう考えているかというのと、それからもう一つは秩父郡市一体ということ
でいくと、今だと秩父市が抜けてしまうというふうに見えるのですが、そこら辺についての今の検討状況は
どうなっているかについて、再度説明をお願いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁をさせていただきます。

今後の議会定例会におきまして、条例の一部改正と増額の補正ということで答弁をさせていただきました。
今現在協議をしているところですが、実施の方向となりましたらということで、補正予算の増
額につきましては、もし4月から実施をする場合におきましても補正予算を組んでいただいて、受給者証
だとか申請書の発送とかを行わなければならないので、予算の補正増額ということでお話をさせていた
きました。条例の一部改正につきましても、今年度中に改正をしないと間に合いませんので、今後の議会
定例会において一部改正ということで考えているということで答弁をさせていただきました。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

こども医療費の高校生への引き上げについては、実施時期についてはまだ検討中ですので、いつからと
いうことは具体的には申し上げられないところなのですが、少なくとも実施時期については来年度
以降ということになるかと考えています。仮に来年度以降となった場合に、先ほど子育て支援課長が申
し上げたとおり実施のための準備として予算措置と、また条例改正等が必要になるということで、実施時
期よりも前の段階で議会の皆様にご提案して、審議していただくという段取りになるかと思
います。今の時点では、こども医療費について実施するかどうか、まだ近隣の市町村と協議し、検討している段階と
いうことでお答えさせていただきます。

あと、秩父市の状況については、秩父市のほうは今の段階ではこども医療費については、これまでも申
し上げていたとおり医師会との関係もありますので、秩父地域で全体一体となって導入していくのが望ま
しいというところではありましたが、今のところ秩父市については、まだそういったテーブルに着く状況
ではございません。今そういった長瀬町が既に10月からスタートをすると、ほかの小鹿野、皆野も検討を
し始めているということで、そこのテーブルに横瀬町として着いて、今後の実施について現在検討してい
るということになります。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますが。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 最初の答弁からだんだん、だんだん、あれ、あれ、あれというふう
に後退なのです

かね、補正予算を組んでということになると今年度中というふうには聞こえたのですが、今の副町長の点でいくと、今検討のテーブルに着いて検討ということになると、具体的に動いていないと。もう長瀬がやりました、その向こうで寄居まで来ました。今最初の回答でもって、では秩父郡市、これではもう具体的にいつからやるので、その中身についてはどういうふうな点を進めているのかいと聞こうかなというふうには準備していたつもりだったのですが、そうすると今年度中はもうほぼない。そうすると、来年4月1日に導入します。では、それに向けて鋭意努力して、実施できるまでに検討しますという回答はできませんか。町長のほうからでよろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからお答えします。

来年度4月からできることを目指して、今準備をしているというふうにご理解いただいてよろしいと思います。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、官民連携プラットフォームの契約までの経過と進捗状況についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 浅見議員さんからいただいた質問のうち、私からは質問事項2、官民連携プラットフォームの契約までの経過と進捗状況についてを答弁させていただきます。

官民連携プラットフォーム構築事業でございますが、国の補助率10割の交付金、地方創生加速化交付金の交付決定を受け、平成27年度3月の補正予算で承認をいただいた事業でございます。今年度に繰越明許させていただき、9月30日の稼働に向けて準備を進めております。この事業の契約に至る過程、手続きにつきましては、契約相手を選定する方法等を起案しまして、それを町長の決裁を受ける形で進めてきたところでございます。

起案の内容ですが、1つはまだプラットフォームという内容が目新しい特殊な業務であるということでございまして、単に入札金額だけで契約相手を決めるのにはふさわしくないものであろうということで、選定方法を簡易プロポーザル方式としてよいかということが1つです。そして、プロポーザル提案の依頼業者、これを秩父郡市内から2社、県内から1社、都内から1社の合計4社に依頼してよいか。また、審査する職員を副町長と担当するまち経営課職員の4名としてよいかというものでございました。この内容につきまして町長から決裁が得られまして、本年5月2日付で依頼するプロポーザル参加の依頼業者に通知を発送いたしました。その後、4社のうち秩父郡市内の2社からは辞退届が出されまして、残る2社からの提案を5月23日にヒアリングを実施しまして、その評価、審査を行ったところでございます。

その結果としまして、株式会社リクルートフォールディングスメディアテクノロジーラボを相手に契約を締結いたしました。契約金額は2,611万4,400円、契約の日は本年の6月1日、契約期間がその6月1日から来年、平成29年3月31日までというものでございます。業務の進捗状況でございますが、契約相手先

の担当者と打ち合わせを重ねまして、現在ウェブサイトのデザインや構成、稼働してからの提案審査の方法等について煮詰めているところでございます。

今後の予定としましては、今月末、9月30日にこのプラットフォームが稼働し始める予定です。稼働と同時に、町への提案が集まってくるということです。その9月30日に旧芦ヶ久保小学校において、お披露目のイベントを行う予定でございます。このイベントでは、町民の代表者や関係する方々に集まっていただきまして、この官民連携プラットフォームを知っていただくとともに、情報等を伝えていただければということと考えております。そして、町の将来にプラスとなる事業提案が受けられ、それが実現化できるようにプラットフォームの有効活用にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございました。

ことしの目玉という点での地方創生の官民連携プラットフォームの契約までの手続と今後について説明をいただきました。そして、この過程というか、町長のほうに起案した中で決裁をいただいて、5月に提案を受けてということ、ヒアリングを受けてやっとな。こういう新たな地方創生の中での、地方創生加速化交付金を使ってまち・ひと・しごとの官民連携プラットフォーム構築事業を行っていくと。いろいろウェブサイトの立ち上げということで、秩父郡市内で2社、それから県内で1社、都内で1社という選択だったと思います。非常に言葉としても難しい点があって、本当に辞退という形が出てきた2社の選択、秩父郡市内で今回こういう受注できるところがどうだったか、その選択の点があります。今回の官民連携プラットフォームについて、全国でのそれぞれの取り組みもあると思います。そういう中で、全国からは県内では1社、都内から1社ということで、ここの選択してきた理由というのですか、こういうふうなことでこの業者を選びましたと。そして、この提案に対してのプロポーザルでいったときに、金額と、それから提案内容、どういうところの提案内容がこの業者は特に是として、それから金額も選んだときにどうだったのかというふうな中での選択があったと思います。そこら辺について、再度説明をしていただければと思います。

それから、今後の進め方の中でもあります。プラットフォームをやって、全国からいろいろな事業の提案を受けると、その提案を反映させながら3月31日には完結させていくというのが今回の委託、受注業者に課せられた命題だと思えます。それが非常に要望等、受注された企業の中身を見ると、方々でいろいろな活躍をしている業者であると思えます。特に今回町でうたっているシェアリングエコノミーというのですか、こういう点も入れながら進めていくということでもあります。こういう町としての、いわゆる業者との折衝というか、こういう点があって、それはいいね、これはどうかというのを選んでディスカッションしながら進めていく会議というのが、どのようにしながら進めていくか、そのことについての再質問になるのですが、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 再質問にお答えいたします。

4社を指名しまして、その能力等につきましては、まずなぜその4社を選んだかということでございますけれども、やはりそういった官民連携プラットフォームという、まだどこも余り手がけていない事業ということで、営業活動を重視しまして、まず営業に来ていただいたところの中から話を聞いて動き始めているところでございますけれども、その企業の全国的な知名度とか、業務内容とか、そういう中から選んだわけですが、ただ、地元の業者にも町と今までの契約の中である程度能力のある、秩父郡市にもそういったところがあるところでは判断しまして、郡市から2社を選んだところでございます。そうしたところ辞退ということになってしまったわけですが、残る2社につきましては全国的に知られている企業でありまして、今回選ばれなかった企業につきましても、横瀬町の中で観光関係のパンフレットとか、そういうのを作成する中でいいものをつくっていただいたということで選ばせていただきました。

2社の評価の差なのですが、どちらにもやっぱり一長一短がございます、その評価は伯仲していたわけですが、一つリクルートホールディングスの提案の中では、この受注を受けて官民連携プラットフォームが立ち上がった後のいろんなところから来る提案の内容を整理し、審査する、そういった作業についてマンパワーを受け入れてはどうかという提案がありまして、それが地域おこし協力隊員ということでございまして、そういうところも考えていただいて、魅力のあった、評価の高くなったところということでございます。

今後につきましては、地域おこし協力隊員、12月からの受け入れを予定しておりますけれども、そういった方々に数多く提案が寄せられることと期待しているわけですが、そういった提案を整理し、審査の段階の作業を手伝っていただいて、官民連携プラットフォームに寄せられた内容が横瀬町をより魅力あるものに変えていただけるように努めていければと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから若干補足をさせていただきます。

これ新しいチャレンジする事業です。チャレンジする事業には2種類あって、町が単独で町の財布でできること、できないことがあります。これ明確に後者です。なので、今回は国の加速化交付金をいただいて10分の10の事業でやるという事業です。当然これは町単独ではとてもこれだけのコストを伴ったチャレンジは難しいということですが、今回は国のほうの加速化交付金をいただけるということでチャレンジをする事業という前提がまずあります。

その中で、パートナーの選定に当たって重視したのは、やっぱりノウハウだったり、あるいは企画力だったり、それからネットワークだったり、発信力だったりという部分です。これは、かなりハードルが高い要求水準でして、誰でもできるというものではありませんし、誰でもできないこと、すごく付加価値の高い仕事だから、高い対価があるという事業だと認識しています。実際やってもらうのは、箱づくりの部分、きれいなウェブサイトをにつくるという部分と、それが円滑に回るようにしてもらうという部分、円滑に回るようにしてもらうということにはパートナーのネットワークだったり、あるいは情報量だったり、情報力だったり、発信力だったりというものをひっくるめて評価をさせていただいたというようなことで

す。

以上、私のほうから補足をさせていただきました。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の官民連携プラットフォームなのですが、特に今あったところの提案審査に対してのマンパワーということもありました。横瀬町の官民連携プラットフォームの中では、新規事業の研究開発をしたいが、自治体を探すのに非常にコストがかかったりするというので、こういうところの情報を持っているところをどう進めるかというふうな点、それから公共領域のビジネスというような点もうたわれていると思います。こういうところに対して、いかにウェブサイトを入れて情報をつかみ、それから受注した業者が持っているノウハウ、あるいは企業力ネットワーク等を十分に発揮してできればと思います。そこにぜひ期待する点と、もう一つ横瀬町のウェブサイトというのは、非常に今、去年よりは改善されてきたと思いますが、そこの連携をウェブサイトの中に、横瀬町ホームページがうまくリンクしながら進められていければと思います。

今の最後の再々質問2つになりますが、横瀬町に現在あるウェブサイトと、この官民連携プラットフォームのウェブサイトをどうリンクさせていくのかということ、それから今言った企業力に対して提案審査ということで進めていく側のマンパワーを含めて、業者は非常にいろんな点を持っている。それを横瀬町がどう生かしていくのかということに対しての職員の側のなれというのが、なかなか熟成度、育成度というのが、新規事業であり難しい点となったと思います。横瀬町のパワーを生かして積極的に、こういうふうにして進めていきますということの回答をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから2点答弁させていただきます。

まず、ウェブサイトのほうなのですが、おっしゃるとおりで、まだまだ改善の余地がありだと思っています。ことしになってから、例えば町のフェイスブックのページを開設したりとか、あるいはツイッターだったりとか、ラインだったりとか、そういったものとリンクさせるようにはしてきていて、当然新しくつくるウェブサイトもリンクさせる形で発展させることを考えています。

もう一つが、職員のなれということは大事だと思っています。これ幅広く提案を受けるということでして、いろんなことが来るのだと思います。それは、やっぱり経験値を積んでいくしかないかなという部分と、それからそもそもこのプラットフォームは、全国でも画期的なプラットフォームにしたいのですけれども、そこで売りになるのが、やっぱり横瀬町の住民の皆さんとの距離の近さだったりという部分が売りになっていて、なので役場の職員もそうなのですが、町の方々にも広く理解をしていただいて、できるだけ多くの方にかかわっていただいて、前向きに事業が進められるような形をとっていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

ただいま5番、浅見裕彦議員の一般質問中でございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

5番、浅見裕彦議員、質問3、子ども・子育てに関する町の役割と責務についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項3、要旨明細1の子ども・子育て支援会議の検討状況について答弁させていただきます。

子ども・子育て支援会議につきましては、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため設置することとなっており、子供の保護者、子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者等20名で組織しております。本年度も5月31日に会議を開催し、横瀬町の子育て支援策等についてご協議いただきました。その中で、横瀬町地方創生総合戦略にも盛り込まれております保育所機能の民営化の検討開始につきまして、会議のメンバーの中から12名で検討部会を立ち上げ、方向性について検討、協議していくこととなりました。

検討部会につきましては、現在までに2回開催いたしました。6月20日、第1回の部会では町内保育施設を見学し、概要について事務局より説明をさせていただき、ご協議いただきました。8月24日、第2回の部会では子ども・子育て支援新制度について、また委員さんから要望のありました民営化した場合等のメリット、デメリット、これにつきましては具体的な事例ではなく、一般論として事務局より説明をさせていただき、ご協議いただきました。

今後も次代の横瀬町を担う子供たちのことを最優先に考え、協議、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうからは、3、子ども・子育てに関する町の役割と責務についてのうち、子ども・子育て新システムにおける横瀬町の子育て（保育所）に関する考えについて答弁させていただきます。

子ども・子育て支援法が平成27年から施行されております。この法の施行に合わせまして、国の基本指針に即して町では教育・保育や子ども・子育て支援事業の提供体制などを記した5カ年の計画を平成27年に作成したところです。この子ども・子育て支援計画では、教育・保育施設については平成27年3月の策定時、町立の認可保育所1つ、私立の幼稚園が1つという状況であることを踏まえ作成しているところです。

保育につきましては、児童福祉法第24条第1項により、認定こども園などによる保育のほか、認可保育所において市町村が保育すべき実施義務が課されております。その供給体制を整えるに当たっては、市町村は地域の幼児教育、保育に係るニーズを踏まえ、民間の事業所を活用するか、みずから直接運営するかを含めて、それぞれの地域の実情に応じて判断していくことになります。現在ほうしょう幼稚園から、平成30年度に認定こども園へ移行したい旨の話をいただいております、今後移行の手続を進めていく予定であります。これを受けて、子ども・子育て支援計画も見直していかなければなりません、町としましては今後見込まれる認定こども園への移行や保育所の利用状況を踏まえ、将来見込まれる教育・保育の需要に対して必要な施設の供給量を見込み、施設の確保をしていきたいと考えております。

今後の町の保育施設のあり方については、民営化も含めどのような形がよいのか現在検討中ですが、町の財政、将来人口、保育サービスのニーズ、施設の状況やそのほか限られた財源を対象者に広く還元できる形はどうか、子供たちにとってよりよい教育・保育の内容を提供できる形はどうか、利用者の意見など、さまざまな観点から検討し、最終的に判断していきたいと考えております。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 回答ありがとうございます。

最初に、今の検討状況というふうな点がありました。検討委員会を開催して進めていくというのは前回からも出ているところであります。幅広く意見を聞きながら実態を踏まえて、それから保護者と、それから保育関係の従事者、そして学識経験者の20名から成っていて、そこでもって今部会を設けて進めていくとのことでもあります。2回にわたって検討してきたということではありますが、非常に保育の関係というのは法律もわかりにくい中身になっていると思います。それで、今新システムにおける中身でどういうふうな方向になっているか、町として検討するに当たって、今の子ども・子育て新制度の認定こども園の中で、今両方一緒の質問になってしまうかもわかりませんが、副町長の言われたほうしょう幼稚園が認定こども園として移行していくというふうなところ、それから町は今の経済性、ニーズ、それからそれぞれを求めながら今後の町のあり方を検討していくということでもあります。

前回この点についてもいろいろ質問したところでありますが、ゼロベースでもって、結論ありきではないよということでしたと思います。そういう中で、町の責務というか、児童福祉法の観点でいったときに、市町村は保育に責任を持って進めていくというのがあると思います。全体的な今の世の中の動きというところでは、確かに民営化というのが拾うといっぱい出てくるのです。これは、保育所民営化の趣旨ということ、やっぱり一番は何かということ、財政状況が厳しい中で保育ニーズに応えるために時代要請に合ったシステムと保育所の養成や、施設の計画的な整備拡充、職員確保等が難しいというような中で、こういうところの中で民間活力を活用し、保育ニーズへの対応、町民サービスの向上を図るというふう言いながら進めているところであります。

私は、横瀬町が日本一子育てに優しい町というときに、どうあるべきかが一番必要な中身かなというふうに思うのです。横瀬町は、1つの保育所と、それから1つの民間幼稚園があると、こういう人口の限られたところで責任を持って物事を進めていくというのが見えるところだと思います。私立は私立のあり

方があるだろう、公立は公立のという町としての進め方があると思います。それに対して、いわゆる民営化と、それから委託というのの違いもあるかなと思うのです。児童福祉法の観点と、それから今の子ども・子育て支援法、そして就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これが認定こども園法という名前になっているかどうかは、ちょっと私も今調べているところでもあります。

こういう中で、2つがともに生きていく、共存していくというのに対して、それもあり方の一つであると、民間活力を導入してそこに任せると。競合しないで、共倒れをしないようにという考えかなというふうに捉えるのです。私は、横瀬町として本当に子供にはお金をかけながらも次代を担う、育んでいってほしい、そういうところで毅然として進めていっていただければというふうに考えるところでもあります。保育所も、現在保育士さん、それから臨時職員、非常勤職員、任期付職員等で来ているところでもあります。それなりと言ってはおかしいけれども、充実して進めているところだと思います。これを保育士さんについても、これは経営的な点での難しさというのは、やっぱり経営がいつているところは、若い保育士さんが多いところというのは、お金もある程度安く済むというところだと思うのです。公務員が進めていくというのは、途中でやめることもなくてずっと継続していくので、だんだん、だんだん経費もかかってくるのは事実だと思うのです。それをどう計画的に職員採用しながら進めていくのかも方法だと思うのです。そこには、非常に蓄積されたノウハウがあるし、子供を見る目と、それからお母さんたちを、保護者を育てていく点もあると思います。そういう点で、私は横瀬町が形として、言葉としてありきではないと言っているけれども、進めていく方向が民営化の方向に見えるので、何としても歯どめをかけながら進めたいというので、この質問を取り上げたところなのです。

今の児童福祉法24条で、公的責任と言われるところが町が責任を持ってこれはずっと進めていくところが必要だというふうに考えるので、そのこのところについてもう一回、町の考え方、あらゆる人たちの意見を聞きながら進めていきますという姿勢はあるけれども、町の基本的な方向性というか、そのこのところをどこに持っているかというのを改めて伺いたい点であります。

それから、もう一点は現況のほうで報告ありました。部会を設けて、それから新システムについて学び、それから現状の保育所を見ながらとかという点であります。いろいろな人たちの意見をどう反映させるのが課題だというふうに思います。委員会のほうの作業部会等についても、出られてきた委員さんだけでなく、利用者、あるいは職員の意見等もどう反映させるかについて、進めていくかの点について、再答弁をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 どのように部会等で意見を反映していくかについて答弁をさせていただきます。

現在部会のほうでは、アンケート調査等も実施しております。今後、保育所に入所している方につきましてアンケート調査をとりあえず実施しましたので、また妊婦さんですとか、まだ保育所、幼稚園等に入所されていない保護者の方等にもアンケート調査等を進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 浅見議員の再質問お答えさせていただきます。

まず、今回の民営化検討ということについては、いろいろと今後の保育所のあり方については選択肢があろうかと思えます。そういった中の選択肢の一つとして民営化ということで、さまざまな方から意見を聞いて、議論をしていただくということです。なので、浅見議員がおっしゃっている2つは共存していくのも一つのあり方ではないかということもありましたが、そういったことも含めてさまざまな選択肢の中から町として、今後の町の形として適切なものを選択していきたいと考えております。

あと、公立保育所について職員の経験年数等ということのお話がありましたが、必ずしも民間の施設、保育施設等の職員が経験年数が浅いかというそうではなくて、きちんと十分経験を積んだ職員を雇用している施設もあるということでありまして、そういったやっぱり職員の体制というのいろいろ選択していく中での判断材料になっていくのかなというふうには考えております。

あとは、町としての保育の公的責任というところなのですが、先ほども答弁の中で申し上げましたが、児童福祉法の規定にのっとって町の責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 部会等については、さまざまな意見を反映させるような形で進めていっていただきたいと思えます。

それで、町の保育のあり方というような点と、それから職員の経験年数は民間でも同じで、それなりの点はあるというのは事実でありまして、町としても管外保育等での民間施設への委託等も出されているところでもあります。1つ、ぜひ考えていっていただきたい意見の中には、職員のモチベーションの問題等も含めてです。私たちの仕事というのは、もともと私も公務員だった時期があったりするので、自分たちの仕事に誇りと責任を持ってどう進めていくかということで、それは民間でもできることだから民間でやればいいのではないかということになると、自分たちは何のためにいるのかが一番問われる中身だというふうに思います。職員は、こうすることで公立の保育所であるならば、公立の保育所、自分たちの将来の町をどうしていこうかということでの考え方で進めているところもあると思えます。

私たちの仕事、民営か、あるいは委託かというのは、職員の総定数抑制だとか、あるいは財政が厳しいからではなくて、必要なものはやっぱり必要なことで確保していくという話がありますので、そこら辺の職員のモチベーションを高める点、それから町の姿勢という部分、建物も古くなったら、やっぱり建てかえをしながら安全でやっていく、そこにかけるコストは、私は必要なものだというふうに思います。

最後に、町長の考えを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからお答え申し上げます。

この問題に関しましては、まずは私はどちらかという型よりも中身が大事かと思えます。前提条件として、財政的な制約がかなりある。そして、この先その制約がさらにきつくなっていくということが予見されています。その中で、限られたポケットの中で一番いいサービスを提供するのがどういう形かという、そういう問題なのだろうなというふうに理解しています。したがって、例えば今の既存の施設にこだわりがあるかという、そこに関してはありません。ただ、一方でやみくもに民営化ということでもありません。とりわけ民営化に関しましては、かなりいろいろなハードルがあります。民営化するとすると、まず受け皿がしっかりあって、その受け皿がしっかり機能することが確認できていないと民営化はできないと思えますし、そもそも民営化することでコストが浮くのだとすると、その浮いた部分で新しいサービスを付加して、そちらのほうがいいサービスが提供できるというのがないといけません。それらを総合的に勘案して、私たちの小さい町の限られた材料の中で、一番いい保育サービスが提供できるのはどの形かということを広く議論していただきたいと思っています。そして、制約がある中では、この保育の問題の優先順位は極めて高いです。ですから、保育の優しい町、子育て世代に優しい町、あるいは保育に気を配れる町というものは、当然私たちが目指すところであります。

そういう中で、職員のモチベーションの問題はご指摘のとおりで、とても大事です。民営化の議論を始めるということは、少なからず今の職員、役場の保育所で頑張ってくれている職員の気持ちの中には、さざ波は立てたのだらうと思えます。しかしながら、おかげさまで私たちの保育所現場の職員は、とても高いモラルで今業務に当たってくれています。では、今の施設がどうでもいいのかといったら、決してそんなことはなくて、昨年も保育所の内部、壁紙の張りかえですとか天井の修復もしています。そこは、現場と密にコミュニケーションをとりながら、広い選択肢を検討するという中でも、現場の職員がやる気を持って働けるような環境を私たちは責任を持って整えていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問3を終了いたします。

次に、質問4、介護予防・日常生活支援総合事業についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから、質問事項4について答弁をさせていただきます。

要支援に該当する方に対する施策についてであります。介護保険法で要支援に該当する方は、介護予防給付のサービスを受けることができます。平成27年度の介護保険法の改正に伴いまして、要支援認定の方が利用していた介護予防給付のうち、介護予防通所介護（デイサービス）と介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）が、平成29年度末までに市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業に移行することとされております。

当町を含みます秩父地域1市4町では、地域性、秩父は1つという考え方から、事業所や利用者への配慮も考えまして、利用者の単価を同じにするなど、新たな地域支援事業実施要綱を策定いたしまして、平成28年度より新たな介護予防・日常生活支援総合事業、略して総合事業といたしまして、スタートいたしましたところでございます。

新たな総合事業でございますが、訪問型のサービス、それから通所型サービスを利用するには、要介護

認定で要支援1または要支援2の判定を受けるか、基本チェックリストで生活機能が低下していると判断されるとサービスを受けることができます。今申し上げました訪問型サービスには、現行相当の訪問介護サービスと、緩和いたしました基準によります訪問型サービスAがございます。現行相当の訪問介護サービスでは、調理や掃除などの支援の生活介護と入浴や着がえなどの身体介護の支援がございます。また、訪問型サービスAにつきましては生活介護のみの支援となっております。また、通所型サービスにも現行相当の通所介護サービスと、緩和した基準の通所型サービスAがございます。現行相当の通所介護サービスでは、体操やレクリエーション、それから入浴などの支援がありますが、訪問型サービスAにつきましては体操やレクリエーションなどの支援となっております。

これらのサービスは、ご本人の状況に応じたケアマネジメントに基づいて利用するものでございますので、総合事業に移行したからといって、現在利用者のサービス量が極端に減ってしまうということはありませんし、場合によりましては介護保険の認定申請につなげ、介護給付を受けることもできます。制度の趣旨は、住民の皆様が要介護または要支援の状態になった場合において、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 時間の関係がありますので、要望のみというふうな形で、答弁はいいです。

今回の介護保険法がだんだん、だんだん介護あって保険なしというか、要支援1、要支援2に対しても基本チェックで、考え方とすれば早目に見つけて、それを介護予防・日常生活へ行って介護にならないようになれば、その自立を支援していくという形になると思うのです。でも、今現実的に要支援1、2という方が、今回の介護生活総合支援サービスになるときに、今健康づくり課長言っていました、ぜひ今の基準を下げないというか、サービスを下げず要支援1、あるいは2というふうな人たちが安心してサービスも受けられ、自分たちが健康でいられるように、そういうところにぜひ心がけて、横瀬町も今の国が進める方向は、言い方はいいのですが、実際上はだんだん、だんだん保険給付を受けない方向に進めてきているように見えるのです。だから、町としてぜひこういう体が悪くならないように努めるのはもちろんですけれども、支援を受けるようになったときに、このサービスが今までと同じように、より充実する、それから給付の負担はふえないような、そういう形で進めていっていただきたいと思います。

1分ですので、要望をして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○小泉初男議長 答弁よろしいのですね。

○5番 浅見裕彦議員 では、1分あるから答弁。気持ちだけよろしくお願いします。

○小泉初男議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

ご質問のように、地域支援事業は地域の実情に応じたサービスということでございますけれども、1市4町で足並みをそろえて事業をしている部分もございます。今後も利用者が安心して暮らせるまちづくり

のために、いろいろ検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

ことし4月に起こった熊本地震、いまだに余震がおさまりません。熊本県は地震に強いと言われておりましたが、今回のような地震が起きました。同じように、この秩父地域も地震には強いと言われております。しかし、南海トラフ、首都直下地震、そういうものが心配されております。2011年東日本大震災以降、横瀬町の震災時の対応はどうかをお伺いいたします。大きく分けて2項目なのですが、まず1つ目は、震災時の非常電源部についてお伺いいたします。

(1)として、現在の状況について、非常電源の確保時間を教えてください。人命救助の観点からも、72時間が一つの区切りとなりますが、72時間を確保しているのか。

2項目めとして、今後の設備投資についてお伺いいたします。非常電源のバックアップ、防災無線の現状、今後の対応について答弁を願います。

2つめは、姿の池についてお伺いいたします。姿の池は、横瀬町を代表する池であり、芝桜のシーズンなど、多くの観光客の目に触れます。隣のまちであります秩父市からも姿の池というのは非常に認知度が高い、どちらの土地に所有があるのか曖昧なぐらい、秩父市の方も姿の池に対しては思い入れがある。そんなお話もいろいろ聞いております。このことも踏まえ、お伺いいたします。

現状の姿の池について、悪臭、水質、生態系についてお答えください。

2項目めとして、今後の姿の池について、例えば池の清掃を行うことができるのかどうか。

以上となります。よろしくお伺いいたします。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、震災時の非常電源部についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の(1)、現在の状況でございますが、役場本庁舎における非常電源は非常用発電機により電源を確保することになっております。発電機の形式でございますが、水冷フォーサイクルのディーゼルエンジンで、容量65キロボルトアンペア、燃料は軽油を使用します。燃料満タンは99リットルでございます。連続使用は約4.6時間となっております。人命救助の観点から重要な72時間は、外部からの協力なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいと言われておりますので、72時間は必要であると捉え

ております。諸事情も考慮しながら、今後この検討等をしてまいりたいと考えております。

次に、要旨明細の(2)、今後の設備投資についてでございますが、まず非常電源のバックアップにつきましては、現時点においては予定はございませんが、今後の検討課題と考えております。

次に、防災行政無線の現状でございますが、当町における防災行政無線は昭和62年に整備されております。町内9カ所に屋外受信拡声装置を設置するとともに、全世帯に個別受信機を設置したものでございます。アナログ方式で、設置後約29年ほど経過している状況でございます。今後の対応でございますが、運用に不都合等が生じないようにメンテナンス等を的確に実施する予定でございます。また、国の方針等に基づき設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早い時期に防災行政無線のデジタル化を図る旨を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。やっぱりこの4.6時間、これだと全く足りない状況だと私は思います。

国のほうから、ことしの2月に大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きという資料が、84ページほどで内閣府のほうから出ていました。その中の一部の文面の中には、やっぱりどうしても72時間というのが一つの人命救助、または町が、市が防災拠点として活動するに当たり最低限必要な時間だと。そのときに必要になってくる必要資源という項目も細かく書いてあったのですが、例えば非常業務を優先するときには、必須資源というもので職員、庁舎、執行環境、電力、通信、情報システム、水、食料、トイレ、消耗品、細かく挙げられています。現状で横瀬町が大きな災害に遭わないことが一番ですが、準備を怠ることなく、いつどんなときに起きても、人災と言われないレベルの準備をしていただきたいなと思うのが一つあります。

内閣府が定めたのがことしの2月で、まさしくこれが各団体、各地方庁舎のほうに多分データで送られたのが3月末ぐらいだと思うのですけれども、その直後に熊本地震でああいう形になって非常に痛ましい、熊本の庁舎自体が潰れてしまったりもしました。そんな中、4月からずっと皆さんやっぱり防災には関心を持っていて、夏場を迎える前に役場としてはちゃんと非常時体制の確認という意味でやっていただいたということは非常に大きな成果だと、前に進んでいるのだなというふうには思いますが、隣の秩父市では防災訓練というものが71町会で9月の日曜日、第1日曜日ですか、行われておりました。同じようなことが横瀬町でも、7地区で考えるか、区ごとで考えたら23区、そのレベルであれば町が主導して防災訓練というものを全町でやれるふうなことは考えられないかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、非常電源の関係で少し補足的なことをお話しさせていただきますけれども、満タンで4.6時間と

いうことでございますけれども、燃料が確保できれば継続的に発電はできるということでございますので、燃料の確保をいかにするかということ、この辺を少し検討すればクリアできる部分もあるかと考えております。

また、そのバックアップということでございますけれども、例えば太陽光発電、ソーラー発電、それで蓄電をするということも考えられると思いますけれども、費用的なことも考えられますので、また今後検討をしていく一つのものだと考えております。

それから、防災訓練のことをお尋ねでございますけれども、現在町では各区を通じて、自主防災組織という形をこちらでは考えているのですけれども、各区がそれに当たるという捉え方をしておりますけれども、各区において防災訓練の実施をお願いしているところでございます。また、9月に区長会の臨時総会もございますので、またご依頼をさせていただきたく予定でございます。そういうことを積み重ねて、定着した上で、最終的には総合防災訓練という形に持っていけることが一番いいというふうには考えております。そこまでは、少し過程を積み重ねた上で進めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。一步一步着実に前に進むように防災計画、防災訓練等、みんな準備して、心づもりだけでもできれば被害は最小限に食い止められるのではないかなと思っておりますので、引き続き前向きに進めていただきたいなと要望させていただいて、この項目閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、姿の池についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、質問事項2、姿の池についてお答えさせていただきます。

まず、(1)の現在の状況についてでございますけれども、ご指摘のとおり姿の池では現在水草が繁殖しております。時々悪臭の苦情や、景観の悪化を招いております。この原因となっている水草は、オオカナダモ、またはアナカリスと呼ばれる南アメリカ原産の水草で、これは大正時代に植物実験用として輸入され、その後各地で大繁殖するようになったというものでございます。その特徴といたしましては、非常に繁殖力が強く、水温や水質に左右されずに生息でき、またちぎれた茎から根を生やして次々にふえるという生態を持っております。環境省指定の要注外来生物に指定されております。

悪臭につきましては、特に5月の渇水時期に姿の池の水位が一時低下したときに、この水草が水面にあらわれて腐敗しておいが発生したものでございます。

次に、水草の繁殖による水質への影響でございますけれども、水草の繁殖は池の水の富栄養化を防ぎ、水質汚濁を抑制することになります。また、定期的に水道局では水質検査を実施しておりまして、異常はありません。

続いて、池の生態系への影響についてでございますけれども、これは在来種の水草などを淘汰してしま

い、姿の池から外へ水草が広がってしまうというようなことも懸念されるところでございます。そして、やはり異常繁殖した状態というのは、景観を著しく損ねることも大きな問題であると考えております。

今後の姿の池の管理でございますけれども、オオカナダモにつきましては平成23年に職員によって刈り取りを実施したという経緯がございますが、減少には至っておりません。しかし、景観上も見苦しく、またフェンス内の雑草、ごみ、流木等も多く見受けられますので、農業用水等、影響のない冬の冬季に池の水位を下げて清掃作業を実施したいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。

やっぱりこの外来種、非常に繁殖力強いというのは動物にしてもそうですし、魚介類にしてもそうです。また、植物についてもそうである。そのことを踏まえて、過去平成23年ですか、駆除というか、大きな清掃をしたという経緯も今聞きましたが、やっぱりこれは横瀬町にとっても秩父郡市にとっても、電車から見えたり、観光面で考えても、姿の池ってもっと日の目を当ててもいいのかなと。町長が掲げていました歩きたくなる町横瀬の一つには、やっぱり姿の池周辺の整備をもっと進めることによって、芝桜のシーズンであり、芝桜以外のシーズンであり、町内を活性化させることにつながると私は思っております。そのことを踏まえて、この姿の池の中に、例えば今魚介類、結構いると思います。そこに関して、やっぱり周りでも興味を示している方がいっぱいいて、いいのか悪いのかは別として、姿の池で釣りをしている方もいっぱいいらっしゃいます。それは、本来ルールではだめですが、自然と人が集まってくる、それは姿の池には外来種がいっぱいいるという情報が世の中に伝わっているわけなのです。ただ、姿の池に本来いた在来種を保護する意味では、外来種を駆除しなければいけないというのは、今全国的にいろんなところの池とかで、名古屋でも今外来種のかいアマゾンにいるやつを駆除しようと思って一生懸命やっていますが、やっぱり姿の池に対してもう少し思い入れを持ったものが行えたら、かなりのボランティアの人数が集まってくるのではないかなと思います。

ぜひ姿の池の環境、遊歩道の整備も含めあそこの周り、昼間女性が歩いても大丈夫、夜も女性が歩けるよというぐらい整備されたものにしないと、実際自分が夕方あそこを一人で歩けと言われたときに、随分薄暗いなと思いました。あの辺の整備に関してどのようなお考えか、お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、お答えいたします。

確かに姿の池の外来種については、これは恐らく釣りをされる方か誰かが入れて、それが在来種に取ってかわりどんどん、どんどんふえてしまったというようなものであろうかと思っております。この辺についても、またそれについては駆除等の検討もしなければならぬのではないかなというふうに考えております。

また、周辺の清掃ですとか環境整備等につきましても、今ボランティアのというようなご提案もしていただきましたので、そのような活用も含めながら検討していかなければならないと思っております。環境整備に

つきましては、議員おっしゃられるように横瀬町の歩きたくなる町、あるいは鉄道からもよく見えますし、秩父市の羊山公園に隣接する、そういった立地条件というか、そういう場所でもございますので、できる限り安心して池の周囲に行けるようなふうに整えなければならないのではないかなというふうには考えます。ただ、今現在はあそこの池につきましては、主に農業用水のため池というのが主な用途でございますので、その辺と含めまして今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。現状農業用水ということですが、過去にはあそこに、私の記憶をさかのぼるとボートが浮いていたななんていうこともあった記憶があるのですが、農業用水だけにしておくのはもったいないし、またそれは水利組合のほうの関係の皆さんともいろいろ協議をしなければいけないことだと思いますが、新しい姿の池の活用法というのをぜひ要望したいと思っております。ありがとうございます。

○小泉初男議長 答弁はよろしいのですか。

○2番 黒澤克久議員 はい。

○小泉初男議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2つの質問をさせていただきます。1つ目は、町の防災・減災対策の取り組みについて、2つ目は、B型肝炎ワクチン接種について伺います。

最初に、町の防災・減災対策の取り組みについて伺います。近年、各地で地震、猛暑や豪雨といった極端な気象が発生しています。各地で大きな被害が報道されています。私たちの住む横瀬町でも、いつこのような災害が発生しても決して不思議ではありません。このような中、横瀬町においても防災行政無線システムの導入で個別受信機を配備しており、自主防災組織を結成する等、万が一の災害の発生に備えた取り組みは進んでおります。しかし、地震や風水害、土砂災害が比較的少ない横瀬町では、住民意識として必ずしも十分な防災への心構えができていないような状況であります。災害による被害を最小限にとどめていける災害に強いまちづくりには、町民と行政の連携のもと、自助、共助、公助という基本方針を確立し、平常時から防災意識をしっかりと持つことが被害を最小限にとどめるために重要なことだと考えられます。そこで、町としての防災の取り組みについて伺います。

(1)、土砂災害警戒区域に指定されている場所はどれくらいあるか。どのような基準で指定している

のか。横瀬町土砂災害ハザードマップに載っている箇所のほかにも警戒区域はないのかを伺います。

(2)、避難所になっている場所の整備はどのようにされているのか。現在指定になっている避難所は複数箇所ありますが、屋内施設は老朽化した建物が多く、耐震補強されていない場所もあります。トイレも洋式のところは多くはありません。このような状況をどのように把握されていて、避難所の整備に今後どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

(3)、野外防災無線の設置場所について、新たな設置を考えているのか。

(4)、災害に強い地域社会を構築するために、地域力を高めるために行政と町民が一体となることができる防災体制をどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

大きい2つ目のB型肝炎ワクチン接種について伺います。このB型肝炎は、肝炎ウイルスが体に入ると肝炎を起こし、長く肝臓にすみついて肝硬変や肝臓がんの発生リスクを上げていきます。WHOは、全ての出生児にB型肝炎ワクチンを接種することを推奨しています。乳幼児は、若年成人と比較してワクチン接種の効果が高いとされています。現在成人されている人でB型肝炎による慢性肝炎、肝硬変、肝がんで苦しんでいる方たちの多くは、乳幼児期のB型肝炎ウイルスに感染したことが原因となっているとの報告があります。公明党は、2013年の参議院の参院選の重点政策で、B型肝炎ワクチンの定期接種化を訴え、国会で積極的に取り上げて定期接種化を急ぐように政府に求めてきました。ことしの10月からは、厚生労働省の専門部会が、ゼロ歳児を対象にB型肝炎ワクチンの定期接種化を了承しました。初年度は、平成28年4月1日以降に出生した者が対象となる見込みで、1歳までに計3回の接種を行います。そこで、定期接種の詳細について、現時点での町としての取り組みについて伺います。

また、今回の定期接種化により、公費で接種できるのは平成28年4月1日以降に生まれた乳幼児で、現在のゼロ歳児のみということになっています。4月1日以前に生まれた乳幼児は、任意接種で受けることになります。1回5,000円で3回接種となると、1万5,000円の自己負担となります。そこで、お聞きします。定期接種の対象から外れてしまう感染防止可能な年齢の3歳児までの者に対して助成することはできないでしょうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、町の防災・減災対策の取り組みについてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 それでは、4番、宮原議員さんのご質問について、私のほうからは要旨明細1、土砂災害警戒区域に指定されている場所の数と、どのような基準で指定しているのか、ハザードマップに載っている箇所のほかにも警戒区域はないかについて答弁させていただきます。

初めに、土砂災害警戒区域に指定する根拠法となる土砂災害防止法について、少し説明させていただきます。土砂災害防止法は、従来の砂防堰堤や急傾斜地等の工事を目的とせず、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域という2種類の区域を指定し、国民の生命を守るためにソフト対策を充実させようと制定されたものです。ソフト対策とは、どこが危険か明らかにする。警戒避難体制を充実させ緊急時の対応を定める。危険箇所へ対策がなされないまま住宅等が建つことを抑制する。以上のような対策が実施されま

す。

さきに述べました2種類の区域とは、土砂災害警戒区域、俗にイエローゾーンと呼ばれている区域です。ここは、住民等の生命、または身体に危害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害発生のおそれがある区域を明らかにする。警戒体制の整備を行う、これは市町村の義務になります。以上のような対策がなされます。

次に、土砂災害特別警戒区域、俗に言うレッドゾーンと呼ばれている区域です。ここは、住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発の制限を受けます。建築物の構造の規制を行います。以上のような制限がなされます。

続きまして、箇所数とハザードマップに載っている箇所のほかにも警戒区域があるかと、指定基準について説明させていただきます。芦ヶ久保地区では、平成22年3月16日に土砂災害警戒区域56カ所、うち土砂災害特別警戒区域13カ所を指定しています。土砂災害の種別といたしましては、土石流警戒区域が20カ所、急傾斜地の崩壊警戒区域が36カ所です。また、今後は地すべり警戒区域等、今年度中に2カ所指定される予定です。横瀬地区におきましては、平成23年に基礎調査を実施し、地元説明会を行っていますが、今日まで指定はされておりません。ただし、県としては再度地元説明会を行い、今年度中に区域指定を行っていく予定との説明を受けております。

次に、指定基準についてです。急傾斜地の崩壊、1番として急傾斜地の定義ですけれども、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上のもので、危害が生ずるおそれのある土地の定義、イエローゾーンのところですけれども、急傾斜地の上端から水平距離10メートル以内から下端から水平距離で急傾斜地の高さの2倍、上限としては50メートルの区域となります。これが区域になります。

著しい危害が生ずるおそれのある土地の定義、レッドゾーンですけれども、区域内に建築物が存する場合、崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用すると想定される力の大きさが、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる大きさを国土交通大臣の定める数値を上回る土地の区域でございます。

もう一つ、区域内に建築物が存在する場合、崩壊に伴う土石等の堆積により建築物に作用すると想定される力の大きさが、住民等の生命は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる大きさを、また国土交通大臣の定める数値を上回る土地の区域となります。

次の種類の土石流ですけれども、土石流の発生する定義についてですけれども、谷の出口、基準点といいますが、そこから上流の流域面積5キロ平方メートル以下で谷型の地形を呈する溪流です。地盤勾配がおおむね10度及び土石流または土砂流の履歴がある溪流ということでございます。

土石流により土砂災害の危険をもたらされると予想される土地の定義ですけれども、基準地点から下流の土地において地盤勾配が2度以上の土地ということになります。

危害が生ずるおそれのある土地の定義、イエローゾーンですけれども、土石流により土砂災害の危険をもたらすと予想される土地において、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域となります。著しい危害が生ずるおそれのある土地の定義、レッドゾーンですけれども、土石流により土砂災害の危険をもたらされると予想される土地において、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域でございます。

最後に、地すべりの定義ですけれども、地すべりとは土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象ということでございます。危害が生ずるおそれのある土地の定義、イエローゾーンですけれども、地すべりをしている区域または地すべりするおそれのある区域及びそれらの区域の末端から地すべり区域の長さに相当する距離の範囲内の区域、最大250メートルの区域ということになります。著しい危害が生ずるおそれのある土地の定義、レッドゾーンですけれども、危害が生ずるおそれのある土地のうち、地すべり塊のすべりに伴って生じた土石等の移動による力が建築物に作用したときから30分が経過したときにおいて、建築物に作用する力の大きさが通常の建築物の耐力を上回る土地の区域で、区域の末端から最大60メートルの区域となります。

以上で要旨明細1の答弁を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 私からは、要旨明細の②、③、④について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細②の避難場所の整備についてでございますが、現行避難所につきましては公共施設等を指定しておりますので、施設管理者において適切に管理されているものと捉えております。また、必要な改修等も施設管理者において適切に実施されているものと考えておりますので、現時点での整備等の予定はしておりません。

なお、現在横瀬町地域防災計画に示されている指定避難場所、避難所について、この見直しに取り組んでいるところでございます。町の防災計画では、避難場所、避難所は34カ所が示されていますが、避難場所と避難所の区別がされておりません。見直しは、災害対策基本法施行令指定基準等に適合する公共施設その他の施設を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する旨で検討を行っているところでございます。ちなみに、災害対策基本法において指定緊急避難場所とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設または場所を洪水、津波その他政令で定める異常な現象ごとに指定緊急避難場所として指定しなければならないと定めております。

また、指定避難所とは、想定される被害の状況、人口の状況、その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、またはみずから居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないと定めております。

現在検討している指定避難所は、横瀬町総合福祉センター、横瀬町活性化センターなどの町有施設を想定しているため、適時に施設状況等の把握ができ、また耐震等にも対応している施設であり、特に改修等をする必要もないと考えますので、管理運営面にあっても効果的であると考えております。

次に、要旨明細③の野外防災無線の設置場所について新たな設置を考えているのかというご質問でございますけれども、現在横瀬町の防災行政無線はアナログ方式によるものでございます。国は、できる限り早期にデジタル方式に移行する旨としています。今後デジタル方式への移行が予定されており、この際に屋外受信拡声装置も含めた見直しなどが見込まれることから、現時点では新たな野外設備の設置は予定し

ておりません。

次に、要旨明細④の災害に強い地域社会を構築するために、地域力を高めるために行政と町民が一体となることができる防災体制をどのように取り組んでいくのかのご質問でございますが、災害に強い安心安全なまちづくりは、重要な行政課題であると捉えております。町では、以前から各区自主防災組織に防災訓練の実施についてお願いしてきたところでございます。まずは、各区自主防災組織での防災訓練を定着していただき、あわせて町や関係機関等を含めました総合防災訓練等を実施するなどして、災害に強い地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

(1)の警戒区域ですけれども、今回の台風で丸山林道の路肩が崩壊しました。人的被害がなく、迅速な対応で迂回道路をしっかりとつくりいただき、地元の人たちも喜んでおります。ほかの箇所が、いつ同じような崩落が起こるか心配です。町として、やっぱり芦ヶ久保区域だけでなく、このような突然起こる崩壊に対して今後どのような取り組みをしているのか。先ほどのハザードマップに載っているようなものを町民の皆様がどれだけ知っているのか、私も初めてハザードマップをネットで出して見てみましたので、本当に町民の方がこれをどれくらい知っているのかも、どのような推進をしていくのか、お聞きしたいと思います。

(2)に対して、避難所の整備についてでございますけれども、先ほどお話ししていただいたように、やっぱり先日の台風のときも本当にあれだけ避難所が34カ所あったら大変だなと思っていながらいましたら、そうでなく町有施設のみということでありました。そこで、整備の中で2階が避難所になっているところもあります。予算の関係もあるでしょうけれども、エレベーターの設置とかバリアフリー化は考えているのか、お聞きしたいと思います。

3番目の野外防災無線ですが、私が町民の方から聞いた中で、定時の野外放送が聞こえないとお話をいただきました。ハイキングコースにもなっている場所でもあり、観光客も来るところであります。私もふだん何もないときと、あとは雨が降っているときに、その場所へ行って野外防災無線を聞きに行きました。やはり聞こえませんでした。今は、どこでどんな災害が起こるかわかりません。いち早く住民に伝えなくてはいけない事態に聞こえないのは、その役割を果たしていないと思います。今後町としてデジタル化になっていく、その前にもこのような箇所があることに対して、町ではどのように取り組んでいくのか伺います。

4番目についてですが、先ほど黒澤議員のほうで避難対策の件、防災訓練の件はお話ししていただきましたので、省かせていただき、今回防災対策について私は埼玉県北本市のほうへお話を聞きに行きました。北本市は、被災者支援システムというシステムを埼玉県で初めて行ったところでもあります。この被災者支援システムとは、平成7年阪神・淡路大震災発生時に兵庫県西宮市で開発されたシステムを汎用ウェブシステムとして進化、リニューアルし、全国の地方公共団体向けに無償で公開、提供したものです。被災者の支援はスピードが重要で、迅速に行わなければならない。役所の施設、機能が損なわれようとも被

災者となった住民の保護、支援を速やかに実施しなければならない。そのためには、横断的な情報収集が必要であります。被災状況を把握するためには、住民基本台帳、家屋台帳、災害状況等のさまざまな情報を統合する必要があります。平常時に稼働する住民情報システムから住民基本台帳、家屋台帳など、災害時に必要な情報を登録し、災害情報を被災者台帳に入力していくことにより、正確かつ迅速な被災者支援が可能になるシステムです。

平成27年4月1日現在で、全国で321団体が被災者支援システムを導入しております。公明党としても、国会や地方議員で平時からの導入支援の有効性、重要性を主張してきました。横瀬町は、災害の少ない町ですが、大雪のときや先日の台風のように予想されない災害が起こり得ます。町ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいま再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 それでは、宮原議員さんの再質問についてお答えいたします。

私のほうからは、土砂災害警戒区域についてご説明申し上げます。先ほども申しましたように、大字横瀬地区につきましては、まだ現在指定はされていないわけですが、この間台風9号で丸山林道沿いの土砂の流出がありましたけれども、あそこがその地域なのかどうかというのは、調査はしていますけれども、まだ指定はしていないところでございます。

また、平成22年に指定した芦ヶ久保地域ですが、レッドゾーンとイエローゾーンという2つの区域がありますけれども、その中でレッドゾーンの特別警戒区域につきましては、その指定することにより一定の開発の制限だとか、建物の構造の規制だとか、そのような所有者の財産に起因するものがありますので、指定するときには一部は調査どおりの指定できずに、オレンジゾーンというような微妙なところ色の区域にしまして、このハザードマップに示してございます。そこについては、レッドゾーンと同じような啓蒙活動を進めていくということでございますけれども、この区域に指定されますと、先ほども申しましたように市町村により警戒避難体制の整備が行われるということでございます。市町村の防災計画へ記載する。災害時要支援者関連施設の警戒避難等の伝達方法を定める。先ほど出ましたけれども、ハザードマップによる住民への周知徹底ということもでございます。また、宅地建物取引におけるときには、宅建業者にはそういう区域に入っていますというような説明が生じるということでございます。

また、特別警戒区域に指定されますと、もったときつくなりまして、特定の開発行為に対する許可制度、許可が必要になります。また、建物を建てるときにも、都市計画区域外でありましても建築確認が必要になり、土砂災害に対して安全かどうか確認するため申請をしていただくと。また、県知事からですが、建築物移転等の勧告もすることもできると。あと、宅地等の取引については、そこは特別警戒区域であるということの説明をする必要があるというようなことがなされます。

また、芦ヶ久保地区で指定されている地域の中で、芦ヶ久保小学校が避難場所というように指定されています関係で、町といたしましては県のほうに土砂災害の対策、区域だけではただ指定しているだけなので、その対策をもう何年か前からお願いしているのですけれども、あとまたそのすぐ脇を流れる倉掛沢を砂防指定地にしていただいて、また土石流が出てきたときには堰堤とか、そういうものをつくっていただ

くとか護岸をしていただくとか、そういうような要望をしてあります。今年度、芦ヶ久保の小学校の裏の地域につきましては、測量の調査が入っております。測量調査ですから、すぐすぐそれに対する構造物ができていくということではありませんけれども、町では随時そういうような要望をしていくところがございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 宮原議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、避難所の整備の件でございますけれども、先ほどの答弁でもさせていただいたとおり、今現在見直しを進めております。現行の避難所、避難場所におきましては公共施設を使っておりますので、その管理者が管理しているということも申し上げました。見直しをしている中のところにもエレベーターとか、そういうものが設置されていないところもございますけれども、主としては違う目的で設置されているものを避難所、避難場所として使う旨でございますので、できる限りそのようなことも加えた上ですべきだとは考えておりますけれども、あと一般的に公共施設についてはバリアフリー化ということが、そういうものが付随するものでございますので、そちらのほうのところではしていただくのがいいというのか、そちらのほうで動いてもらうのも一つの方策かなと考えております。

それから、野外拡声器の件でございますけれども、基本的には地域住民の、横瀬町の住民の方のために設置しているという考えだと思っておりますけれども、横瀬町観光地でございますので、観光客とかにそういうお知らせする必要もあると思っておりますが、いかんせん山林が多く面積も広いので、ではどこに設置したらいいのだということが出てくると思っております。効率的で一番いい場所を選定する、されているはずだと考えておりますけれども、また先ほど私のほうで答弁させていただきましたとおり、デジタル化に向けて改修いたしますので、そのときにどこが一番効率的でいいのかということも考え合わせた上で、進めさせていただきたいと考えております。

それから、被災者支援システムの導入についてでございますけれども、資料提供いただきましたもの、見させていただきました。この件に関しましてはシステム内容、かかる業務量等をよく確認いたしまして、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 丁寧な説明ありがとうございました。前向きに考えていただいていると思っております。

最後の防災支援システムの件ですが、北本市でもこのシステム化は、パソコンがあれば無償で西宮市が提供しておりますので、お金は一切かからないということを聞いておりますので、ぜひ進めていただければと思います。もしできたら町長がどのようなお考えを持っているのか、聞かせていただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 4番の被災者支援システムに関して答弁をさせていただきます。

総務課長が答弁させていただきましたとおり、こちらのほうでシステムの内容をもう一度吟味して、利用できるかどうかというところを検討していきたいと思います。

これ防災時のものなので、防災時はやっぱりスピードが命だと思います。早く情報収集して、そして早く対処するということが大切です。先ほど議員からご説明いただいた中で、情報を統合するという部分は、なるほどなというふうに感じました。一方で、あとは自治体の規模がどうかというところがあって、横瀬町は比較的1軒1軒がすぐ把握できる規模にあります。区長さんにお話を聞けば、どこのうちがということもわかるわけですし、ということですので、どういう形が一番効率的で、かつスピーディーに対応できるかというところで、あわせて検討していきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、B型肝炎ワクチン接種についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項2、要旨明細1、2について答弁をさせていただきます。

B型肝炎ワクチン接種の現時点での取り組みにつきましては、10月1日から国の定めた対象者のとおり実施できるよう準備を進めており、9月定例会におきまして予防接種委託料の予算の増額補正もお願いしております。

町民の方への周知につきましては、「広報よこぜ」8月号に記事を掲載いたしました。また、新生児訪問、乳児健診等においても説明をしております。

続きまして、定期接種の対象から外れてしまう児童への助成についてですが、予防接種につきましては秩父郡市医師会の要望もあり、秩父郡市ではほぼ統一して実施しております。また、町独自で助成した予防接種の副反応により健康被害が発生した場合は補償等の課題もあることから、定期接種の対象から外れた児童に対する助成については、現時点では難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。10月からしていただけるということでありがたいと思います。

それで、1点なのですけれども、ゼロ歳児から外れた3歳までの子たちの助成についてですけれども、秩父郡市の医師会にのっかってということでありまして、本当に残念なことなのですけれども、それでもなぜ3歳までに接種しなくてはいけないのかということは、医師会の先生方も知っていらっしゃるのではないかと思います。3歳まではほぼお母さんが見ていたり、余り人に接することはないのですけれども、やっぱり人と接するようにならない前にワクチンを打つと効果的ということが、他の医師会の方のことでお話をいただきました。それなので、本当にやっぱり高額なものなので、それで副作用もB

型肝炎ワクチンは少ないと聞いております。秩父都市の広域の中で決めていくことなのですけれども、横瀬町としても推奨というか、力を入れていただければと思います。

それと、前回私はロタウイルスワクチンの接種の助成に関してもお話、質問させていただいたのですが、寄居町はロタウイルスワクチン、やっぱり助成を始めました。ただ、やっぱり広域で決めていかなくてはならないことなのですけれども、子供たちの命を守っていく、本当に少子化の波をとめていくためにも、このような接種の助成は大変必要だと思うので、町としてもう一度お考えを聞かせていただければと思います。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再質問に答弁をさせていただきます。

定期接種以外、町独自の助成の予防接種につきましては、いろいろ課題も多いです。ただ、いろいろ議員さんのほうのご意見もお聞きしまして、近隣の自治体の様子をよく勘案しまして検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、子育て支援、産後ケアへの取り組みについてであります。児童福祉法の一部が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られること等を保障される権利を有すると明確化されました。近年、生活環境の変化で核家族化の進展や子育てにかかる費用の増大、育児と仕事、この両立をしなければならない保護者の増加等により、以前よりも子育ての負担が増加しているそうです。これにより、子育てに対する意欲や関心をなくしてしまうことは、少子化や児童虐待の原因になりかねません。既に子育て支援に関する行政サービスは、さまざまな取り組みがなされており、横瀬町においても子育て支援課をつくり取り組んでいることとは思いますが、法の一部改正を受け、保護者の現状や求めに対応したサービスをさらに拡充させていくということは、大変重要なこととあります。また、このようなことと関連して人口減少を食いとめる観点からも、子育て環境の整備は大変重要であると考えています。

そこで、(1)として、児童福祉法の一部が改正され、市町村は母子保健に関し支援に必要な実情の把

握等を行う母子健康包括支援センター、通称子育て世代包括支援センターの設置に努めなければならないとなりました。子育て支援及び児童福祉に関する事業のうち、特に母子保健に関し横瀬町の法改正前までの従来の対応を、まずここで伺いたいします。

次に、(2)として、保護者の現状に対応したサービスを、拡充をなす上で子育て世代包括支援センターの設置、この取り組みは児童虐待の防止と同時に、特に妊産婦の支援、産後ケアの充実となり、切れ目のない支援を行うことは重要であると考えられますが、この支援センターをコアとなす法改正法に沿った改革はどのようにしていくのでしょうか。あるいは将来の方向性はどのようなものになるのでしょうか、お尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員の質問1、子育て支援、産後ケアの取り組みについてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1、要旨明細1、2について答弁させていただきます。

横瀬町では、現在母子健康包括支援センターは設置しておりませんが、妊婦訪問、新生児訪問などの家庭訪問事業、健診や乳幼児相談などの相談事業、また今年度新たに支援が必要な家庭に対しては育児支援家庭訪問事業を実施しています。

また、保育所、児童館においても子育て支援を行っております。個々の実情に対応したきめ細かなサービスの充実に努めておりますが、産後ケアなどの課題はありますので、今後も事業内容の充実を図りつつ、母子健康包括支援センターの設置に向け検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご回答ありがとうございます。先ほどの回答等では、訪問して状況を把握する、あるいは相談所を開設する、その他の拠点として保育所とか児童館での相談も受け付けているということで、きめの細かいケアが展開されているということで、ありがとうございます。

そこに持ってきて、法改正により包括支援センター、センターという意味が箱物を指しているのか、あるいは文言を細かく規定した法律になっていますので、もっと細目化しなさいということなのか、いろんなとり方があるのですが、さらにきめ細かい母子に優しいものをつくっていただきたいと思います。そしてこの改革が、今までは母子手帳を配付された方が中心になってくると思うのですが、新しく法を解釈しますと、里帰り出産の方のような町外者であっても、一時的に横瀬町にいらっしゃる方というのも産後ケアの一部としては考えられてくることなので、そこもご検討をぜひお願いしたいところでございます。

再質問なのですが、この産後ケアについて質問させていただきます。秩父地域では、産科医師が不足しておりまして、産科医療は極めて厳しい状況にあります。ちちぶ定住自立圏共生ビジョン等の事業により産科医の派遣が実現し、年間500から600件ぐらいの受け入れが可能となりまして、里帰り出産もできるようになったと伺っております。まことにありがたいことではございますが、その一方で産後入院期間が一昔

前は5日から7日間であったものが普通であったと伺っていますが、最近では3日程度に短縮されているという実態があるようでございます。出産直後で疲れ切った女性が帰宅した途端に、育児や家事で動き回るのは厳しいだろうし、特に初産の方は産院での指導時間が少ないため、授乳や入浴にとっても不安があると思われまふ。このような問題を解消するために、俗に言うおっぱい指導とか夜間サポート、訪問サービス、このようなことを行ふ助産師さんや看護師さんが常駐する産後ケアハウスのような拠点を子育て世代包括支援センターの考えとともにつくれないでしょうか。産前から就学、これは小学校に入るぐらいの意味ですが、切れ目なくサポートするフィンランドの子育て支援施設ネウボラを参考にした動きも始まっております、埼玉県の和光市では助産院や保育園と提携した事業を展開しているようです。また、山梨県笛吹市あたりでは、県主体によりまして宿泊型の産後ケアハウス、こういうのも展開されているようです。横瀬町単独でこれらを実施していくのは、あるいは考えていくのはとても厳しいですが、定住自立圏共生ビジョンの取り組みとして、不安を少しでも取り除く施策をぜひ実施していただきたいものと思ひますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再質問に答弁をさせていただきます。

核家族化や地域のつながりの希薄化等によって、お母さん、母親の孤立感だとか負担感というのは高まっております、議員おっしゃるように産前産後の心身の不調や虐待等の発生が危惧される中で、産後ケアについては重要であると認識をしております。

産後ケアにつきましては、助産師さんですとか看護師さんですとか、専門の方のいろいろな指導が重要であると思ひます。包括支援センターの設置、専門職の配置につきましては、広域での対応を含めまして検討をしてみたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 大変いい指摘をいただいたと思ひます。

子育て支援は重点的にということで、今年度に入りまして子育て支援課を独立してつくって、それから例えば不妊、不育治療から始まって出産祝金だったり、あるいはファミリーサポートセンター利用助成、それから各種訪問事業、5歳児健診ということで、我々も切れ目のない子育てを標榜してやっております。

そういう中で、まさに新井議員おっしゃるとおりでして、私も産後ケアという部分がまだまだやりようがあるかなというふうに考えています。先ほどお話いただいたようなネウボラのようなものであったり、あるいは里帰り出産が可能となるような形だったりというものをちょっと意識してつくっていきたいというふうに、済みません。これは町単独でできることと、広域でという部分は当然あって、町単独でできることというのは割と限られてくるかと思ひますが、町の課題、さらに同時に広域的課題と認識して、少し産後ケアのところは問題意識を持って取り組んでまいりたいなというふうに思ひます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご回答いただきましてありがとうございます。

秩父郡市で出産される方、年間多くて600というのが近年の数値だと伺っております。この600件を全てフォローするのに必要な設備がどのくらいあるかというのは、実は私もまだ勉強不足でしてわかりませんが、五、六百件のことであれば、恐らく横瀬町単では少ないと思います。そういうこともありまして、広域連携してそのような拠点、コアをつくるというのは非常に大事だと思います。

そして、こういうのがあるのだということで母親になる方が安心して出産できる、そのような環境を整えていくことが非常に大事でありまして、ぜひとも共生ビジョンとか広域連携というものを意識していただきたいと思うのですが、最後にもう一言、ご決意をお伺いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

鋭意検討してまいりたいと思います。

○小泉初男議長 以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、皆様方に申し上げます。答弁者、質問者、両方とももう少し簡潔明瞭にすることを申し上げて開会いたします。

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問いたします。

質問1として、横瀬町の森林保全と活用についてお聞きいたします。先日、議会で町造林の視察に行きました。有効に管理されていると思いましたが、伐期を迎えた樹木をどのように活用していけばいいのか、大変難しい現実があると感じました。100年の森にとの声もありますが、100年の森にするにしても毎年の適正な管理が必要になります。平成25年12月議会で、現町長が一般質問しています。横瀬町の面積の約

80%、4,084ヘクタールが森林面積で、うち人工林率は2,688ヘクタールの66%とのことでした。伐期を迎えた森林が2,228ヘクタールで、町の森林面積の約54%で、私たちが横瀬町の山並みを見たときに、実に半分近くが伐期を迎えている森林です。現在では、間伐が行き届かない森林だけではなく、境界や所有者も定かでないなどの問題もあり、課題となっているとの答弁もありました。森林は、林業のみならず環境、観光、教育などの分野においても、その重要性は多くの人の共通認識となっていますが、手が見つからない現状でしょうか。

後期基本計画81ページに、林業の振興が書かれています。町地方創生総合戦略では、戦略編(2)、農産業・森林産業で主な4事業が書かれています。備考欄に定常自立圏と書かれています。森林・林業基本法により、地方公共団体には地域内の森林管理に関する責務と権限が課されており、平成25年から平成35年までの横瀬町森林整備計画、平成26年に変更しておりますが、その変更計画があります。町として、森林保全と活用について、どのように実現に向けて取り組もうとしているのか、お聞きいたします。

また、現在横瀬町の造林、分収林の現状ですが、芦ヶ久保字桑の木入などは貸付地なので、町としては伐採等何にもできないとの説明を受けました。町は、平成26年度に分収林を購入しましたが、逆に町が分収林契約をして造林したものはあるのでしょうか。町が伐採可能な森林はどのぐらいあるのでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問2として、横瀬駅の役割について町としてどう捉えているのかお聞きいたします。平成25年3月に、秩父地方に激震が走りました。西武秩父線廃止かのニュースが流れたからでした。あれから3年が過ぎています。今では、西武秩父駅に温泉施設の整備も始まり、一安心はしているところです。しかしながら、日常的な利用者の減少には、秩父郡市全体で注視していかなくてはならないと考えています。町として利用拡大のため、駅舎の増改築、観光案内所、駐車場の充実、拡充などの提案をし、補助金を支出することなどは可能でしょうか、お聞きいたします。

横瀬駅は、大滝、小鹿野、皆野など、横瀬町以外の人たちが多く利用していることを聞きます。横瀬駅は特急電車もとまる駅です。秩父の二枚看板駅として、秩父郡市全体での横瀬駅の役割を考えていくことが必要と思います。ちちぶ定住自立圏では、圏域全体の活性化を図る政策を連携して展開し、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、希望に満ちた未来の秩父をつくりたいとたっています。その中の地域公共交通の部分では、圏域内の利便性の向上を考えたバス路線の見直しがありました。しかし、鉄道では増発、乗り継ぎ時間の短縮などの要望が出されていますとの課題が記されているだけです。秩父により多くの人々が住み続けられるためには、圏域外への通勤、通学の利便性確保が不可欠ではないかと考えます。ちちぶ定住自立圏ではどのように話がされ、町長はどのように進むべきと考えているのか、お聞きいたします。

次に、質問3として、男女共同参画社会に向けて女性の活用についてお聞きいたします。先日、首都東京で女性の知事が誕生しました。同じ女性として大変うれしく、また心強く感じています。特に政治を変えるためには女性の力が必要なのだと、同じ党員でたった一人応援した男性議員が訴えていた言葉は、心に残りました。

この問題については、何度か一般質問しておりますが、いずれも活用が必要で、努力しますとの答弁をいただいております。平成23年12月の答弁で、行政委員や審議会委員の委嘱がえのときは配慮したいと回答していただきました。以来、人事案件のときは注視していましたが、配慮いただいたなどの感を持って

いません。現在の行政委員、審議会委員の男女差は、平成23年6月答弁では200人対45人でしたが、現在どのようになっているのでしょうか。

また、女性課長ができ大変うれしく思っておりますが、副課長、主幹などの管理職は秩父の他市町と比較し、どのような実態でしょうか。

さらに、平成26年6月議会で区行政への女性役員の登用を役場指導で推進できないかとお聞きしましたところ、区長会の席上で男女共同参画の観点からお願いしたいと答弁をいただきましたが、お願いいただいているのでしょうか、お聞きいたします。

小池知事は、女でも男でも、大人でも子供でも、障害があるなし何でもないのだと演説しています。それは、人として平等であるべきで、女だから特別視ではないとの思いで、私も同じ気持ちを持っています。しかし、現実の社会で男女差が平等までいっていない状態であるなら、げたを履かせて同じレベルまで持ち上げることが必要と考えています。今後の取り組みをお聞きいたします。

以上です。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の質問1、横瀬町の森林保全と活用についてに対する答弁を求めます。
振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、横瀬町の森林保全と活用についての要旨明細（1）、横瀬町森林整備計画の実現に向けての取り組みはについて答弁をさせていただきます。

まず、本町の森林を取り巻く現状につきましては、ご指摘のとおり大変に厳しい状況にあると思います。林業経営が抱える構造的な問題を解決する有効な手段というのが、なかなか見つかっていないというのが現状でございます。横瀬町の森林整備計画は、平成26年3月に森林法施行規則の改正に伴い変更計画を策定いたしました。

計画では、森林整備の基本方針、地域の目指すべき森林資源の姿として、4つの機能を挙げております。1つ目には水源涵養機能、2つ目としては産地災害防止機能と土壤保全機能、3つ目としては保健文化機能、4つ目として木材等生産機能があり、これらの機能を発揮させるためには適切な保育間伐の促進、森林の立地条件による保安林の指定、また広葉樹の導入や施行の集団化、機械化を通じた効率的な整備を行うこととしております。間伐、下刈り等、造林保育事業につきましては、従来から国、県の補助金を活用して森林組合等が請け負うという形で進められてきております。今後も造林保育事業につきましては、このような形を中心に進めてまいります。

また、ちちぶ定住自立圏では、秩父地域森林林業活性化協議会を設置いたしまして事業を行っております。主な事業は、森の活人というホームページの運営を通して広く秩父地域の森林、林業に関する情報発信を行う啓発事業を行っております。

それから、秩父地域森林活用等創出支援事業補助金として、森林施業の効率化や森林資源の循環利用、森林を生かした新事業の創設等を行う方を募集して、選定の上、補助金を交付する事業を行っております。

それから、ちちぶ木の駅プロジェクトとしまして、事業者が秩父広域森林組合木材センターの木の駅というところに登録しまして間伐材を出荷し、それを地域商品券と交換するというような事業を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 質問1の要旨明細(2)、町の伐採可能な森林はどのくらいにつきまして答弁をさせていただきます。

現在町が所有する財産のうち、町が権利を有している山林につきましては、本日平成27年度の普通会計歳入歳出決算書(財産に関する調書)、こちらに記載をさせていただいておりますが、全部で立木の推定蓄積量が3万9,575立米ございます。この中には、町が分収林契約をして造林したものであるということで、字武甲山と字生川にあるものがありまして、合計すると1万6,046立米、こちらは分収林契約をしているものでございます。

町が権利を有している山林のほぼ全てが林齢35年を過ぎておりますので、伐採対象の時期となっております。しかしながら、この中には字南沢では県と保安林協定を結んでおりまして、伐採には制約がございます。また、伐採、搬出するのに条件のよくない場所がたくさんありますので、いざ木材を必要とする場合には、その費用等を十分に考慮しながら活用することが必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。

森林整備計画の関係なのですが、今の答弁にもありましたが、とてもよいことが書いてあります。しかし、これに書いたものを実現していくためにどうかということが問題なのです。ですから、今森の活人とかというような説明をいただきましたが、それが例えば林業でやっていくのに産業として成り立つところまでいっているのかということが1点。

それから、先ほども雇用問題とか出てきましたけれども、緊急雇用のほうでやりましたけれども、そこも緊急雇用等で研修、人材育成した人が実際に森林組合に入って、産業としての林業に定着した人が実際にいたのかということ。それで、あと私は横瀬町というのは、やっぱり自然と共存していくまちづくりをしていただきたいと思います。ですから、この中に書いてありますいろんな施策のうちで、森林の総合利用の推進というところがあるのですけれども、遊歩道等の整備とか、里山が残されている宇根地区、広葉樹があるところとかを整備するように行うということを書いてありますが、これの実現はできる方向にあるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

また、伐採可能な森林のほうなのですが、横瀬小学校をつくるのが目前に来ておりますが、私は町の木が本当に使えるぐらいの立米があるのかということが聞いたかったですけれども、実際の面積から伐採可能な面積があって、なおかつ余り無理なく、急峻な山の木を切らなくても公共施設をつくり得るだけの木材というのはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、私のほうからは産業として成り立つのか、それから緊急雇用の人の関係、それから里山の遊歩道の関係についてお答えさせていただきます。

林業というのが、産業として実際成り立つことができるのかというご質問でございますけれども、現状ではやはり林業全般が抱える構造的な問題等もありますので、すぐすぐに産業として成り立っているかといいますと、なかなか難しいのが現状だと思います。秩父地域におきましても、伐期を迎えた森林というのは確かに多いのですが、なかなか切り出して、それを効率的に流通に乗せてというようなことになりますと、いろいろ需要、あるいは供給の関係も出てきますので、実際にはちょっとまだ厳しいのかなというふうに捉えています。

それから、緊急雇用で人材育成ということでやってまいりましたけれども、そこに参加した方が、例えば林業に従事しているかというご質問だと思いますけれども、実際に従事しているというふうには聞いておりません。

それから、里山の再生というか、宇根地区の遊歩道につきましては、これからまたちょっと調査をしまして、宇根地区については自然林というか、そういうところも多いので、再生を目指して調査をしながらきれいな里山の遊歩道、町歩きのできる町というのを目指しながら検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうからは再質問のうち横瀬小の校舎の改築等に町の木が利用可能かどうかということで、その質問にお答えいたします。

現時点までに具体的な何かを建てかえるとか、そういったことのために石高とかを実際に計算して、利用可能な木がどのくらいあるかというのを、申しわけありませんが見ていないので、これから具体的に横瀬小学校の校舎がいつごろ建てかえになるかとか、そういったこれからの町の施設の建てかえ状況を確認しながら、あと搬出条件等を見ながら、この辺を調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

私は、森林関係の研修に行くのですが、そうしますとやはり山を持っている川上、川中とか川下という、その地域によって川上としての責任が、義務があるのだということを聞いてきました。そして、まず森林を伐採したら植林することが大切ということでしたが、植林するにしても、雑木を植えて自然林にする方法もあるということです。ですから、木を切るいい場所は植林をして、次の代に木を渡すということです。しかし、急峻なところは若干少しずつ間伐して行って、クヌギだとかモミジとかを植えて自然林に帰す方法もありますということを聞いてきました。ですから、そこら辺のところを町長は横瀬町の森林行政についてどのようなふう考えているのか、町長のお考えを教えてくださいたいと思います。

そして、その中には森林整備の独自の課税導入というものもあるのですが、私たち議会は毎年森林

税をつくって下さいみたいのを議会ではやっていますけれども、町長、首長レベルではどうなのでしょうかとのことです。たまたま私は、平成28年度の森林林業白書という林野庁から出ている書類をいただいたのですが、そうしたら見ましたら森林の整備等を目的とする都道府県による独自課税の導入状況というのがありまして、その中で導入していないのは10都道府県だけで、その中に埼玉県が入っていたわけなのです。埼玉県は、みどりの基金ということで自動車税より500円いただきますが、ほかの市町村では県税で同じような形で500円から1,000円を徴収している、300円というところもあるかな、ということがありまして、この状況を見てびっくりしてしまったのですが、首長として町長はそういうのを県のほうに働きかけて、こういう整備税をつくるというような働きかけが必要だと思うのですが、その点もどうでしょうか、お聞きします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからお答えします。

林業の問題は、先ほどの答弁でもありましたけれども、全国ある意味共通する構造的な問題があります。林業自体がなかなか、産業として成り立っているのがゼロではないのですが、成り立っている部分が非常に少なく、全国的には一般的に補助金頼りの産業となっていると理解しています。秩父地域も例外ではありません。一歩前進したかなと思うのは、産業として難しいという中で、林業に関しては現状やっぱり規模の確保というのが非常に重要だと思います。そういう中で、横瀬町の森林組合が秩父広域と一緒になったということは、一つステップアップはしたかなというふうに思っています。やれることが少しふえてきたのかなというふうに思います。しかしながら、今でもかなり林業政策を単独でやっていくというに関してはハードルが高くて、町ベースで何かやろうと思うと、現状では補助金があればというスタンスには、残念ながらなってしまう。

県のレベルでいくと、今ご指摘のとおりでみどりの基金というのがあります。まず、これを有効活用するというのが大事。そして、県税にしてくれというところはかなりハードルが高くて、なかなかそこまでのところは正直ちょっと難しいかなと思っているのですが、言っていることからすると、先ほどの川上として我々は川下の水や空気を守っているのだ、環境を守っているのだという部分、ここは常に声を大にして言っていきたいと思います。この地域は、人口比率でいったら県の中ではたかだか1.数%の人口ですが、面積的には大きい部分を持っていて、しかも水源涵養地帯にあるというところの我々の責任という部分、そこを広く県の、特に都市部のほうにはこれから先も訴えていく、発信していくということはやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、西武横瀬駅の役割についての町の見解はに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 質問事項2、西武横瀬駅の役割についての町の見解はにつきまして、まず要旨明

細の（１）、利用拡大へ向けた町の補助金支出などにはつきまして答弁させていただきます。

横瀬町は、西武線の恩恵をいただいております。秩父地域の中にあっても通勤条件には恵まれているほうで、都内への通勤も可能であり、現に通勤している方も少なくありません。また、通勤している方の中には、横瀬町民以外の方も多ようです。秩父地域にとって大動脈でありますこの西武線、その横瀬駅の利用者拡大に取り組むことは、価値の大きいことだと考えております。

そこで、町がこれまでに行った横瀬駅の利用拡大支援策を調べましたところ、平成13年に車椅子利用者等の電車の乗降を容易にするため、駅のバリアフリー化工事が行われました。町では、この工事に補助金860万円を交付した経緯がございます。この補助金につきましては、県の国づくり助成金から2分の1の金額を補助金としていただいております。そのほか駅構内にトイレがございますが、町が観光トイレとして設置したものでございます。また、それより以前に兎沢沿いに駐輪場の整備を行いました。こちらも西武鉄道の土地をお借りして、町が管理しているものでございます。

今後につきましては、横瀬駅の利用拡大への取り組みとして、現在進めております駅南側を通る町道3175号線の改良事業や、これも現在県に要望しております県道横瀬停車場線の電柱の地中化といった事業、また兎沢左岸の未利用町有地の活用方法、こういったものを含めまして、駅周辺の事業を関連づけながら総合的な整備が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、要旨明細の（２）、ちちぶ定住自立圏での方向性につきましては、定住自立圏では1市4町が圏域全体の活性化を目指して取り組みを行っておりますが、地域公共交通の分野において、圏域内の住民が日々の買い物の足として利用する公共交通の便を改善することに主眼が置かれています。ですので、横瀬駅という特定の施設を取り上げての利用促進に向けた取り組みにつきましては、これまでの会議の席では話し合われたことはないものと思われまます。ただし、今後想定されます事業として、鉄道と基幹的なバス路線とのネットワーク構築計画の策定ということが予定を組まれておりますので、横瀬駅とバス路線との接続等、定住自立圏事業の中で横瀬駅のことについて話し合いが持てるよう、そういった取り組みを提案してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。以前も町のほうから補助金が出ているというお話を聞いて、よかったなというふうに思いました。

私は近ごろ、町長もおっしゃっていますが、横瀬駅におりるお客様が多くなったというふうに感じています。そうしますと、今できている駅前の観光案内所も、私は16年ぐらい前に観光協会に入っていてD Y部会というのがあって、そこでいろいろ検討した結果で、あの観光案内所が開設したというようなことなのですけれども、それで現在に至っているのですけれども、それらももう少しお客様も若い人が多くなってきました。ですから、そのようにニーズも変わってきましたので、ぜひ積極的に西武さんのほうに働きかけて、横瀬町でできることがあったら、バリアフリーも階段でなくて、ちょっとしたエレベーターをつけるとかということも、ほかの駅でもよくしておりますので、そういうこともうちのほうで働きかけて、町から業者に働きかけて、こんな工事はどうでしょうかねというふうなことができるのかどうかというこ

とを1点お聞きいたします。

それから、定住自立圏なのですが、定住自立圏というのは、どうもバツばかりなのです。それで、ちちぶ定住自立圏とは、圏域内の人々の生活機能を圏域全体として確保するとともに、圏域外の人を定住させるため行政サービスを広域的に充実させるということで、圏域内のことにこだわっているわけではないわけです。そして、地方創生に関するアンケートの結果報告書なども、住みやすさについてのアンケートですが、交通の便がよいが48.9%で一番多くなっているのです。この交通の便がよいというのは、バスもちろんですが、鉄道もあると思います。ですから、そこら辺のところもアンケート結果が出ておりますので、その点についてどうでしょうか、お聞きいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 大野議員さんからの再質問に対して答弁をさせていただきます。

町から西武鉄道等の事業者に、施設の改善等を要望できますかということでございました。この件に関しましては、県内で鉄道事業者への要望というのを埼玉県が取りまとめをすることがございますので、その都度そういった要望を町から県にお願いして、間接にはなりますが、西武鉄道のほうにその要望が伝わるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから幾つか補足します。

議員ご指摘のとおりで、横瀬駅の利用を拡大する、あるいは利便性を向上するということは、非常に町としても大事な課題になっています。実際に鉄道利用者の拡大というのを町の指標の一つにも挙げているという事実もございます。

それで、まず西武さんのほうに町から働きかけられるかというのは、今課長のほうから話をしたとおり毎年県を通して要望している部分もあるのですが、今西武さんとはいろいろな面で協調してやっていることがございますので、こちらのほうから、公式かどうかということはあるのですが、こちらの要望とか思いとかというのを伝えることもできますし、コミュニケーションをとって進めていくことも可能です。これが1つ。

それと、定住自立圏との絡みなのですけれども、公共交通をどうするかという大きい問題は、定住で取り組むべき問題です。西武線全体のということはそうなのですが、こと横瀬駅をどうするという点に関しては、私はまだ町単独で考えることのほうが多いかなというふうに考えています。それは個別性が強いということと、それから今はやっぱりスピードが大事です。定住自立圏で進めることというのは、広域的にやっていくというメリットもあるのですが、一方でどうしても進めていくスピードに関しては1市4町で歩調を合わせるというところがありまして、そこにのつけたほうが良いことと、そうではないことというのは、私はあると理解しています。逆に駅の利用ということでいくと、例えば長瀬には長瀬駅ほかがあって、皆野には皆野駅ほかがあって、小鹿野にはないという状況の中で、それぞれの駅をのっけていく

という段階には、まだ来ていないかなというふうに思います。幸い鉄道さんとは、非常に前向きにいろいろな話をもさせていただいていますので、横瀬町でスピード感を出して、今よりよりよい横瀬駅をつくっていくように努力をしてみたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

横瀬駅というのは、どなたもそうだと思うのですが、駅におりたときに、この町のイメージってすぐ駅を見るとわかるというようなものがあります。ですから、鉄道は民間事業者だから民間のものではなくて、実は横瀬駅は横瀬町の顔だと私は思っています。それで、玄関口だとも思っております。ですから、本当に町から県のほうに要望していただくということはありがたいと思っているのですが、私は西武鉄道の問題が起きたときに、要望していただいただけではだめなのだと、私たちができることは自分でちゃんと進んでやっていかななくてはならないのだという意識を持ちました。ですから、一緒にやるという意識が大切だと思いますので、要望ではなく、私たちも力を出しますというところを1点強調していただきたいと思います。

それから、確かに秩父郡市内にはいろんな駅があります。しかし、外に出ていく駅というものに対して、秩父郡市内で共通の意識、駅というものが大切なのだよ、鉄道交通というものが大切なものというもので、各町だけではなくて秩父郡市という共通の意識の拡大が必要かと思ったので、この質問をさせていただきました。そのことについてどのようにお考えになっているのか、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

まず、1つ目なのですが、自分たちでできることは進んでやっていくのだというのは、そのとおりでと思います。これは、町としても非常に重要な横瀬駅ですので、主体的に考えて進めていくという部分は持っていたいと思っています。これが1つ目。

2つ目、秩父郡市の意識という部分で、進めることはできるだけ自分たちでスピード感を持って進めるというフレーズだと理解しているのですが、一方で理解をしていただくということも大切だと思いますので、横瀬駅の重要性とか役割というものは、私もこれから意識をして対外的に発信をしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、男女共同参画社会に向けての女性の活用についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項3について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の(1)、行政委員や審議会委員への委嘱がえ時の配慮はについてでございますけれど

も、地方自治法に基づく審議会等、委員会等及びその他の委員会、会議、協議会等の委員の委嘱状況は、総数で413人でございます。このうち女性は111人であります。ただし、この数字は8月末現在のものであり、かつ審議会等の中には目的を達成すると解散するもの、また必要時に適宜委嘱を行うものなどがあり、年度ごとに基準が一定でないものであることをご理解いただきたいと思います。

次に、要旨明細の(2)、女性管理職の秩父都市との比較はのご質問でございますが、まず近隣の女性管理職の状況でございますが、秩父市49名、皆野町2名、長瀨町1名、小鹿野町15名が女性管理職の人数でございます。各市町の管理職中の女性割合は、秩父市が24.7%、皆野町8.3%、長瀨町3.5%、小鹿野町22.3%でございます。横瀨町は、管理職27人中6人が女性で、割合は22.2%となっております。

次に、要旨明細の(3)、区行政への女性役員登用についてのお願いはについてでございますが、その後の区長会の席上において、その旨の協力を口頭でお願いしているところでございます。

次に、要旨明細(4)、今後の取り組みはについてでございますが、男女共同参画の推進は重要な行政課題であると捉えております。今後も必要に応じた施策等を適切に取り組みでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。委嘱がえ時の配慮なのですが、配慮は一応していますということの答弁でよろしいのでしょうか。それが1点です。

それから、比較につきましては横瀨町も大変上の状態ですので、うれしくありがたいと感じております。

それから、区行政への女性役員のお願いなのですが、口頭でお願いしているということなのですが、口頭でお願いして、まだ実現はされていないと思うのですけれども、以前農業委員につきまして、県のほうから女性の委員を出してくださいというふうな上部団体からお願いがあったということがあるのですけれども、口頭でお願いしましたということで、それが実現に向けて進んでいないということは、どうすれば実現できるのかということのお願いをもう少し……男女共同参画社会なので、ぜひお願いしたいという強い意思を持ってやっていただいているのかということをお聞きいたします。

それから、今後の町の取り組みなのですが、今の質問と同じなのですが、いつも回答は努力します。正しいことなので、やっていきますということなのですが、その男女共同参画社会というのが、本当に女性の活躍というのが、どこが大切だからこういうことをしているのかという、上から言われているからやるのではなくて、何が大切だからこういう社会にしないといけないのだよということをどのように捉えているか、1点お願いいたします。

以上、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

質問が多岐にわたっていたので、ちょっと聞き漏れもあるのでご容赦いただきたいと思いますけれども、

もしあったら指摘をいただきたいと思います。

まず、配慮しているかというようなご質問でございますけれども、何回も答弁させてもらっておりますけれども、委員会等組織を立ち上げるときに対する訓令がございます。これ要綱でございますけれども、その中に男女共同参画の観点から女性の登用という文言をうたっております。それについては、各部署においてそれを理解していただいて、適切に取り扱っていただいていると理解しております。

それから、区行政に対するお願いをしておりますけれども、区の行政の人事に関して役場がどこまで踏み込めるかという問題もあるかと考えております。区には区の考え方があったりとか、いろいろな状況が考えられます。町として区のほうにお願いするのは、男女共同参画の観点からそういうことを酌んでいただいて、ぜひともお願いすると、そういうことに尽きるかなと私は考えております。

それから、女性の活躍、4番目、先ほどの答弁と同じなのですが、やはり女性の方には女性の特質を生かした感性から、いろんなことに協力をしていただきたいと考えておりますけれども、なかなかお願いをしたりとかしても応えていただけないときもございます。いろいろな条件がありますので、なかなかそれをクリアするのは難しい場面もございますけれども、議員おっしゃるとおり男女共同参画の観点から、やはりいろいろなことも考え合わせの上、粘り強くこの目的が達成できるように行政としても取り組んでまいりたいと思います。

もう一点あったと思うのですが、ちょっと私のほう聞き漏らしたので、申しわけないのでけれども、ここで答弁を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

では、私の感覚が違ったのですよね、配慮するようにいたしますというので、委員さんを今度例えば議会で議決、認定するときに、委嘱がえになったら配慮しますと言われたので、では次のときは男性であっても、女性の人を見つけてくれるように配慮してくれるのかなというふうにとったものですからずっと見てきたのですが、男性は男性、女性は女性というような形で来ていたものですから、配慮がされていたのかどうかということでお聞きしました。ですから、私の捉え方がちょっと、かえてくれるのだというふうに思っていたのだけれども、男女共同参画という立場から配慮しますというお答えだったので、それについてはできれば男性委員であっても女性委員にするように、そうしないとかえていかないの、女性委員はなかなか専門的分野はなく、主婦だと大変だというふうなご意見もありますが、行政委員とかというのは、裁判所の裁判員もそうなのですけれども、一般市民の感覚が大切なので、そこを取り入れるようにということですので、専門職でなくても、一般的な考え方というものを行政に反映させることが必要だと思いますので、そこら辺のところは主婦でも大丈夫だと思いますので、そのところをかえるようにしていただきたい、チェンジするようにしていただきたいと思います、配慮しながら。

そして、お願いなのですが、1人だけ委員の中で女性を入れると、その方に負担がとてまかかってしまいますので、できれば頼むときには、1つのグループの中に2人以上の女性が入るように配慮していただければ女性も活躍しやすいと思いますので、そのところを1人でなく複数、そして男性の委員だったけれども、女性にかえるように配慮をいただきたいということで、2点を再々質問でしたいと思うの

ですけれども、私は硬直化している組織や会議とかを変えるには、組織とかというものに関係なく発言したり意見を言ったりする女性の特性が大切で、組織とかにこだわらない女性が地域を活性化するというのですか、組織や会議を活性化すると思っておりますので、ぜひお願いしたいということを行っているわけです。

質問としては2点なのですが、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再々質問にお答えさせていただきます。

各種行政委員会とかの委員に当たりましては、その委嘱に伴う要件というのがいろいろございます。例えばその団体の代表者を指定するもの、その中から、相手方から選ばれるものとかいろいろございます。それからまた、一般公募をかけるものもございます。状況が違いますので、一概には申し上げられませんけれども、仮に一般公募とか、あるいはそういう要件がないものについて登用する場合に当たっては、女性がいればそのバランス等も考えた委嘱に努めてまいりたいと思います。

それから、そういう面も含めまして、町としては配慮しているという考えでいいのかなと私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから若干補足をします。

議員が先ほどおっしゃった、げたを履かせて同じレベルまで上げることがまず必要と、そのとおりだと思います。そういう意識で我々も取り組んでいまして、何か新しく町の方をお願いするときには、まず女性でお願いできないかということをお心にかけて常に考えるようにしています。しかしながら、現実なかなか現状は厳しくて、お断りをいただいたりとか、受けていただけないケースが多いです。やはりここはちょっと町の分母の問題も多少あるのかなと思ひまして、そのために頑張るということではあるのですけれども、まだ受けていただける状況までは多分なかなかいけていない部分もあって、まだまだ努力が必要だなというふうに現状認識しています。

しかしながら、今総務課長のほうから答弁させていただきましたとおりで、そもそもげたを履かせなければいけないわけですから、そこは意識しながら運営をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

町長公約の23区担当窓口が設置されて5カ月が経過いたしました。これまでも平成27年9月議会におきまして、また平成28年3月議会におきまして、この窓口設置に関する一般質問をさせていただきましたが、5カ月経過しての実績をお聞きしたく存じます。また、今後の展望をお聞かせください。

2つ目の質問ですが、現在町内には役場委嘱、または管轄の町民団体が多数ございます。とりわけ子育て支援、教育関連では多く、把握できているだけでも28団体ございます。私も現在横瀬中学校PTA会長を仰せつかっておりますが、PTA関連以外でも12もの団体に所属させていただいております。一つ一つの団体それぞれは、とても重要な役割を担っている団体ではございますが、内容が重複することも多く、マンネリ化傾向にもあり、また集まるメンバーも同じようなことが多いように思います。そのような現状を踏まえ、団体を統合、集約し効率化を図り、捻出された時間を発展的な審議に当てることが望ましいと考えます。現代の子育て、教育に関する問題は、非常に複雑化しており、多角的な対応が求められます。そのようなことも理由の一つでございます。

また、別々の存在意義の強いものに関しましては統合せずに、横の連帯をとっていくことが重要であります。どの団体も目指しているのは、子供たちの幸せであることは言うまでもございません。6月29日に開催されました青少年育成横瀬町民会議の際にも、この提案はさせていただいておりますが、その際町長ご自身もそのようなお考えを持たれているとの印象を受けましたが、各種団体の統合、または連帯による組織効率化はどのようにお考えでしょうか。また、お考えの場合、具体的にどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、団体統合、または連帯による効率化に関しましては、高齢者支援、障害者支援など、ほかの他の分野の団体でも有効と考えますが、いかがでしょうか。条例、規約改正なども伴い大変困難かとは思われますが、未来を見据えた改革をぜひお願いしたく存じます。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の質問1、23区担当相談窓口についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項の1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の(1)でご質問の23区担当窓口の現状についてでございますが、8月末現在において担当者から活動状況について、合計で57件の報告を受けております。この報告の中には、区長さんへのあいさつ回りや区の行事への参加や会議への参加、担当者間の打ち合わせ等も含まれておりますので、これらを除いた相談の件数は22件ほどと捉えることが適当と考えております。

相談等の一例でございますけれども、歩道設定に関する事、カーブミラーの設置に関する事、防犯灯に関する事などの多種の相談がございました。相談につきましては、窓口担当者から相談内容を担当課に伝え、それぞれに対応等をお願いしているところでございます。ちなみに歩道設置につきましては、

建設課から秩父県土整備事務所に要望しております。また、カーブミラーの設置は総務課において現在手続を進めております。また、防犯灯につきましては案件が私道でございましたので、設置に係る費用の一部を補助いたしました。

次に、要旨明細の(2)、今後はどのように運営していくのかというご質問でございますが、今後区長さんのご意見等も伺いながら、当該制度が有効にご活用いただけるよう見直しなどを行い、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。今お聞きして、とても安心いたしました。かなりの件数のことに動いていただいていると、実際に区のために役に立っているというのが、今のご答弁でよくわかりました。

当初、研修要素の強い内容かなということを強く感じておりましたので、未来への投資という意味では研修要素というのは大変重要なことだと思っております。研修をして重ねていくこと、これがコミュニケーションを培っていくこと、区との連帯を図っていくこと、特に若手職員を中心にそれを行っていくことが未来に本当につながっていくということは心から思っていますけれども、その一方で実際に機能しているかどうかということが大変心配でございました。まだ始まって間もない間ではございますけれども、やはり区で出ている要望というのは、毎日のように出てくる状況でございます。そういったことに対応していただいているというのを、今お聞きしまして大変安心はしたのですけれども、当初のいろんな考え、プランがあったとは思いますが、その中で今の時点でまだ振りかえるほど時間はたつてはおりませんけれども、現時点で先ほど57件、そのうち実際対応していたのは22件ということで、各区のお祭りなどの行事にも参加していただいているのも見ております。すばらしい形だなというふうには思っておりますし、そういったことに関しましては休みの日の休日、または祝日等に発生するイベントも多いので、いろんな労働環境の問題等もなかなか難しいのだろうなという中で、そうやって出てきていただいたというのは、本当に大変ありがたいなというふうに思ったのですけれども、今の現時点での思ったように進んでいるかどうかということがまず1点目。

そして、今後どのように運営していくのかということで、区長の意見など、区の意見を取り上げていくということで先ほどご答弁いただいたのですけれども、具体的にどういう形で取り入れていくかというようなことを、その2点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

質問は2つでございますけれども、思ったように進んでいるかということでございますけれども、何せ初めての取り組みでございますので、当初予定した議員のお話の中にもありましたが、研修の一環という意味合いも強くございますので、その面では新人が地区の方とかかわるということ、まずそれは大きな意

味合いがあると私は考えております。

それから、区が何をやっているかということに触れるということも大切なことであると私は思っております。そういう面から申し上げますと、順当に進んでいるというふうな捉え方をしてもいいのではないかと。その基準が明確ではございませんので、人によっていろいろ捉え方は違うと思えますけれども、そのような捉え方もできるのではないかと考えております。

2つ目でございますけれども、区長さんの意見をどのように取り上げるかということでございますが、現に区長会の役員会ございました。そのときにもちよつと意見を伺いました。また、区の臨時総会等もございまして、意見等を聴取して区の使い勝手がいいような方向に考えて改善、改良をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。

もう一点お聞きしたい点があるのですけれども、先ほど22件という中に歩道の整備、カーブミラー、防犯灯などということでの相談等があって、それを対応いただいたと。これは、本当に区長の大変な労力の部分を少しでも助けているという意味ではすばらしいことかと思えますけれども、もう一つとして23区担当窓口の区に対しての補完的な意味での役割という中で、私として大切だと思っているのが、発展的なことにつながるかどうか。現状の防犯灯、カーブミラー、歩道をつけるというのは、今までも同じように行われていることでございますけれども、今度区でこういうことをやってみたいのだけれども、どうでしょうかねというようなことというのは、この22件の中に発展的な相談というのはあったかどうかということ、それをお聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再々質問にお答えさせていただきます。

ちょっと内容的なものの資料が手元にございませんで、発展的なそういうようなものがあつたかということが確認できません。ただし、これからそういうこともあるかと思えます。まだ、先ほど申し上げましたとおり始まって間もないものでございますので、区長さんもどうに接したらいいか、どうにやったらいいかというのを手探り状態でございますし、また今回携わっている職員のほうも経験が浅いものでございますから、なかなかわからない面もあると。ですから、お互いわからない面がございますので、これから時間をかけてそういうことも含めた上で、よりよい方向に進んでいくものだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、子育て支援関連団体の統合による効率化と支援充実についてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、向井議員の質問事項2について答弁させていただきます。

6月の青少年育成横瀬町民会議の理事会の席で、向井議員よりこの時期いつも同じようなメンバーで会議をしている。効率的な会議の開催や組織の整理も含めて検討していただきたいと提案されました。お話のとおり、この時期につきましては前年度の事業報告、決算及び今年度の事業計画、予算を承認していただく総会の時期で、各課とも1年を通じて一番会議が開催される時期となっております。

このご提案を受けて、教育委員会では翌週の課長会議の席で、議会、区長会等の各種団体の代表者が構成員となる会議で、総会時期に開催される会議の現状を確認したいので、該当する会議名、そしてその構成員等を報告してもらうよう各課長に依頼いたしました。その結果、子育て支援課、いきいき町民課等で該当があったものの、比較的少なく、教育委員会の中の会議では同じような役職の方々がそれぞれの会議に参加されていることが判明いたしました。しかしながら、これら教育委員会の会議につきましてはそれぞれ異なった目的を達成するために、広く町民の皆さんの意見や各団体の皆さんの意見を事業に反映させるために構成されておまして、全て同じ構成員で組織された会議ではございません。しかも、それぞれその会議の存在意義は強く、統合、集約等するには難しいと判断させていただきました。

このようなことから、会議に出席される方々の本当に貴重な時間を無駄にしないように、会議の内容がマンネリ化しないよう会議の方法ですとか開催について検討したいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうから子育て支援関連団体の統合による効率化と支援充実についてのうち、先ほど教育次長のほうから子育て関連の話についてさせていただきましたが、それ以外のその他各分類の団体等も含めた形で答弁させていただきたいと思えます。

高齢者、障害者関係も含め、先ほど教育次長のほうからも話がありましたけれども、子育ての団体も含めて改めて見ていきますと、それぞれ目的、また役割があり、その活動については意義があることから、現時点では統合などは難しいと考えております。しかし、向井議員のご指摘のとおり改善すべき点もあろうかと認識はしております。PTA関連以外にも12もの団体に所属している、集まるメンバーが一緒のお話がありました。各団体の会議運営の仕方や会議の出席者には、改善の余地があると考えております。会議には多くの方に集まっていただき、その会議のために時間を割いていただいております。1つの会議には、多くの方の労力と時間的コストがかかっているわけです。また、複数の会議のメンバーとなっている方も多くいらっしゃいます。重要な内容については、当然集まってしっかり議論をしていただく必要があるかと思えますが、中には定例的なものもございまして、その場合、定例的なものは書面会議とする工夫も必要ではないのかと考えております。

また、出席者につきましては、招集者は別として必ずしも団体のトップである必要はなく、副会長などほかの責任ある役職の方が出席する形でもよいかと考えます。実際にこのような対応をしている団体もございまして、いつもと違うメンバーが参加することで、多くの方の意見を聞く場にもなります。まずは、出席者の貴重な時間を各団体の必要な審議等に有効に当てていただくために、会議の効率化や出席者の対応について、各団体で検討していただくことが必要だと考えております。

横の連帯という話も出ましたが、おっしゃるとおりで重要なことです。これまでも団体ごとに連携し、さまざまな活動をやっているという認識であります。先日も夏休み中に、子供たちの勉強会を開催していただきました。向井議員も参加されておりました。食育も兼ねて、みんなで食事をつくったりもしておりました。この事業は、子供の育成支援の団体と食生活改善推進協議会が連携していただいでできた事業です。このような各団体が連携した事業は大変有意義であり、町としてもさらに後押ししていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、団体の皆さんが納得いくよりよい形を目指して、しっかりコミュニケーションをとりながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。

ただいま副町長より、きょうの委員会報告の中にもございました横瀬おせっかいの件を取り上げていただいたことに大変ありがたく、感謝申し上げます。それを今例えで出していただきましたけれども、横の連帯というのが大切だということは、多分誰もが同じように認識を持っているという中で、私としてもこの会が28今回ございまして、ちょっと軽くばんと言わせていただきたいのですけれども、横瀬小学校の評議員があって、中学校の評議員がある、また学校応援団というのがございますけれども、こちらに関しましてはコーディネーターと実行委員会というので別に組織がなっております。また、子ども・子育て支援会議、いじめ非行防止ネットワーク会議、学校警察連絡協議会、交通安全対策協議会、人権教育推進委員会、学校調理場運営委員会、公民館運営審議会兼社会教育委員会、青少年育成横瀬町民会議、中学生国際交流事業参加者選考委員会、ここまで羅列で済みません、まだ時間もあつたので言わせていただきましたけれども、この内容、今口で言っただけなので、なかなか伝わりづらいところというのもあると思うのですけれども、ちょっと口だけだと伝わらないかなということで、きょう慌てて朝に、この表は関係各課の課長にはお渡しさせていただいた部分があるのですけれども、これを1つの子育て支援戦略部会と、話し合う部会と。そして、そのほかに横瀬中学校を初め、小学校も含め全ての学校、幼稚園等、保育所も含め保護者会がございまして、また、小中後援会もあり、各種スポーツ少年団、各地区育成会もございまして。このあたりは一緒にするのが難しいので、それぞれがそれぞれであると。そしてまた、民生児童委員、愛育班、交通安全母の会、また民生委員さんと学校教育委員会で連合会のような会議を行っているというお話だったので、このあたりというのは地域密着で子育てをしていくという地域密着的な要素のある支援部会的なもの。そして、そのほかに要保護児童対策地域協議会、奨学金関連、それから就学支援関連、この辺は特殊案件になりますので、個人情報を伴います。ここはまず一つにまとめられるのではないかとということ。そして、そのほかに食会だったりとか区長会なんていうのもあるのですけれども、全体で子育て支援本部会議。これは、事前に通告書で出した内容ではないので、この場での判断を求めるものではないのですけれども、私なりに考えた中では、かなりまとめられるのではないかなというふうに思いました。ただ、実際にやるとなると、システム上にはいろんな弊害があつて来年からできるとか、そういうことではないと思います。

ただ、これは今後のことを、未来を見据えたときに、先ほどきょうのお話等にもございましたけれども、待機児童の件が出ていたりとかしますけれども、そういったことに関しましてもやはり待機児童のことで、これは私の考えですけれども、待機児童解消というのは確かに第一命題、また貧困の解消、これも第一命題。ただ、これは第一命題であって、全てではないと思っております。やはり待機児童を解消していく、また貧困を解消をしていくということは、もちろん人が生きる中で、子供が生きる中で重要な課題ではございます。ただ、それだけをしていけばいいかといえ、そういうことではないと思います。なぜ子供を預けるのか、それは親の経済状態だけではなく、都合等も入ってくることもございます。そういった親育での観点というの、また入れていかなければいけない、これはもう全ての課において多角的に考えなければいけない、そんな状況、今は時代だと思っております。そういった意味でも、課を超えていろいろな会議を集約し、そして子育てだけにかかわらず高齢者支援もそうですし、先ほどの障害者支援、人に関する会議というのを全体で一つにまとめると。そういったイメージではございますけれども、これから何年も先、5年、10年先ということを見据えたときに、また会議に参加する人数も、どんどん参加できる人数も減ってくるのが予想されます。そういった中で、より議論を活発にしていく、効率的にやっていくためには、やはりこういった統合というのを、壁を取っ払ってでもどうにかやっていっていただきたいなというふうに私としては思うのですけれども、今後、今年中とか来年中にということではございませんけれども、今の時点のご回答では難しいということ。ただ、これからできるのであればという部分の要素も感じましたけれども、今後の先を見据えた展望に関しての決意と言うと変なのですけれども、町長の思いを直接お聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

なかなか統合が難しいなというのは、やっぱり8割方かぶっていてもかぶらない2割がある、かぶらない1割がある、3割があるという部分だと思っております。なので、PTA会長さんと、多分これ全部かぶってしまう部分なのですが、かぶらない部分もあって、そこをどう考えるかというところが非常に難しいところかなというふうに理解しています。

しかしながら、私もここは向井議員と同じで、町長をやっていますと会議が多過ぎるなと思うこともあります。私も会議は余り好きではありませんので、特に何も生み出さない会議は極小化していきたいというふうに考えています。会議は、多くの方が貴重な時間を集めて初めて開催できるもので、貴重な時間を集めるだけの効果がないといけないと、あるいは意味がないといけないと思っております。なので、今現状で全く無駄なものはないのですが、さはさりながらこれがベストとも思っていないので、より効率化が図れないか、議員のお言葉でいくともっと発展的な議論ができるようにならないか、これからも常に考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいのですか。

ないようですので、1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、7番、内藤純夫議員の一般質問を許可いたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、小泉議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番の職員採用についてでございますが、昨年の9月議会でも質問いたしまして、これからの横瀬町の人口減に対しての件費比率等の考えを質問したかったのですが、1番目の阿左美健司議員に先を越されてしまいましたので、2点だけお聞きいたします。

今年度になりまして5カ月がたちましたが、12名の採用、6名の再任用で職員の数が多過ぎませんか。また、一度に12名を採用して7名の課長が一度に退職することのような事態が起きないか、お聞きします。

2番に行きまして、花咲山についてですが、今までの草刈り、伐採等で投資した金額は幾らなのか、これからの花咲山の方向性と予算をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員の質問1、職員採用についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項の1について答弁をさせていただきます。

平成28年度の職員採用数は12名でございます。採用は、退職者等の補充などを考慮の上策定されました、町の定員適正化計画に基づいた採用人数でございます。適切な人数であると捉えております。

ちなみに年齢構成でございますが、20歳以下が1名、20歳以上30歳未満が7名、30歳以上が4名の採用でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、2番目の退職が一遍に固まるということは起きないということでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

本年度採用の12名の年齢のことを先ほど申し上げさせていただきましたけれども、年齢が混在しておりますので、退職時はばらばらとなる予定でございます。それ以前に、退職を待たないで退職する方もいらっしゃるかもわかりませんが、順当に行くとそういう結果になると理解しております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問でございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 今回の質問で、現有の方とのバッティングも余りないということでもよろしいのでしょうか。それは、新人は年齢がいろいろあるというのはわかりますが、現有の方が4人もいるところにまた4人も入っているということもないということでもよろしいということですね。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 質問にお答えします。

各年齢層の人数ですけれども、既存の職員プラス新採職員の人数の数なのですけれども、2人から3人ということで、バランスよく現時点では採用できているというような状況です。

以上です。

○小泉初男議長 もう一回やりますか、いいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、花咲山についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、質問事項2、花咲山についての答弁をさせていただきます。

まず、今までの投資額ですけれども、花咲山の用地につきましては、平成26年の3月までは埼玉県的所有でございました。平成26年3月の定例議会で財産の取得について議決を得た後、埼玉県と土地売買契約を締結いたしました。契約に当たっては、土地の用途に制約があり、公園用地としての利用に用途が指定をされております。そして、平成26年4月に土地開発基金により購入し、購入金額は1,313万5,004円で、平米当たりの単価は400円でございました。

その後、平成27年度には埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を利用し、森林活用人材育成事業として10割補助の事業を実施し、伐採、草刈り及び作業道の整備等を行いました。この補助事業は、花咲山及び枇杷の沢等の町有地で実施してございまして、実施額は1,486万2,445円でございました。さらに、地方創生加速化交付金という10割補助の交付決定を受け、遊休地活用再生事業として3,672万円を平成28年度に繰り越しをして事業を進めているところでございます。現在までは、この事業により（仮称）花咲山実施設計業務委託として378万円、それから管理道整備工事として118万8,000円、下刈り作業委託業務として49万1,400円、それから立木の伐採委託業務として49万6,800円を実施しております。

今後につきましては、実施設計業務の成果に基づきまして、また町の観光・産業振興協会の花咲山公園整備検討部会との連携をとりながら、花木等を購入しまして植樹活動を実施していきたいと考えております。花咲山の整備につきましては、今年度で全てが終了するというのではなく、数年間かけて大勢の皆様に参加をしていただきながらつくり上げていきたいというふうに考えております。整備後の管理につきましては、年間数回の草刈りや植樹した樹木の手入れ等が必要であり、維持管理コストは見込まれますけ

れども、ボランティア活動等による作業や訪れていただいた方からの協力金なども含めて、極力町の持ち出しを少なくするような方向を模索したいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 今の説明ですともう5,000万円と、ことし設計等で600万円かかっているということですが、武甲山が見えて、緑の田んぼがあって花が咲く里山を散策できる、大変すばらしいことだと思います。ただ、あそこの山はシノが一面に生えておりまして、シノをなくすだけでも大変な作業で、お金をかけてもまた二、三年でシノが戻るというようなことになると思われます。また、切りっ放しの今の作業道でございますが、大きな夕立や台風ときには土砂が流出して、道路を直すにもまた大きな金額が必要になると思います。

以上のことを考えまして、一度きれいに下刈りしていただきましたので、もうあの山は自然に戻していただいて、町長の公約でもありますハイキング道の整備とか、そちらにお金を使うことを考えたほうが西武沿線の誘客にもつながると思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

幸いにも、町の持ち出しはゼロでここまでの整備ができていくということは、非常にいい進捗だなと思っています。これから先も、基本的には町のお金は余り持ち出さないということで考えていきたいと思っています。

自然に戻すというのも、特段何か構築物をつくったりですとか、建物を建てたりということではなくて、これから先の発生コストは本当にメンテナンス、草刈りコストが中心になるのだと思います。そこもできるだけボランティアだったり、できれば協力金みたいな形で集めて、コストは極小化して考えたいと思っています。さらに、した上で（仮称）花咲山ということで多くの方が訪れてくれるような形に整備をしたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 お金をかけずにボランティア等でやっていきたいということですが、横瀬町の人口も減少いたしますし、人口が高齢化しますので、ボランティアの方も少なくなるような状態になると思います。昔、国道299号線でアジサイを道の両側にきれいに植えまして、299はアジサイ街道にするということで吾野の先まで植えたのですが、予算がなくなった途端草だらけになってしまったということがございます。今の感じですとすぐ草だらけになるように思いますので、予算を使う前に自然に戻すというようなことにしていただきたいと思いますが、もう一度、どうですか、町長。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これも町単独では難しい事業で、加速化交付金に乗っけて国のお金を10割いただいてやる事業です。その範囲内で、運営を今までは考えてきています。

担い手の問題なのですけれども、おっしゃるとおり横瀬町分母で考えると担い手も減っていくと思うのですが、既にここには西武鉄道さんのご協力をいただいて、企業の方にも入って草刈り作業を協力していただきました。それから、彼岸花の植栽もボランティアの方々、これ町外の方も含めてですけれども、協力をしていただいています。花咲山をつくる趣旨として、大勢の人がかかわる、そしてみんなで作っていきような公園にするというところがございまして、ここは当初の考え方どおり大切にしていきたいなというふうに思います。しかしながら、繰り返しですけれども、ここに多額の町のお金を使ってということは全く想定していません。

以上です。

○小泉初男議長 もうよろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい、結構です。

○小泉初男議長 以上で7番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎答弁の補足

○小泉初男議長 ここで、総務文教厚生常任委員長の答弁漏れがありましたので、答弁をお願いいたします。
8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 総務文教厚生常任委員会の新井議員の質問に対して答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

夏休み特別企画として、現役大学生と一緒に勉強しようという事業で、平成28年8月12日から8月14日の3日間事業が行われましたという報告がありました。

また、補足なのですが、アウトメディアに対しまして中学校の定期テスト期間中、小学校、中学校の児童生徒がテレビや携帯等を控え、学習時間を確保する取り組みということですので、補足いたします。

よろしくをお願いいたします。



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 4時34分

平成28年第3回横瀬町議会定例会 第2日

平成28年9月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願の委員長報告、質疑、討論、採決

1、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第46号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号 平成27年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度横瀬町水道事業決算の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第57号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	小泉源太郎	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
守屋敦夫	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	町田文利	振興課長
横田稔	建設課長	島田公男	教育次長
加藤元弘	代表監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	大野拓也	書記
------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。引き続きご苦労さまでございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第1、請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 議長のご指名をいただきましたので、請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書について報告をいたします。

上程されました請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書について、総務文教厚生常任委員会における審査の概要を報告いたします。

本件は、平成28年6月定例会において本委員会に付託となり、8月24日に開催された当委員会において審議をいたしました。参考人として、請願者の秩父民主商工会会長の小林昇氏の出席を求め、意見の聴取を行い、質疑を行いました。

その後、関係課長の税務課長より、所得税法第56条についての説明を受けました。説明についての審議はありませんでした。その後、討論に進みましたが、討論はありませんでした。

採決いたしました。採決の結果、採択3、不採択2票でした。

よって、当委員会では採択することとの結論となりました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

ある方は、反対討論からお願いいたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 所得税法第56条の廃止を求める意見書について、反対討論をさせていただきます。

この件については、廃止を求めるのではなく見直しが妥当と考えます。理由は、法56条は所得を分散し税負担を軽減するという事態が生じることを一般的に防止するという目的を有しています。確かに法56条の規定が設けられてから今日に至るまでの間、家庭関係のあり方や社会の経済構造、個人の権利意識の高揚に伴う個人事業の実態及び町税体制の充実等の事情に変化が生じてきていることは否定できません。しかしながら、法56条について現時点で著しく不合理であることが明らかとは言えません。したがって、このような諸事情の変化により法56条について、その合理性が失われたとして廃止するかどうか、またどのような内容の改正をするかについて立法府の判断を待つべきであり、地方議員の私たちが詳細な調査をせず廃止を求めることは控えるべきであり、まず見直しを求めることが妥当だと考えます。

よって、今回は廃止を求めているので、反対をいたします。議員の皆様におかれましては、この反対討論を賛同していただきますようよろしく申し上げ、反対討論をさせていただきました。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、浅見裕彦です。請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、賛成する立場から討論を行います。

今、宮原議員のほうから反対討論がありました。見直しが妥当ではないかということでの点で、今回の請願に対する反対討論でありました。私は、この点につきまして現在、所得税法第56条の問題には、所得税法56条、そして所得税法57条も関係してきます。56条は、生計をともにする家族従業員に給与などの経費を払っても経費として見ないし、もらったほうの所得にならないといった規定であります。57条は、青色申告に限って届けを出せば給与として認めるといった規定になっています。このように、56条と57条では家族従業員の取り扱いに差別があります。

56条のもとでは、事業専従者控除として配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円だけしか認められていません。家族従業員というだけで、実際に人間が働いたという事実も、その対価としての給与も認めないというのは、家族従業員の人格を税法上否定していることとなります。憲法13条は、全ての国民は個人として尊重されるとしています。実際に労働したという事実を法律の一つにすぎない所得税法が否定することができるのか、ここに所得税法第56条の最大の矛盾があると考えます。

56条が必要だとする理由に、先ほどありましたような家族内の意図的な所得分割のおそれがと言われていきます。もちろん労働力の実態がないのに家族に支払ったことにしたり、労働の対価以上の給料を支払う脱法的な所得分割を防ぐために、実際に真面目に働いている家族の給与まで全て否定しているのがこの法律だと思います。意図的な所得分割は、青色申告でもあり得ることです。幾ら記帳していても、税務調査の際に家族従業員への支払い給与が労働実態より過大であるとして否認されるケースもあり、所得分割と申告形式は関係しないと考えます。

家族従業員の給与を経費に認めるには記帳が必要だと言われてきました。しかし、1984年から白色申告

者でも年間所得が300万円を超える場合には、記帳と記録保存義務が課せられています。そして、前回の請願を出したとき変わったのは、国税通則法の改定により2014年1月からは、全ての事業者に記帳が義務づけられています。記帳してあれば家族従業員の給与を経費に認めるといのであれば、年間所得300万円以上の白色申告者は1984年から、そして全ての事業者は2014年から、家族従業員の給与を経費に認めるべきです。

そもそも記帳や決算は、事業者が事業を継続、発展させるために財務状況を把握する一つの手法であり、必ずしも税額計算が第一義的な目的ではありません。青色申告者への特典の一つとして、家族従業員への給与を必要経費として認める57条があります。特典を認めるのであれば、本来誰もが認められるべき家族の働き分を青色申告者だけに認めるといった白色申告者への差別的処遇ではなく、事業者の経理についての努力を積極的に評価するものにすべきではないかという見方もあります。

また、ことし2016年2月、国連女性差別撤廃委員会が行った審議会の総括所見を公表し、国連から日本政府に勧告がなされました。今回初めて所得税法について明記し、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する。また、締約国に対して家庭経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しの検討を進めることを求めると勧告しました。

ことし3月の国会審議の中でも、昨年12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画で、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等各種制度のあり方を検討するとして、所得税法56条が含まれると考えていると明確に政府答弁がされています。

申告制度が導入されて半世紀を超えた現在では、会計知識の向上、パソコン会計の普及、工夫された記帳ノートなども行き渡り、青色と白色との間に実質的な差異はありません。したがって、このような不合理は直さなければならないし、このような規定があること事態がおかしいと考えます。今地方議会では、所得税法56条の廃止を求める意見書が、これは2016年4月27日現在で全国で447自治体で採択されています。埼玉県内でも18自治体、秩父都市では秩父市と小鹿野町でも採択されています。

議員の皆さんの賛同が得られることを期待し、所得税法56条を速やかに廃止すべきであることを表明し、討論とします。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行います。

日程第1、請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○小泉初男議長 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○小泉初男議長 日程第2、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、報告第3号 平成27年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 報告理由の説明終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 上程されました報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について説明をいたします。

まず、1の横瀬町の健全化判断比率について申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないことから、それぞれ数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率でございますが、普通交付税が増額したことに伴いまして、前年度より0.7ポイント減少し、7.3%となっております。また、将来負担比率につきましても普通交付税が増額したこと、また財政調整基金の増額に伴う充当可能財源の増などにより、前年度より11.4%減少し、49.0%となっております。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率でございますが、対象となる水道事業会計、下水道特別会計及び浄化槽設置管理事業特別会計の全てにおいて資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今横瀬町の財政健全化の判断比率ということで示されました。

この数字を見ていくと、横瀬町は過去から比べてだんだん、だんだん実質公債費比率が下がってきて、健全化率が高くなってきているというふうに見えます。それは、今課長が説明した中だということ、普通交付税の増額があって、結果としてこの数字がこうなったのか、あるいは町として健全化率を高めるために、こういう努力をしてきてこうなったのだということがあれば、そのことについて説明していただけ

ればと思います。

また、将来負担比率の関係であります。過去の経過を見ていきますと、今まで過去何年間かだんだん、だんだん負担比率が下がってきて、昨年度、平成26年度は一旦上がって、また今回同じような傾向になってきていると思います。これは、町が意識しながらこういうことに積極的に取り組んできているので、こういう財政健全化が進んでいるのだというようなことが示されるならば、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 ご質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございます。実質公債比率を下げるための努力ということでございますが、町としましては事業を始める際に必要とする事業を見きわめて、特定財源がつくものを優先させてもらっていますので、そういうことで町の持ち出し分をなるべく小さくしておりまして、その辺から借金をしなくてもできることをしていくという考えでおります。

もう一点目ですが、将来負担比率の低減に努める努力ということでございますけれども、昨年度財政調整基金を大幅に増額させていただきました。こういうことで、将来の負担に対して備えを持つという考えでおりますので、そういったところで健全財政を維持していくという心構えでおります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第2、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第3、議案第46号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま上程されました日程第3、議案第46号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法の一部改正に伴い規定の整備等をするので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第46号の細部の説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただいておりますので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、行政不服審査法同施行令が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、平成28年3月定例会に当該条例の一部改正議案を提出し、ご可決をいただいたところでございますが、この改正後に国から税制改正関係資料が示されたことに伴い、この資料に基づいて附則第2項を一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、現行規定の附則第2項中の「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る低資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る申出」の字句を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に改め、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」の字句を「同日前に公示等がされた場合」と改めるものでございます。

なお、条例施行日を条例公布の日からとし、適用は平成28年4月1日とする旨、附則で定めるものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。施行期日というか、附則でこの条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとあります。今回地方税法の一部改正ということで、この説明資料によりますと、可決成立後に国から税制改正関係資料等の附則の改正案が示され、これに基づいた附則の改正をしたいものというふうにあります。

この関係であります。4月1日からということでこの条例の一部改正については、今回行政不服審査法が変わって、固定資産評価委員も変わったという点での条例改正等がありました。この点について4月1日適用というならば、この改正時期が示されたのがいつかというような点が改めて問われると思いますが、町長専決において行って、この専決を認める処分というような仕方もあるのではないかなというふうに考えますが、時期の問題等を含めて、今の町の考えを示していただきたいと思っております。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり専決処分という道もございますけれども、専決処分は議会を開くいとまがないときと定められております。また、今回の改正は附則の改正でございます、行政不服審査法の従来の申立期間が3カ月から6カ月に延長されたということに伴うものでございます。それが、その審査の申し出が提出された時期をもって旧法を適用するのか、新法を適用するかを明確にするための内容を定めた附則でございます。このものについて現行の規定の中でも対応できる部分がございますが、このたびの改正は地方税法の条文を引用する形に変えております。

本来であれば、6月定例会に提出することも考えられましたが、人事異動の時期等もあり事務が遅滞したこともございまして、9月定例会の提案ということになってしまいました。以後このようなことのないように注意をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の課長の中で、私も読み切れていない点があります、済みません。今の不服の関係で30日から、今3カ月ですか、固定資産税にかかわる点での……日にちの確認です。60日かなと思っていましたが、3カ月かどうかの確認をもう一度よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 失礼いたしました。

日の間違いでございます。60日でございます。失礼いたしました。

○小泉初男議長 浅見議員さん、もうよろしいですか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の課長の説明で、いろいろ人事異動等があつて忙しい時期でもあつた。こういう条例の形で附則だったのでということで、9月議会になったとのことであります。

私もこれを調べてきている中で、ほかのところだというと3月中に専決して、6月議会あるいは7月議会、そういうところで専決でやりましたということもあつたので、その時期が、早く気がついた点があれば、早いものは早く進めてしまつておいてということが、より4月1日にさかのぼつてといつても、60日だというと、もう4、5、6、7、8、9となつてしまつたりする点があるので、時期をうまく見据えて進めるようにしていただければと思いますが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 以後検討して、そのように対処したいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第46号 横瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第47号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第47号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。学校教育法等の一部改正に伴い規定の整備等をしたので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第47号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、字句の整理のほか、学校教育法等の一部改正に伴い人事院規則が改正されたため、この改正に倣い小学校に就学している子のある職員を対象とする制度に義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員を加えるよう改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第2条第3項につきましては、条文中の第2項の前に同条を加える字句の整理をするものでございます。第8条の3第1項第2号につきましては、改正後の人事院規則に倣い、条文中の「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」の字句を加えるものでございます。

また、条例施行日を条例公布の日からとする旨、附則で定めるものでございます。
以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今指名されましたので、学校教育法の一部改正ということで、今回義務教育学校が入ってきました。その義務教育学校というのは、小学校、中学校の小中一貫教育を行うための新たな学校の種類の制度化ということで見たところであります。

實際上、今横瀬町の職員の中に、義務教育学校に通わせている親はいないというふうに思いますが、これが人事院規則が改正されたので、学校教育法の一部改正なので、これを導入しましたというふうになされています。こういうことの中と、済みません、直接この条例との関係で、それでは学校教育法が一部改正されたのだったら、関連する条例はどうなのだろうということでも考えられると思うのです。

ことしの3月のときに横瀬町の小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例で、小学校の中に特別支援学校の小学部にというのも追加されたところであります。とするならば、今回の義務教育学校も横瀬町小学校等入学祝い金支給条例の一部を改正する条例の中に、これも改正するのではないかなと思いがら見ましたので、そこのところの説明をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 先ほどの質問に答えさせていただきます。

よく確認いたしまして、必要に応じて改正をさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第47号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第48号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第48号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町地域おこし協力隊設置規則の制定に伴い別表の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第48号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただいておりますので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、横瀬町地域おこし協力隊設置要綱の制定に伴い、別表中に「地域おこし協力隊員」を加えるよう改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、別表中の「社会教育指導員」の次に「地域おこし協力隊員、月額16万6,000円」を加えるものでございます。

また、条例施行日を条例公布の日からとする旨、附則で定めるものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは特別職の給与ということで、提案理由がありました。提案理由の中には、横瀬町地域おこし協力隊設置規則とあります。この設置規則であります。これはいつ定めたのかというふうなことで、それから内容についてはどういう内容になっているのかの点であります。

6月議会で、一般会計補正予算で地域おこし協力推進事業というので、これが委託料200万円がありました。これと協力隊設置規則との関係で、委託は受注して人が見つかったのか、その見つかった中でこの人たちの給料というか、月額の費用弁償になっているのかどうかの点なのですが。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 ただいまの質問にお答えいたします。

この地域おこし協力隊につきましては、受け入れる予定としている担当がまち経営課でございますので、こちらからご回答申し上げます。

まず、この報酬の前提となる規則でございますが、名称が横瀬町地域おこし協力隊設置規則というものでございまして、本年の8月10日に決裁をいただき制定ということになっております。

規則の内容でございますが、第1条から第12条までになりまして、その設置の内容、地域おこし協力隊員の身分等というものを第2条に載せております。第3条には、隊員の資格ということで規定を設けております。それから、第4条において隊員の任用等について規定をしております。第5条においては、隊員の職務というものを規定しています。第6条において隊員の遵守事項、第7条においては隊員の報酬について、それから第8条で勤務条件、第9条において公務災害補償について、第10条においては守秘義務について、第11条におきましては町の隊員に対する役割、第12条で委任規定という内容でございます。

第3点目のご質問の、地域おこし協力隊員が既に見つかっていますかということですが、現在2名を受け入れることで今動いておりまして、受け入れていただく関係で、人材を見つけてもらうという業務委託をこれから締結するところでございます。予定としましては、12月にこの地域おこし協力隊員を受け入れるということで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 12月から2名を受け入れる予定で進めているということでありました。

それで、16万6,000円ということで前も論議になったところでありますが、200万円の委託料をかけてそういう人たちを探して、払う給料はといたら16万6,000円、2人で32万円ですか、こういう形で来てくれるのかどうかというふうな点なのですが、今課長が言った協力隊の設置規則の中では、住居は町が負担するというような点とか、それから車の関係について公用車ですか、そういう点を言って、車両物品等は町が対応するというふうな点であると思います。こういうので、また仕事内容が特に官民連携プラットフォーム推進事業ということで、今後進めていく中身だと思えます。ぜひこういう点で、本当にまちおこしに役立てばというふうに思えます。

給料の点については、予算の関係でこれなのだが、これではどうかなと。いい人材を見つけるのには、いい給料が必要だろうし、それから単年度という形でやっていると非常に難しく、2名でどの程度の年数を見きわめながら進めているかについて、再度お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 では、ただいまのご質問にお答えいたします。

月の報酬でございます16万6,000円、これは1名につきでございますが、これを12倍すると200万円に近づくとということで、国からの特別交付税措置が200万円を上限として全額交付していただけることになっております。それが人件費の分でございます。1人につき生活する上で必要な費用としまして、1名につき200万円というのが、また別に特別交付税の措置を受けられることになっておりまして、その中で住居費用、それから水道とか電気とかガスとか、そういった費用も町が負担することになっておりまして、16万

6,000円がちょっと安くのではないかという見方もありますが、そのほかに生活の面も町が見るということになっておりまして、全額特別交付税措置を受けられる範囲でこれを進めていきたいと考えています。

この地域おこし協力隊の制度として、同じ人を最長3年まで受け入れることができるということになっておりますので、人を見きわめながら、町にとって地域力のアップに協力していただける方であれば、最長の3年までお願いできればと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 生活費を含めて1人当たりの国庫補助という点で、非常に国が全面的にバックアップしながら進められるのを横瀬町が乗ってきたなというふうに見えます。官民連携プラットフォームの点とうまくリンクしなければならないのだけれども、お膳立てして、さあ、ここに来てくださいよという仕組みというのですか、住居、生活、全てこういうふうを用意しました、あなたに給料も払いますから来てくださいというのが、これはどういう考え方で進められているのかについて、もう一度よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうからお答えします。

これ官民連携プラットフォーム事業とリンクしている話です。なので、前回6月の補正予算のときに少しご説明差し上げたのですけれども、いい人材をとるということに、ここはすごく労力をかけるころだと思っていて、なのでしっかり協力隊の層をつかんでいて、いい人を持ってこれる、そして官民連携プラットフォームの趣旨を理解していて、そこにはまる人を探してくれるところをお願いしようと考えています。

それで、16万6,000円が安いか高いかという議論で、私も当初これではいい人材とれないのではないかと考えたのですけれども、いろいろ話を聞くと決してそうではない。それは、働く動機が、お金が動機でやるという人よりも、むしろ若い人で将来地域で何かやりたいとか、そのための勉強とか、地域に根を張って何かやっていきたいという自分の夢を持って、その間のお金で仕事をということではなくて、自分やりたいこととか夢とかをそこに結びつけて活躍するという人材、そういう層が実際にいるそうです。そのネットワークを持っている人たちがいて、なのでこれは採用してみないとわからないところは当然あります。結果いい人材がとれるかどうかというところは、まだこれから先の話なのですけれども、少なくともこの水準で日本国内広くというのですか、しっかりマーケットがあるというのですか、人材の層はあるということだそうです。なので、我々としてもいい人に来てもらって、やる気があって、そして事業の趣旨も理解していて、それで町のために頑張ってくれるという人を持ってこれるように努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

内藤議員どうですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第48号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第49号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第49号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。建築基準法施行令の一部改正に伴い規定の整備等をするので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第49号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、目次につきましては字句の整理です。

続きまして、第28条第7号イの表中と第43条第8号イの表中の改正につきましては、建築基準法施行令の改正により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準が改正されましたので、同様に改正するものです。

保育所等の保育室を4階以上に設ける場合にあつては、建築基準法施行令第123条第3項に規定する構

造を有する屋内階段等を設置することと規定しており、建築基準法施行令改正前は当該屋内階段については屋内と階段室がバルコニー、または外気に向かって開くことができる窓、もしくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとしておりました。

昨今の排煙技術の発展により排煙方式が多様化していることを踏まえ、今回の建築基準法施行令の改正によりまして、同項に規定する特別避難階段について階段室に排煙設備を設けること等でも足りることとされたところであり、保育室を4階以上に設ける場合に設置する屋内階段の排煙設備につきましても、国の基準と同様に今回改正をするものです。

この条例は、公布の日から施行し、改正政令の施行日平成28年6月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の家庭的保育事業というのが横瀬町で一応条例として定められていますが、実際上に運営されている点はないけれども、法令改正等に伴って一部を改正するとありました。

建築基準法施行令の一部改正に伴って規定の整備をしたいということではありますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令というのが、これが平成28年の2月19日に公布されたということで、ちょっと資料的な点で調べたときに出てきました。そうすると、先ほどと同じような時期の問題等を含めて、この一部改正条例も省令改正に伴って同じように町も、ここはこうだったので今関連する条例があるから、それも時期が間に合わない、あるいは実際上に法律改正されてつくられているもので、直近の議会にかけておくのが適正かなと考えますが、そのところはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 先ほどのご質問でございますけれども、国のほうからこちら通知をいただきましたのが6月1日付となっておりますので、6月議会には間に合わなかった次第でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいのですか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第49号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 お諮りいたします。

日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、日程第7から日程第13まで、これを一括上程いたしたいと思えます。

日程第7、認定第1号 平成27年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第4号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第5号 平成27年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第6号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第7号 平成27年度横瀬町水道事業決算の認定について、以上認定案件7件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第7、認定第1号 平成27年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第4号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第5号 平成27年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第6号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。また、日程第13、認定第7号 平成27年度横瀬町水道事業決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成27年度決算審査意見書の報告をさせていただきます。

お手元に決算審査意見書が配付されていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。この意見書は、平成28年8月22日に提出させていただいたものでございます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成27年度横瀬町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに定額資金の基金運用状況を審査したもので、次のとおり意見を提出させていただきました。

審査の対象でございますが、平成27年度横瀬町一般会計歳入歳出決算を初めといたしまして、平成27年度横瀬町国民健康保険出産資金貸付基金（定額資金の基金運用状況）までの決算内容について審査をしたものでございます。

審査の期日及び審査の場所でございますが、一般会計、特別会計及び基金運用状況につきましては、平成28年6月27日、29日、30日、7月1日、横瀬町役場301会議室、7月1日、総合福祉センター太陽光システム、下横瀬橋ケーブル補強工事、町道5号線の実査という形で進めさせていただきました。

審査の手続でございます。この審査につきましては、町長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況報告について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理、基金の運用は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、担当職員に説明を求めるなどの審査を実施いたしました。また、現地実査として3カ所を実査いたしました。

審査の結果でございます。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、定額資金の運用状況につきましては適正であると認められました。

決算の概要ということになります。平成27年度の一般会計、特別会計及び定額資金の基金運用決算は次に掲げるものになります。2ページをごらんいただきたいと思います。歳入総額、一般会計におきましては37億円、歳出については35億円、国民健康保険特別会計については12億円、歳出につきましては11億円、介護保険特別会計については7億円、歳出については6億円、後期高齢者医療特別会計については9,823万6,000円、支出につきましては9,762万円、下水道特別会計については2億6,231万円、歳出につきましては2億4,837万円、浄化槽設置管理事業特別会計につきましては4,200万円、歳出につきましては3,900万円。総額になります。歳入総額61億1,795万8,000円、歳出総額57億6,502万3,000円、歳入歳出差引額3億5,293万5,000円、実質収支額3億3,787万5,000円ということになります。

定額資金の基金運用状況でございます。年度末残高、現金としては7,078万5,000円、土地については3万9,575.81㎡、高額医療費支払資金貸付基金につきましては500万円、国民健康保険出産資金貸付基金については200万円ということになります。

個々の内容に入らせていただきます。一般会計歳入歳出決算ということで、3ページのところから触れ

させていただきます。決算規模の概要でございます。平成27年度の一般会計決算額は、歳入総額37億4,470万3,387円、歳出総額35億6,835万7,296円で、これを前年度と比べますと歳入で2億5,786万2,737円、歳出では1億4,878万8,746円減少し、歳入歳出とも前年度決算を下回っていたものになります。推移につきましては、平成24年度、平成25年度、平成26年度、最後に平成27年度という形で表示をさせていただきます。

決算収支の状況でございます。概要につきましては、収支決算の推移という形で表でつくらせていただいております。平成24年度、平成25年度、平成26年度、一番下が平成27年度ということになります。最終的には、実質単年度収支としては1億4,561万9,000円の黒字という形のものになっております。

予算の執行状況によりますと、平成27年度一般会計歳入決算額は、予算現額38億6,341万7,422円に対して収入済額が37億4,470万3,387円で、前年度と比較して2億5,762万2,737円の減少ということになっております。

もう一つの分析は表にさせていただきましたのが、4ページのものになります。款別歳入の執行状況ということになります。これも平成26年度、平成27年度の比較という形で、町税から初めとして20番、町債までの表にさせていただきます。平成27年度の歳入済み額ということは37億4,470万3,387円で、この歳入の財源別の状況という形で見させていただいたのが、自主財源と依存の財源という形になります。下にコメントもありますが、自主財源につきましては町がみずから確保できる財源というものになります。依存財源、いわゆる自主財源以外の財源ということになります。内容的には、お金を集めるのに対して自分たちが集めるものなのか、申しわけないのですけれども、よそからお金をいただくかというようなものになるかと思えます。内容的には、これも捉え方になるかと思えますけれども、よそからもらえるものはもらうということが正しいよという話になりますと、依存財源のほうが大きいほうがいい。ただ、当然ただでもらったものが安いかどうかということを考えますと、ある意味では町の力という形では、自主財源があったほうがいいということになります。どちらがいいかというものもありますが、一応構成比率という形で平成24年、平成25年、平成26年、平成27年の表をつけさせていただきます。ごらんいただければありがたいと思えます。

今度は町税という形で、これも平成26年、平成27年という形で表にさせていただきます。町税については個人の税金を払っていただくもの、会社からいただくのは法人、合計的にはことしについて、あと固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税という形のものがあります。見ていただきたいのは、徴収率というところをごらんいただければありがたいです。ここでいきますと、基本的にはもらう権利があるよというか、そのものが全て回収が終わっていますというのが徴収率ということで100ということになるかと思えますが、残念なことなのですけれども、町のたばこ税と鉱産税というのが100ということになるのですけれども、平均しますと今92.6%という徴収率になっています。これをいかに100に近づけていただくというのが、役場の職員なり皆さんの努力でこれがキープされているということになります。現状をお話するにはこちらなのですけれども、若干後ろのほうで私の意見という形で、徴収率について触れさせていただきます。

あと、次が地方譲与税とか利子割とか、その辺のところありますけれども、これは済みません、ちょっと読んでおいていただければありがたい内容になるかと思えます。

以上で収入のほう、概算でお話をさせていただきました。

次が、歳出のほうが8ページから触れさせていただいています。歳出につきましては、大きく言うと3つの性格を持っているということになります。8ページの真ん中の表になります。まず、左側見ていただきますと義務的経費、投資的経費、その他というような形の性質別の支出の状況というものになります。義務的という話になりますと、これは義務になりますので、要はちょっとコメントにありますけれども、義務的経費というのは歳出が義務づけられた、逆に言うところと削減も工夫もしづらいというものになります。硬直性を生む経費ということになるかと思えます。そのようなものですから、その動向について留意をする必要があるよということになります。きのうの議員の一般質問にもありましたように、人件費というのはなかなか削れないと。一旦入れるとというような形なので、よくご指摘のように、この中で経費のうちでいう義務的経費の中の人件費、硬直性を生むという性格のものになるかと思えます。また、後で触れさせていただきますが、硬直性も必要であるのだけれども、人がいないとどうしようもないよということもありますので、こういう性格の支出という形のものになります。

あとは、款別歳出の執行状況という形のもので9ページに触れさせていただいています。議会費という項目から予備費までの12項目について、平成26年、平成27年という形で触れさせていただいております。いわゆる執行率というのを皆さんのほうでちょっと見ていただきまして、これが状況という形で直に見ていただきたい内容になるかと思えます。あと、项目的には今こちらに、9ページからちょっと触れさせていただきますので、個々に見ていただくという形のものになります。

それと、次が11ページのほうに触れさせていただきます。財政構造の弾力性というような形で捉えている表になります。健全な財政の要因は、収支の均衡を保持しながら経済変動や町民要望に対応し得る弾力性を持っていないといけないというような形で、弾力性ということに触れた比率の表になります。あと、個々の比率の経緯につきましては、若干説明をさせていただいているということになります。

12ページのほうで、比率の話になります。義務的経費という内容の主なものという話になります。人件費の比率という形で、4番で取り上げさせていただいています。人件費的なのは、消費的経費の中でも最も義務的な経費というような性格の高いものでありますということになります。人件費というものは、なるべく安いほうがいいよということになるのかと思うのですが、企業という立場からすると、当然人ということではなくて、人材という言葉に変わります。「じんざい」という言葉を漢字で書いていただくのをちょっと想像していただきたいと思えます。まず1つというのが、現在、過去、未来というような形の「ざい」という形で、現在の在なのですけれども、人がいるよという意味の「人在」というものがあります。単純に言うと、仕事を頼むと仕事はするのだけれども、自分から動かないというのも、こういう「人在」ということになります。次に、人材ってどういうことを書くのですかということ、材木だとかんとかというような形の材料だよという意味の「人材」という漢字を当てる、とりあえずいるのだという、いないと困るからさという人も、一つは「人材」ということになるかと思えます。そして、一般的に來れたらいいなというのは、財産という意味で「人財」という字を当てるというものになります。それと最悪なのは、いるだけで犯罪の罪と書いていただく「人罪」ということになるかと思えます。いわゆる監査という立場からしますと、人材の経費、比率だとか金額だとかということで、前年より多いとか少ないとかと触れる意味かと思えますけれども、議員さんのアドバイス、また役場、執行部の指導状況によって、

人って人材というのがいるだけでも罪になる人もいるし、とりあえずいるのだよなという人にもなるし、そしてとりあえずその辺で材木のようなうろろうしているのだよみたいな感じで人材にもなるし、この人いてよかったなという意味の人財、人の宝というものにかわる要素というのは、済みません、監査でいきますと数字であるとか、金額であるとか、比率であるとかということで報告させていただかなくてはいけないので、こんな表ができてしまうのですけれども、実務の話になると人材一つについても、一般に宝にするのかごみにするのか、どうしようもなくするのかというのは、一つは教育、環境ということになるかと思えます。一応ちょっとだけ、きのうの議会から触れる内容がありましたので、若干それに関係するかと思ひまして、私の意見という形で発言させていただきました。

あと、次が12ページのほうから、国民健康保険特別会計歳入歳出決算に触れさせていただいています。決算規模の概要ということになります。平成27年度決算は、歳入総額12億3,625万2,521円、歳出総額11億3,937万4,578円、詳細につきましては22ページの表で触れさせていただいております。

あと、13ページの半分より下のところ、最後のところになります。平成27年度3月現在の国民健康保険加入状況は1,388世帯、被保険者数が2,414名、このうち退職被保険者等は121名であり、前年度と比較して加入世帯数、被保険者数ともに減少しているという状況になります。

あとは、マイナンバーが導入されることによりまして、税というものと社会保障ということが主に中心に、マイナンバーが導入されましたので、多分この辺の保険証の関係、いわゆる社会保険の関係になりますが、その辺のところに基づいてこの辺の数字的なものも若干触れてくるので、加入数という形だと思ひますけれども、注意していく必要があるかと思ひます。

あと、14ページのほうで医療費給付件数ということで表示をさせていただいております。

あと、次が介護保険特別会計歳入歳出決算ということで、決算規模の概要でございます。平成27年度決算額は、歳入総額7億3,441万4,674円、歳出総額6億7,143万2,582円ということで、決算規模の概要という形で、平成26年、平成27年という形で表にさせていただきます。表示をさせていただいております。ごらんいただければありがたいと思ひます。

めくっていただきまして、15ページのほうに介護認定状況、平成27年度末における認定状況としますと、要支援1から始まりまして、要介護5まで合計的には今現在403人が該当という形のものになります。

続きまして、16ページから触れさせていただきますのが、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ということになります。決算規模の概要でございます。平成27年度決算額は、歳入総額9,823万6,256円、歳出総額9,762万2,216円ということで、これも前年と比較して歳入歳出とも減少という形のものになります。詳細につきましては、表で表示をさせていただいております。

続きまして、17ページのほうから下水道特別会計の歳入歳出決算ということになります。決算規模の概要でございます。平成27年度決算額は、歳入総額2億6,231万5,918円、歳出総額2億4,837万6,618円、こういう形になっております。

続きまして、18ページから浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算ということになります。平成27年度決算額は、歳入総額4,203万8,934円、歳出総額3,986万2,982円ということになります。概要でございますが、表で一覧表にさせていただいております。

あと、19ページから財産に関する事項という形で、公有財産という形で土地と建物と山林、あと出資に

関する権利という形で今現在平成27年度末の残高を表示させていただいています。あと、物品については自動車で増減はなしということ、債権につきましては平成27年度末の残としますと、横瀬町育英奨学資金貸付金としまして6,231万8,000円残があるという形と、あと横瀬町産業労働者住宅資金貸付金として100万円あるよという形のものになります。

19ページ、基金についてということになります。20ページで基金の状況を表示させていただいています。平成26年、平成27年度増減額という形で、平成27年度末の残高という表示の形のものになっております。

あと、触れさせていただいていますのが、定額資金の運用状況ということで、横瀬町土地開発基金、横瀬町高額療養費支払資金貸付基金、そして横瀬町国民健康保険出産資金貸付基金という形のものを表示させていただいております。

次が、22ページのところから審査意見という形で、総括、歳入歳出規模の推移ということで、平成25年、平成26年、平成27年の直近3年間の歳入歳出規模、実質収支の推移というものを表にさせていただいております。人口的には、平成25年度8,927人、平成26年度8,863人、平成27年度8,730人で、ちなみに人口のほうは133人減少ということになっております。

次に触れさせていただいたのが、滞納債権管理の実情ということで、いわゆる経済状態、いろいろな関係がありますので、滞納につきましては増加、払えないよというような環境の新聞等がありますので、昨年に引き続き実情を確認したものでございます。自治体の債権というのは多種にわたっております。このような債権というものがある。大きく分けると、公の債権のものと私的な債権のもの、2つの種類があります。当然なのですけれども、去年と比べてどうなのかというものと、あと比べた環境としますと横瀬町と隣接する市町村と比べてどうなのかというのを表というか、報告を受けております。実際的には、滞納していただいている方については書面、もしくは電話、そして面接というような形で、あとはいろいろな形の面接とか説得という形で大分、実際ほかの市町村と比べますと結構徴収率は高いのですが、まだまだゼロではないよというものになります。

一般会計につきましては、24ページのほうから触れさせていただきます。歳入に占める自主財源比率についてというものになります。自主財源比率は前年度に比べ、金額で1億3,338万円ほど減少しているという状況になるかと思えます。町税収入につきましては、当然なのですけれども、目標とする徴収率100というのを目標にやっていただいて、いわゆる公平感を持って当たっていただきたいということで、今後とも徴収率の向上、特に滞納分について適正な債権管理強化を要望したいという要望にさせていただいています。

あとは、歳入未済額とか不納欠損の状況ということで触れさせていただきました。収入未済や未納決算なんかは、即徴収率、財政に影響するものでございます。特に債権につきましては、適正に管理していただきたいと思っております。また、歳出決算のほうにつきましては、不用になりますと不用額の予算ということになりますので、この分を業務の見直し、業務の効率化ということも含めまして、不用額を適正に管理していただきたいと思っております。

あとは、比率という形で計算のほうさせていただいています。代表的な指標というものを24ページからずっと触れていて、コメントとして出させてもらいましたので、それを参考にさせていただいて、管理のほうを進めさせていただければと思っています。

続きましては、国民健康保険特別会計ということになります。コメントといたしますと、最後に触れさせていただきます。今後とも歳入の根幹である保険料、特に滞納繰越分の徴収率向上や予防医療に注力して医療費削減を図っていただきたいと思っています。

4番につきましては、介護保険特別会計につきましては、今後の介護認定者及び給付費の増加を考えると引き続き厳しい状態と思われるので、今後とも相互扶助の趣旨を踏まえて住民に制度の理解と努力を求めていく必要があると思われます。

後期高齢者医療特別会計ということになりますが、コメントといたしますと被保険者数や広域連合負担金の増加等を予測すると厳しい状況が続くと思われるので、予防医療への普及啓発や諸施策に取り組まれることを期待するというものになります。

6番としまして、下水道特別会計ということになります。

次が27ページからにつきまして、浄化槽設置管理事業特別会計ということになります。当町において単独浄化槽等がまた640基近くあるということでございますので、今後の本事業の推進が期待されるところでございます。

あと、財産に関する事項といたしまして、特に基金ということになるかと思えます。基金の平成27年度は、昨年中に国際交流基金の422万5,000円を初め、3基金で取り崩し減少し、財政調整基金外4基金のみの積み立ての結果、決算年度末現在高は合計で、いわゆる1億9,823万2,000円の増加ということになります。基金につきましては、安全性優位で考えていると認められました。今後とも設置目的に合った管理運営と安全確保で効率的な資金運用を望むものでございます。

続きましては、28ページのほうから平成27年度横瀬町水道事業決算審査意見についてということで、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度横瀬町水道事業会計決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見を提出するという形で、8月22日に提出させていただきました。

水道事業の決算でございますが、審査の対象としましては、平成27年度横瀬町水道事業決算書及び関係諸帳簿、証書類でございます。

審査の期日でございますが、平成28年6月27日。審査の場所であります。秩父広域市町村圏組合水道局、姿見山浄水場内、姿見山浄水場中央監視システムを実査という形で、審査の手続については、この審査に当たっては町長から提出された決算書類が水道事業の財政状態及び営業成績を適正に表示しているか否かを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の審査を実施したということになります。

審査の結果でございますが、審査に付された決算書類は水道事業の財政状態及び経営状態を適正に表示しているものと認められました。

内容につきましては、ちょっと触れさせていただいておりますが、最終的なものとしては審査の意見という形で触れさせてもらっておりますのが、32ページのほうから触れさせていただきます。平成27年度水道事業決算は、全般にわたり計数的な誤りはないと認められましたということになります。

なお、最後になりますが、水道事業というものは平成28年度より秩父広域市町村圏組合水道事業に統合されましたが、料金収入の安定化、安定水源の確保、施設余剰能力の有効活用等、秩父地域の抱える共通問題として取り組み、より一層の効率的な事業運営が期待されるという形で締めくくらせていただきました。

た。

以上で提出と概要のご説明をさせていただきました。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

これからの審査方法でございますが、前例に倣いまして休憩をし、休憩中に関係書類を確認していただきたいと思っております。その後再開いたしまして質疑に移りたいと思っておりますが、そのような方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時15分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に関係書類等のご確認をしていただきましたが、これより認定案件に係る質疑に入りたいと思っております。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 午前中、代表監査委員の決算審査の意見書がありました。これについて質問をしますので、よろしくをお願いします。

初めに、まず19ページであります。この中で、公有財産の状況とあります。これは、町の中でも資料として見る歳出決算書の財産に関する調書で、出資による権利というのがあります。これが3億6,696万3,000円となっています。この中で占めるのは、水道事業会計がほとんどで3億5,745万2,000円となっています。これの位置づけというのですか、水道事業会計が秩父の広域に移りました。そういう中で、横瀬町としての出資による権利というのをどのように捉えたらいいのかというのが、1点であります。

それから、23ページの滞納整理についてであります。監査委員さんもおっしゃっていました。いろんな点での滞納集計の中で、これは去年もうたわれたというふうに思います。特に私権の問題等を含めまして、あるいは実務上複雑な面があり、担当者個人判断、あるいは人事異動等で事務処理が停滞しないように、また根拠法に基づく町としての統一債務管理実務マニュアル等のようなものを作成しておくことが望ましいという形で意見を述べられています。昨年もこういう表現はあったと思います。こういう中で、どのように町が改善されたのを監査委員としてつかめたかどうかというのが、2点目であります。

それから、3点目はページ27であります。これは基金の関係で、財産に関する基金であります。町の財政調整基金であります。これが、積み立ててほぼ10億円になってきていると思います。財政調整基金に

対する監査委員さんの評価、このことについてどう考えるかを示していただければと思います。

それから、ここには直接書かれていなくて、きょう監査委員さん報告の中で述べた人材というふうなところでもあります。これは、12ページの人件費比率のところ、人材とはという私見を述べておられました。現在、材料、財産、犯罪というふうな点であります。私は、この人件費率、町の職員、まさに財産であり、大事にしながらより働いていただければというふうに思いますが、そのところについてもうちよつとこうですと、一般論であったところをいろんな捉え方ができると話されていたと思います。そこについて再度よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点ですが、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 まず、第1であります公有財産の状況ということで、財産につきましては証書、台帳という形で出資のほうを確認させていただいています。これがほとんど水道事業ということになるかと思ひますが、平成28年度の4月より横瀬町水道事業は秩父広域市町村圏組合水道事業に統合され、いわゆるプラスの財産、マイナスの財産ともに新しい事業体に引き継がれるという形で今聞いております。基本的には、全額引き継がれるという形の処理になるかと思ひます。

次が、滞納管理の実情についてということでもあります。監査委員という形でお世話になっているわけなのですが、監査委員というのは地方自治法199条の規定に基づき、ある意味の監査の状況を確認できる立場にあるわけなのですが、内容的には最少のコストで最大の効果が上がっているかどうかというものを見るのが主な着眼点という形になるかと思ひます。結果的には、正しいですよという、マルということをつけさせていただく。あとは、言いますとバツではないよという評価をするよと、いわゆるバツではないよ、マルだよというような評価というものもあるかと思ひますが、主にはそういう形のものになります。

また、報告につきましては、金額というもので説明させてもらうものと、去年と比べてどのように増加した、減ったというご説明をさせてもらうものと、あと全体の割合に比べまして何%の比率で増加している、減少しているというような報告をさせていただく形のもの、また数年においてどのような傾向があるよという形であるかというような方向的なものを分析させていただくようなものが主な内容で、今回ご説明させていただいたのかと思ひます。

1つ、やっぱり去年もそうなのですが、ご説明した中のポイントとしては、滞納という形のものになります。常々監査という立場で物事を見ているものと、もう一つは税理士という立場でものを見ている立場というものがあります。税理士の立場からしますと、課税するのはどうだこうだという、いわゆる本則というものと、あと私は実は29歳のときに会計事務所のほうにお世話になりまして、ある名物社長とお会いして、こういうことなのですよというご説明をしたら、法律というのはどこから読むのか知っているのかいと言われたことがあります。それは、非課税というところから条文というのは読んでいくのだけと、もっと言うと例外というところを読んでいくのだけという話のものになります。具体的には、固定資産税の話を始めさせてもらったときに、固定資産税というのはこうです、こうですというお話を社長のほうに説明したら、ではわかったよ、池つくってしまうと、これ地沼、山林とか、いわゆる池で評価される

から税金安くなるのかいとか、変な話社長さんなんかだと、日々どうやったら税金を減らすことができるのか、逆に言いますと払わないことができるのかなんて研究しているのだなというのが、本当にある意味のサラリーマンから会計事務所に就職したときに、すごく感じた内容になるかと思います。

逆に言いますと、ご指摘のように滞納というのをどうしても報告せざるを得ないのですが、23ページのほうのご質問になるかと思います。具体的には、税金がかかるから滞納があるのだという結論になると、滞納というのはゼロになります。そうすると、管理もしなくなるからいいなということになるかと思えます。コストって絶対かかるので、では誰がそのコストを負担するのかと、1つは国、1つは県と。ご説明したように財産をどうやって集計してくるか、県とか国という他人、もっと言うとなら横瀬町が負担するのだという話になれば、本人の負担は要らないから当然滞納もないよということになるのですけれども、では本当にサービスを受ける人が負担をしなくていいのか、これが公正なことなのかというと、やっぱり受益者負担という形で本人には負担をいただくものが正しいのかなと思います。そうすると、まず横瀬町としてやらなければいけない内容とすると、課税をする、税金を負担していただくことが正しいことなのだよという、いわゆる根拠を示すということになります。

もう一つは、最低のコストで最大の効果という話になりますと、徴収するためのコストをいかに下げるかという問題になります。残念なことに、徴収が終わるのが少しおくれるという方がいらっしゃると思います、その方たちもやっぱり公平の立場という形で、ご負担のほうをお願いするという形で、今滞納の。そうすると滞納というのは、実は払っていただく、単純に言うとなら軽自動車税でいきますと、皆さんには5月をお願いしています。特に報告させてもらうのは、約1年かかった3月の末の状況で、幾ら滞納していますかという話のものになります。ご承知のように、同じ軽自動車税につきましても、5月で払っていただいた方と3月に払った方は、イコールの評価しかちょっと監査の立場的にはありません。ただ、効果の話になりますと、5月にいただいたほうがお金は有効的に多分使っているのだろうなと。では、おくれた方ってどうなのだろうかという話になるのですけれども、おくれた方は多分なのですけれども、コンピューターに滞納者として管理をしていかななくてははいけません。当然なのですけれども、滞納していますから郵送という形で督促状を発行しなければいけない、また電話をかけて払ってくださいというコストをかけなくてははいけません。そして、当然なのですけれども、お金をもらいに行きますからというので、面会というもののコストという形のものがあります。いわゆる真面目に払った方が5月に払った方、3月に払ったからいいではないかという考え方もあるのですけれども、監査の立場から、実務の話になりますと例月出納という形で会計責任者と面会して、滞納状況を随時確認している状況とすると、当然課の中で話し合いをして、担当者が決まっています、それが郵送、電話、面接というようなコスト、いわゆる後追いのコストというものになります。もったなののですけれども、3月過ぎてしまうと滞納リストという形で、こういう形の表示という形になるかと思えます。

そういう意味で、税金という漢字はどう書くかということ、大変失礼なののですけれども、剥ぎ取る金というのが税金という漢字なのです。ですから、横瀬町の事業についてこのお金を払っていただくということが、町の事業に対する参加費であるというような発想、いわゆる参加のための会費であるという形でご負担をいただくという形が正しい感じであったり、イメージではないかと思えます。そういう意味では、町の取り組みとしてはスタッフの、いわゆる滞納者に対して、要は面接、督促状、電話連絡、あとは呼び出

しみたい形のいろんな対応的なものはやっているということになるかと思うのですけれども、私監査役
の立場からすると、税金というのは払ってもらうということはあるかと思うのですけれども、済みません、
書類とするとこういう形で書いてしまうのですけれども、私としては横瀬町の事業に対する参加の費用で
あるという考え方を住民の方に植えつけていただくのが、本来滞納を撲滅するための一番の手段ではない
かなと。議員の皆様も、横瀬町が好きで、よくなってもらいたがために議員に立候補して当選していただ
いた方だと思ふし、また地域の皆さんの推薦をいただいてこの席に座っていただいて、本当に横瀬町を大
好きな人、これからやっていくことについて協力的な方が、まず一つは議員様の考え方だと思いますし、
横瀬町が好きだから役場の職員になったという形で、このスタッフというのを抱えていると思います。そ
ういう意味では、あとは考えられるのは住民の人が、住民が横瀬町を好きかどうか、嫌いかどうかとい
うことが、徴収率の上昇につながってくるのではないかと思います。そういう意味では、町長を中心とし
て広報を通じて、また町民と語る会を通じて、横瀬町の住民の方が横瀬の事業に参加する意義を町民の方
に理解していただく。また、議員の皆様については地元に戻りまして町民の方と語っていただきまして、
横瀬町がやる事業について、いわゆる参加費が必要なのだよという形でご負担をいただくというのが、本
来滞納整理の一番のやり方ではないかと思っております。

ちなみに、当然なのですけれども、監査役の立場とするとほかの市町村のデータというものを見させて
いただきます。経済状態とかなんとかというものはあるかと思ふのですけれども、ほかの他の市町村と比べ
ますと、全然いい数字になっています。住民の方も、やっぱり横瀬町がこの議会で事業計画をして、予
算を決めていただいて、それに基づいていい事業をやっているよ、いわゆる参加費は払わなくてはいけな
いよなという気持ちになっている、それが一つの意味表示であって、滞納というか、その率が低いとい
うのもそういうことではないかと思っております。

一応は、具体的な取り組みとしては、町長も会計課というところのスタッフの充実というものを図って
おりますし、説明的には滞納者については、いわゆるコンピューターで当然のこと、電算で処理していま
すので、随時滞納者のリストというか、あとは接触頻度を上げるとかという努力は、監査役として毎月例
月の検査において報告も受けていますし、実情もちょっと聴取している形であります。多分答えにはなら
ないのかもしれないのですけれども、基本的な滞納、税金というものが、日々そういう形で私としては取
り組んでいるという形になります。

あと、基金についてということになります。うれしいことに、基金というものは積み増しができたとい
う形のものになります。基金につきましては、基本的な考え方としますと安全性を最優先に行われている
ということが重要である。そして、収支の均衡を保持しながら経済動向、町民要望に対応していくもので
ないといけないということになるかと思ふ。実は米百俵というものが長岡で行われました。いわゆる
明治時代、戊辰戦争で負けた長岡藩がお米を送られたと。腹減っていますから、このお米というのはみんな
にまいて御飯を食べてくださいということで送られた内容ですから、当然住民も配られるものだと期待
していたのですが、そこで小林虎三郎という者は、国がおこるのも、まちが栄えるのも、ことごとく人
である。食えないからこそ、学校を建て、人物を養成するのだということで、その米を売って、その代
金を国漢学校建設の資金として行われました。それで、長岡の近大教育の基礎が築かれてという形で、い
ろいろな人物を輩出しております。

そう考えますと、この基金というものは明治時代の長岡の国漢学校になった。今、ではこの基金どうするのと聞きますと、きのうの議員さんの質問でもあったかと思いますが、とりあえずは小学校の建設とか、その辺に使いたいということになります。明治時代、明治の長岡の国漢学校、平成の日本一のまち横瀬町の横瀬小学校と、このことになることを私は、1つは期待をしております。ただ懸念されるのが、平成があと何年続くのかなというところはあるかと思うのですけれども、長岡、いわゆるここで教育の基礎をつくるのが使命として今積み立てているよという、ある意味の期待をかけて注目して、この項目については監査役として見させていただいております。それとともに、一つはあくまでも小学校って入れ物です、その入れ物の中からどのような人があらわれるかなというのが楽しみということになるかと思えます。

私が学生のときというと、立派な人間、立派な会社というと、どんな会社が立派なのですかということ、人とも金という形で、その三拍子がそろっているところがいい人だと、当然人がいて、ものがあって、金があって。それで、就職しまして三大要素というのがどういうものなのかなと思いましたが、GNPだよと言われました。GNPって皆さんもご承知のように国民総生産みたいな形で、そうなのですよと言ったら、何言っているのか藤君と。義理と人情とプレゼントだよと、それがGNPだよと言われました。それで、今義理と人情とプレゼントというのも重要なのだと思うのですけれども、これからどんなことが三拍子で必要なかといいますと、人活、学活、地域活と、いわゆる人を活用することができるか、学びを活用することができるか、地域を活用することができるかという形で、その意味でその3つ。当然なのですけれども、期待することは長岡の学校教育の基礎をつくった米百俵、それに見合う横瀬町日本一小学校というものを今期待しているとともに、箱から人、人活、学活、地域活、人を活用するという精神を持った方が成長されて、将来の山本五十六が出てくることを期待して、この項目については期待しているとともに、今後小学校なり、当然なのですけれども、必要な経費を充てていくための原資という形で積み増していることに期待をして、注視している状況でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思えます。

最初に、一般会計の決算全般についてお願いいたします。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 数点質問させていただきます。

まず、15ページなのですが、ただいま監査委員さんからとても含蓄のあるお言葉をいただいたものなのですけれども、滞納債権の増加を私もちよっと感じたのですけれども、町税の債権管理マニュアルの作成は、もう数年来監査報告書でも出ていまして、例えばこれを不納欠損にするとか、どうしても納入がなくて困ったというふうなものを担当課だけに課するのは、とても酷だと感じています。私も税務課とかにありましたけれども、税務課だけの仕事ではないと、かつて監査報告書でも出ていましたので、私は町税の

収入というのは、役場の基礎基本だと思っています。税金を納めていただいて、それを全て回収する仕事をして、それが役場の基礎基本であると思います。それから初めていろいろな事業を行えるということを感じていますので、職員は全員守秘義務を持っております。ですから、全体で取り組む方法や、また私たちは税金を納めていただくのですよという意識の醸成が必要だと思っていますので、それらを新人研修の一環としてでも行うというふうなことを私は提案したのですけれども、その件どうでしょうか。やはり監査委員さんがおっしゃいましたように、税金というのは公平公正ですので、徴収に行って生活の実態がかなり苦しうだなどと思ったら、それはまた福祉課のほうに連絡して、新たな手だてをすることが必要ですので、早目の対応で現年度に徴収していただくということが大切だと思いますので、執行部のほうとしてはそういうことをやっていただいたらどうでしょうかということが1点です。

○小泉初男議長 何ページですか。

○8番 大野伸恵議員 15ページです。歳入です。

それで、結局取るだけではなくて増収も必要だと思うのですが、今どうすれば税金を上げることができるのかなというところを考えたときに、私はやっぱり地道かもしれませんが、個人町民税や個人住宅の固定資産税などの増加を求めるのがいいのかな、企業に来ていただくというのも大変だしというふうなことで考えたので、そこら辺のまちづくりの考え方を1点教えていただきたいと思います。最近見られるソーラーとかも、長期的に見ると自然環境とかのことを考えるとちょっと不安な点もありますので、そこら辺をよろしく願いいたします。

続きまして、歳出のほうなのですけれども、49ページです。総務のほうだと思うのですが、町村情報システム共同化ということで900万円、L G W A N管理運営事業ということで5,000万円、グループウェア管理運営事業ということで、やはり900万円ほど予算が出ております。これらについては、私は私なりにネットで調べましたけれども、町村情報システム共同化というのは、行政評価とか人事情報とかということができるといふようなことが説明されていたのですが、この90人足らずの町で人事情報を共同化する必要があるのかなというふうに疑問に思いました。L G W A Nは、広域行政専用コンピューターネットワークなのだそうですが、この広域で何を利用するのか、グループウェアは情報を共有して組織を活性化することが大きな目的と書いてありましたが、それをどう利用するのかということをお聞きしたいと思います。そのほかの各課にも、社会福祉総合システム、子ども・子育て支援システム導入とか、いろいろな導入費が入っていますが、その費用対効果、それでこれを導入することによって減額となったものはあるのかどうかを教えていただきたいと思います。

続きまして、127ページです。これは振興課の関係だと思いますが、地域人づくり事業3,600万円ほどありました。観光人材育成が2,100万円、森林活用人材育成が1,400万円ほどです。これは、平成23年度ごろから、緊急雇用とかいろいろな形を変えて、約3億円程度の事業が継続されてきております。平成27年3月の予算審議で質問いたしました、これは結果、効果があることが大前提というふうに回答いただきました。この結果についてどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。森林活用人材育成については、きのうの一般質問で森林関係について人はいないというふうな回答がありましたが、よろしく願いいたします。

それで、あと全体なのですけれども、全体の質問なのですが、今回横瀬町も総合戦略をつくることなど

で、いろいろ意識調査、アンケート調査を実施しているのですが、私は何回も言っているのですけれども、歳出についても今の現状認識をしていただきたいと思っています。横瀬町に落ちるお金の額の把握を、ぜひお願いしたいと思っております。財務会計ソフトとかに、例えば私のパソコンですと、エクセルなのですけれども、町内町外ということを入れていけば、すぐソートでできます。ですから、そういうことで難しいことではないと思うのですけれども、私はお金を地元で回すことが必要だと強く思っています。例えば福祉関係についても、地域福祉のほうに方向性が向いてきておりますが、今は昔と違って、昔は若い人がいっぱいいましたが、地域も高齢ばかりです。その中で、地域をしっかりとっておかなければ地域福祉もできませんので、お金を地元で回すことが大切だと思っておりますので、これはぜひシステムの改良というのか、改善とか業者をお願いして、実際に決算の35億円前後のお金の中で、横瀬町にどのくらいお金が残るのかということを知っておく必要があると思っておりますので、その点を教えていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長兼会計管理者。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 それでは、私のほうからは冒頭のほうにありました15ページ、町税のほうの関係のご質問につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、今年度徴収率も全体でマイナス0.3%ということで落ちてしまいましたので、そこでの税額ということが減額になっております。これは、今後対策をして町税、徴収率を上げていかなければならないというふうに考えております。

そういったところで、今ご質問にありましたように、役場職員全体でそういったことに取り組んでいくというのはどうでしょうというふうなことでございましたが、大変担当課とするとありがたいご意見かなと思います。また、大胆な指摘なのかなと思いますが、細かいところでこれを実際に徴収に行くとか、集金に行くとかということがあろうかと思うのですが、そういう場合に例えば町税吏員の委任のことですとか、あるいはまた簡単に集金に行くだけであれば現金取扱員というふうなことでどうするのかと、そういった実際にとりに行ったり徴収活動したりするということについては、幾らか課題があろうかと思うのですけれども、ただ、役場全体でやっぱり確保していかなければいけない、税を考えていかなければいけないというところで、いろんなことを検討し、また工夫をして徴収の確保に努めたいというふうに考えます。

また、その中で、さきの代表監査委員さんのほうの質問にもあったのですが、債権管理マニュアルの作成についてですが、今現在税務課のほうの税債権におきましては、地方税法に基づいて行っているところでございますけれども、他の課にあります他の債権、私債権等々あるかと思っておりますので、それらも含めまして徴収、徴収を上げていく、債権をちゃんと確保していく、とっていくという観点から、やはり関係各課と調整をしながら作成に向けて検討させていただきたいと思っております。

あとは、住民税とか固定資産税とか、やっぱりこれから大事なのではないかというふうなお話が、まちづくりの点からというふうなお話でございまして、まちづくりのほうも私のほうがちょっとそこまで触れられるかわからないのですけれども、確かに固定資産税などは、かつてこれは偏在性の少ない安定的な税だというふうに言われていたわけなのですけれども、基幹的な税目だというふうに言われていたのですけれども、昨今いろいろ核家族の進行ですとか、バブル等の崩壊後の状態だとかというのを見ますと、

固定資産税の徴収というのはなかなか難しいふうになっているように感じております。一方個人住民税のほうですが、こちらはやはり源泉徴収というものがございまして、住所があれば多少お勤めが遠くであっても源泉徴収で入ってくる。この部分での現年分の徴収率というのは、非常に高くなっております。そういった意味では、やはりよりいい方に横瀬に住んでいただくということが、税のほうにとっても大事なとかなというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

○小泉源太郎総務課長 お尋ねいただきました49ページの埼玉県町村情報システム共同化事業とL G W A N 管理運営事業につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、埼玉県町村情報システム共同化事業でございますけれども、お尋ねの中に共同化する意味があるかということがございましたが、このものにつきましては平成26年8月1日に長期契約を結びまして、埼玉県町村会を中心に電算関係を共同処理するという趣旨で始まった事業でございます。このものについては、5年間の長期契約で株式会社TKCとクラウドに関する契約を結んでおります。この意味合いにつきましましては、私の承知している限りでは共同化することによるメリット、利用料が下がるとか、そういうことが当初言われていたように記憶しております。

なお、今回の決算書でございます総額のうち、629万7,132円というのが主流な歳出でございますが、これが先ほど申しました長期契約、平成26年の8月1日から平成31年の7月31までのもので、総額3,343万6,140円の契約でございます。TKCと契約を交わしたものでございます。あとは、このものにつきましてはその共同化に伴う事務局への負担金ということで、百数十万円を支出しているものでございます。

続きまして、L G W A N 事業でございますが、私もよく承知していなかった部分があるのですが、このL G W A N というのは、ローカルカバメントワイドエリアネットワークというイニシャル文字の集合体でございます。それをL G W A N と申していますけれども、このものにつきましてはシステムの安全な運用を図るという意味合いを持っているものだそうでございます。国のほうを中心に、地方公共団体が共同利用する中間サーバーのものでございます。このものについての支出でございますけれども、一番大きな中間サーバープラネットホーム利用負担金というのがございますが、これはマイナンバーに係る中間サーバーの利用の負担金を指しているものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、振興課の関係、127ページの緊急雇用の関係でございます。

地域人づくり事業ということでございまして、観光人材、それから森林活用人材ということで補助金を利用して行っていることでございますけれども、観光につきましては、これは芦ヶ久保にある観光案内所のほうにJTBの職員さんを派遣していただいたりということであったかと思えます。その中で、専門の職員さんの指導を受けながら、観光案内所のPR活動ですとか、イベントを打ったりとか、例えばコスプレイベントの開催ですとか、その他観光のPR等のノウハウをそこでいろいろ研修をするというか、今現在の観光案内所に従事している職員についても、かなりそういった面では経験、勉強になったのではないかなというふうに思っております。

あと、森林活用人材育成の関係につきましては、花咲山及び枇杷の沢等の町有地の草刈り、伐採等でございます。特に花咲山につきましては草刈りと伐採と、あと作業道の作成等を従事して行っていただきましたものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、全体を通してということでご質問のありました関係で、答弁になるかどうかわかりませんが、お伝えしたいと思います。

町が建設工事等の入札を行う際に、指名業者の選定委員会というものを行っております。その中では、地元業者の育成等を考えながら、また大雪とかの除雪に積極的に協力していただく等の関係もありまして、地元業者にできる工事等につきましては積極的に指名をさせていただいております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 私のほうから、先ほどまち経営課長が答弁した内容について少し補足をさせていただきます。

地元にとれくらいのお金が落ちているかということで、予算に対してどの程度かというところの把握というご質問だと思うのですが、それについては議員のお話のとおり、いかに地元でそういったお金を落としていくかというのは、大事な点だと思っています。その把握の方法につきましては、アンケートとかというお話もありましたが、どういった方法があるかはちょっとこれから考えていかなければいけないのですが、そういった点はやはり念頭に置きながら、今後も業務を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

○小泉源太郎総務課長 先ほどの質問のところで、グループウェア管理事業について答弁漏れがございましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、庁内でグループウェアというものを構成して情報のやりとりをしております。これにかかる費用でございます。一番主なものの支出が多いのは、システム機器リース料でパソコンをリースしておりますので、職員全員に配付している関係でこのような費用になります。

それから1点、L G W A N管理事業で、広域で何を利用するのかというご質問があったかと思うのですが、このL G W A Nによって情報管理を適切にするというような意味合いがあるように聞いております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

先ほどの、今の全体のところの質問で、副町長のほうから回答いただきました。どういった方法でできるかを考えますということなのですが、私はこの49ページでいろいろな情報を共有したり活性化すること

が必要という、業者が提案することについてはこちらは受け入れるのですけれども、横瀬町が欲しい情報はさて難しいということになると、それはちょっと違うのではないかなというふうに思います。ですから、業者ができる情報もそうですけれども、うちのほうがとりたい情報もそのシステムの中に入れていただけますかということでやっていただきたいと思うので、それを1点お願いいたします。

それから、地域人づくり事業も結果はわかりました。それでは、効果というのがどうだったかということです。それで、JTBの職員等で旅行業務の関係のノウハウを勉強したということなのですが、そうすると例えば観光案内所にいる人よりは、実力が上になってしまったというふうなことになるのでしょうか。そうしますと、その人に就職していただいたほうが横瀬町にとってはいいのかなという気がするのですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

それから、グループウェアの関係なのですけれども、これは情報を共有してということですので、例えば私は、この間テレビドラマの撮影とかがありましたけれども、そういうふうなことも幾月幾日に横瀬町役場でこういう撮影をいたしますみたいなのは、役場職員全員に情報が共有されているのでしょうか。今後例えば知事の訪問とかもあります、役場の中でいろんなことが実施されていることが、これによって全て情報は職員が共有しているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の再質問に答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 お尋ねいただきました、ちょっと理解不足で答えになるかどうかわからないのですけれども、とりたい情報という言葉がございましたので、やりとりということによろしいのか、その辺がよくわからないのですけれども、まず埼玉県町村情報システム共同事業の目的というのは、住基システム、それから税システムを共同化して、クラウド化してコストを下げるとか、いろいろなことを共同で取り組みましょうというものが趣旨でございますので、その辺で情報をやりとりすることは生じないのかなということで私は理解しております。

続きまして、L G W A N 事業でございますけれども、これは地方公共団体間の情報のやりとりとかを、中間サーバーを経由して安全に使うということでございますので、他の情報というのをそこからもらうということはできると思っております。

それから、マイナンバーの関係でこれから運用が始まりますと、マイナンバーを使って情報をやりとりすることから考え合わせると、他の情報を取り寄せるということには該当すると思われるかと。

それから、グループウェア管理事業でございますけれども、これはあくまでも庁内の情報のやりとりとか、個人のスケジュール管理とか情報とかを共有するものが主たるものでございます。ただ、そのところでほかの使い方もあるのかもわかりませんが、私が承知している限りはそのようなことでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、先ほどの観光人材育成の関係ですが、これにつきましてはJTBの職員を派遣していただいたりして、確かに専門の職員さんなのですけれども、横瀬の観光案内所自体の運営とい

うのか、ノウハウが余りなくて、その辺をうまく立ち上げて案内所としての機能を高めていくというような目的もあったのではないかと考えております。そういう意味では、学習というか、ノウハウをいろいろ置いていっていただいたというふうに認識しております。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 システムの関係でとれるかとれないかというところですが、済みません、今の時点でちょっと把握できていないところがあるので、そこのできるできないというところをまた確認しながら、できる場合にはシステムを使ったほうが効率的にそういった情報は把握できると思いますので、そのような対応はしていきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

○8番 大野伸恵議員 ないです。

○小泉初男議長 いいのですか。

他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。少し多くあるのですが、よろしくお願ひいたします。

多岐にわたるのですが、ページで言いますと、まず53ページ。AEDに関することなのですが、まず53ページの真ん中ちょっと上あたりにAEDリース料というのがございます。6万8,688円、これは役場内にあるAEDと聞いております。また、その下のほうに今度AEDリース料芦小というのがあります。9万7,200円になっております。そして、今度ページが飛びまして99ページ、こちらにも真ん中ちょっと上あたりにAEDと、こちらは保育所管理運営事業ですので、保育所にあるAED、こちらは6万8,688円。そして、次が103ページになるのですが、103ページのほうにまた、こちらは今度は児童館のほうにあるAED、こちらは6万8,688円となっております。そして、今度は105ページ、こちらにも健康づくり課さんのほうでのAED、こちらはAEDリース料と同じですが、7万7,760円と、こちらはちょっとお聞きしたところだと貸し出し等をしているものなので、そういった保険等の額とかもあったりしてちょっと高くなっているというようなご回答をいただきました。そして、ちょっと飛ぶのですが、145ページのほうにもAEDリース料というのがございます。こちらが横小管理運営事業と、こちらは恐らくスポーツ交流館と横瀬小学校にあるもの2台になっていると思います。こちらは14万1,708円とあります。また、151ページに行きますと、ちょっと文言が違うのですが、除細動器リース料というのが真ん中下のほうにあります。こちらは横瀬中学校にあるものとなっております。そして、157ページにある町民会館の、こちら除細動器とありますが、6万8,688円とございます。そして、165ページには今度AEDリース料6万8,688円とございます。こちらは、町民グラウンドにあるAEDだと思われま。この町の中にAEDは、今申し上げたとおりの横瀬町役場に1台、そして貸し出し用が1台、横瀬町民会館、横瀬町保育所、横瀬児童館、横瀬町スポーツ交流館と小学校、そして中学校、町民グラウンド、芦ヶ久保小学校、これが町の管理で置かれているAEDになるかとは思いますが、まず1つ目の質問なのですが、その中で金額が、基本は6万8,688円というのが基本的な額にはなっているのです

けれども、まず53ページの芦ヶ久保小、こちらは9万7,200円となっております。また、こちらが9万7,200円となっているのは、外にあるからではないかというふうなご回答もいただいているのですが、そこが実際にこの額になっているのがどうしてかということ。それと、145ページのAEDリース料、これはどちらも屋内にあるものになっています。そして固定されているものとなりますと、条件としてはその他の基本的な額である6万8,688円の2台と考えられるのですけれども、掛ける2をしてもこの額にはなりません。掛ける2をした額よりも高くなっております。このあたりというのが、どうしてこうなっているかということ、まずAEDに関してお聞きします。

また、同じくAEDなのですけれども、町内には30カ所にAEDが設置されております。その中の多くは、各企業さん、または病院などの資金で設置をいただいているものかとは思われるのですけれども、実際先ほど申し上げたとおり横瀬町の管理でもございます。あとは、横瀬町総合福祉センターには社協の管理で1台あるかと思われま。そういった中で、私の持っている資料としては唯一なのですけれども、区として設置をしているところというのが実はございます。これがもともとは苧米4区で設置をいたしまして、今4区、5区で一緒に設置をして公会堂のところに置いております。ほかの公会堂では、特に私の持っている資料においては無いというところで、区で管理するにもそれなりの出費になるのですけれども、今後補助金等も含めて、少しでもこれは多くあったほうが良いということがございますので、各区なりの公会堂等にもどんどん設置がされていくことというのが望ましいかなと思われるのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

それともう一点、AEDに関しまして細かいところなのですが、見てわからないことではないのですけれども、除細動器という書き方とAEDリースという書き方の2種類があるので、どちらかにできれば統一をしていただきたいなというのがございます。AEDの質問は以上になります。

次に、59ページになるのですけれども、こちらに安心安全まちづくり事業の中の下の方に、区防犯灯新設補助金というのがございます。こちら、今年度の予算の部分では18万3,000円計上がありました。また、昨年度の決算では1万4,400円でした。ここで決算5万8,800円と。この防犯灯に関しましては、区の判断でつけられる防犯灯の補助金ということで、半額ずつの助成になっていると思われるのですが、防犯灯条例のほうを見ますと、各区が1年間に4基までというふうに決まっております。4基までということで区という単位で区切ってしまうと、広い区と小さい区でかなり不公平があるのではないかとということがまず1点ございます。

そして、またこれを必要としている区と、そんなに必要ではない区というところの線引きも難しいのですが、明らかにこれを必要としている区、例えば苧米の5区あたりは上のほう、下苧米のほうはかなり私道の部分が多くて、なかなか防犯灯が町のほうではつけられないと、そういった中で5区のほうの判断で順番につけていただいております。ただ、これも順番になっておりまして、実際の需要は数えますと20基を超えてきます。これに寺坂の住宅もまた入ってきますと、本当に25基から30基近く全体では必要になってきます。そういった中で、毎年申請をしてつけていく。実際お聞きしたところだと、5区がほとんどこの申請の主だというふうにも聞いております。そしてまたその条例の中には4基と同時に、特に町長裁量というようなものも入っておりません。となると、その条例に従って年に4基までしか確実につけられないということになってきます。ただ、防犯灯は今必要とされているもので、大変重要なものでございま

すので、このあたり予算等も含めてになるのだと思うのですけれども、一気につけられるような決まり、条例改正も含めてなののですけれども、どういう形でかたれないか、またはそれについてどう考えていらっしゃるかということをお願いします。

また、済みません、続けてなのですが、61ページになります。61ページの公共交通政策推進事業というところに、地域公共交通実証運行业務委託料と地域乗合バス路線確保対策費補助金というのがございます。こちらは、上のほうに関しまして地域公共交通はブコーさん号、そして地域乗り合いバス路線に関しては西武バスの赤字補填だと思われるのですけれども、この両方の額を足しますとかなりの額に、2,678万6,480円というふうになります。これを単純に365日で割ってみますと、7万3,388円という金額になります。西武もかかっていることですので、西武もバス等持っておりますので、単純に例えば西武のほうの路線要らないよとか、そういうことはできないと思います。ただ、これはタグを組む上で、やはりこれだけのお金がかかっているという中で、では実際に使い勝手がいいかということ、本数も余りないし、かなり使い勝手が悪いというような話をよく耳にします。そういった中で、去年視察にも行かせていただきましたけれども、ドア・ツー・ドア等を含めた、そういった政策、これだけのお金があればかなりのことができると思います。国からの交付金があるというお話も伺っておりますけれども、その交付金に関しましても、やり方次第ではそういう形で同じように来るものではないかなというふうに思うのですが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

それから、63ページ、上から3行目なのですが、地域パワーアップ助成事業補助金というのがございます。こちらは、昨年度にも議論になっておりまして、昨年は78万7,000円計上でした。そして、今年度の予算では150万円とっていただいております。こちらに関しましては上限が50万円ということで、3件ぐらいということ想定しているというご答弁もいただいております。そういった中で、昨年度の議論としてはこれをもっと広く広めて、一部の人しか使えていないのではないかなというような議論がありました。そういった中で、どんどん幅広くお伝えして、今まちづくりをするというのは大変、本当に力のいることとございます。そういった団体が出てきてくれることは本当にありがたいこととございますので、もし足らなければ補正でも組んでいただけるぐらいのことは可能かどうかということで、そういうことも考えていただけるというようなご回答もいただきました。そういった中で、こちらは10万3,000円と相当少ない額かなと思っております。ちょっと残念だなというところがあるのですが、このあたりの取り組みに関して、またこの金額に関する認識を教えていただきたいと思っております。

そして最後、もう一点だけなのですが、113ページに行きまして、エコエネルギー資源循環推進支援事業というのが一番上にごございますけれども、その中に有価物回収報償金、こちらは私もこの議会の場におきまして何度か申し上げさせていただいている部分ですが、育成会の廃品回収の量に応じての町からの補助金というものでございますけれども、こちらは前年は98万2,600円と、予算も100万円とっていただいております。それが決算で77万4,150円、私も予算の編成のときに、今育成会はなかなか存続が難しいと、人手不足、そして資金不足等が悪循環となっているということをお伝えさせていただきました。それと同時に、今後育成会が予算を少しでも上げるため、資金を得るためには、有価物回収報償金がすごく重要になってくるという話もさせていただいた上で、100万円を超えることがあれば、これもまた補正でもぜひ考えていただきたいということをお願いしたのですが、実際は77万4,150円と。別の角度から考え

ますと、このお金は大変ありがたいのですが、廃品回収をしてやっともらえる、大変な事業を行ってやっともらえるお金でございませぬ。そういった中で、なかなか金額が伸びないということは、各育成会にもかなり活動の限界が出てきているのではないかなというふうに思っております。各育成会、役員の方本当に大変な思いをされて運営をしております。では、この育成会がこの先どんどん縮小になってなくなっていくかという議論になりますが、私としては絶対になくなってはならない、むしろ拡大方向にいかなければならない。それは、子供たちのためだけではなく地域のため、この町のためだという意識の中で、そういうふうに思っております。そういう中で、縮小傾向にあるという育成会を、有価物回収報償金のところからの見方に今はなっておりますけれども、ここに限らずの見方として、拡大に持っていくためにどうしたらいいかということ、その辺あたりをどのように、何か対策等お考えのことがあるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

長くなりまして申しわけございませぬ。

○小泉初男議長 ただいま1番、向井芳文議員の質問中でございませぬが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時43分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、向井議員の質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、AEDのリース料として旧芦ヶ久保小学校設置分について、他と比べて金額が少し高いのではないかということでございませぬが、ご質問の中でもおっしゃってございましたが、芦ヶ久保小学校に今設置している器具については、建物の中の利用者だけを対象としているのではございませぬで、校庭等を利用している方にも万が一の場合に使っていただくということで、建物の外壁に設置しています。それで、外壁に設置する関係で専用のボックスを用意して、そのボックスの利用についてもリース料がかかっております。それと、建物を管理している目が届く時間以外の利用等の使用も考えまして、夜間等に万が一いたずら等されるおそれもございませぬので、そういった場合の備えとして、リース会社のほうで保険を掛けています。その保険の分も、リース料金に上乘せされているということで聞いております。

これと同じ条件で利用しているのは町民グラウンドでございませぬで、町民グラウンド、先ほどページが165ページとおっしゃってございましたが、167ページの上から2つ目にAEDリース料がございませぬ。こちらが町民グラウンドのAEDでございませぬで、旧芦ヶ久保小学校と同じ9万7,200円という金額で、同じ条件でリースをさせていただいております。

続きまして、61ページの地域公共交通実証運行業務委託料と地域乗合バス路線確保対策費補助金の関係でございませぬが、地域乗合バス路線確保対策費補助金につきましては、西武バスさんに赤字補填として982万5,000円を支払っております。これに対して、県から町に対する補助金として237万3,000円いただい

ておりまして、差額に対する特別交付税措置が596万4,000円入っております、町の一般財源の持ち出し分としましては148万8,000円という計算になります。

また、地域公共交通実証運行業務委託料でございますが、昨年度までは町の支出に対する入ってくる分はなかったわけですが、今年度に入りまして有料で運行を始めたことによりまして、まず運賃収入が期待されます。それと、特別交付税でその措置が8割の率いただけますので、計算上ですが、今年度1,684万8,000円の予算を歳出で組んでおりまして、歳入分が1,362万2,000円ということになりまして、町の一般財源持ち出し分は322万6,000円という計算になります。ただ、今のコミュニティバスの運行というのが最終的な形としては考えておりません。今後また民間からの提案等いただきながら、よりよい事業として改善していけたらと考えております。

それと、もう一点でございます。地域パワーアップ助成の関係でございます。こちらにつきましては、町内の地域づくり団体が自発的かつ主体的な地域づくりを行うことを支援しまして、目的としては地域のパワーアップを促進する。また、町民との協働によるまちづくりの実現を目指すものでございます。町としましては、この助成金を積極的に使っていただきたいという考えで、まず町の広報、それとホームページに載せております。また、毎年区長会でこの活用を依頼しております。そのほか町のコミュニティー協議会のほうでも何度かその話題を持ち出しまして、活用の促進ということでお願いしているところでございます。結果として、昨年度2団体、10万3,000円だったでしょうか、の助成ということでございますが、これからもこのPRを続けさせていただきまして、より地域がパワーアップ、そして町民と町と協働によるまちづくりが実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうからは、AEDについて説明をさせていただきます。

救急医療部分ということで私のほうで回答いたしますが、AEDですけれども、公共施設、それから医療、福祉施設等に設置されているものでございますけれども、救急時にとつと命を救うために役立つものでございます。各課のほうで予算化をして準備をしているものでございますけれども、維持管理、特にバッテリー等の確保等もありまして、リース料で予算化しているものと認識しておりますけれども、健康づくり課にも1台ございまして、これは主に町内への貸し出しをしております。昨年度につきましては、17回ほど貸し出しをしているところでございます。そのほか、町内には30カ所ほどAEDの設置場所がございます。これは、平成27年6月に作成いたしました「子育て・子育て応援ガイドブック」の中にも掲載されております。また、芦ヶ久保地区が土砂災害警戒区域に指定されたときにハザードマップを作成いたしました。その地図の中にもどこにAEDが設置されているかというような表も掲載しております。今後、大字横瀬が指定されれば、また広域的な地図ができた際にもそういうものは掲載できるのかと思います。

とつと命を救うために役立つものでありますけれども、維持管理、大変な部分があります。現在健康づくり課のほうには、特にそういった各区への設置について要望等はございませんけれども、メンテナンスの面からもいろいろな情報を聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

○小泉源太郎総務課長 59ページの安心安全まちづくり事業について、区の防犯灯新設補助金についてお答えさせていただきたいと思えます。

現行の補助につきましては、横瀬町区防犯灯新設補助金交付要綱、議員がおっしゃるとおりこの要綱に基づいて交付を行っているところでございます。近年の交付状況でございますが、ここ3年は横瀬町第5区のみ補助でございます。ほかの地区からの利用はございません。この要綱の中には、議員おっしゃるとおり1つの区において1年度につき4基までというような条件がついております。

なお、町としては、公道のものにつきましては設置要綱を設けまして、町として設置をしております。おおむね農業被害等がないようなことを考慮の上、基準としては50メートルぐらいを目安に設置をするということで、区の要請、または町が必要とするところに設置しております。ですから、この区の防犯灯新設というのは私道ということになりますので、この辺不公平感がほかとないように研究等をして、必要であればその面をまた改良等していきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 では、私のほうから145ページのAEDの小学校の関係についてご説明させていただきます。

小学校のAEDにつきましては、特に小児用の電極の関係のキットが余分に入っておりまして、その関係で額が高くなっているということでございます。また、グラウンドにつきましては先ほどまち経営課のほうで説明していただきましたので、省略させていただきます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 申しわけありません。先ほどの答弁の中で1つ漏れましたので、追加でお願いいたします。

決算書のAEDのリース料の表記が、ところどころ違う表記がございます。今後同じリース料ございましたら、統一した表記にこれを直していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、113ページのエコエネルギー資源循環推進支援事業ということで、有価物の回収の報償金についてでございますけれども、これは各区の育成会の皆さんで有価物を回収していただきまして、回収していただいた実績に基づいて補助金のほうを支出しているものでございます。

各育成会の回収事業につきましては、各区の行事の中に恐らく位置づけられているものだと思います。その中で、例えば区の中でうまくPRというのですか、何月何日にこういった育成会の事業、回収事業やりますというようなことでうまく広報していただいてということで、恐らく効率よく回収量は上げられるのではないかなというふうに考えております。実績が多ければ、それだけ報償金のほうも多くなると思えますので、そういったようなことで実績を上げていただければいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 私のほうから、廃品回収に関しての子ども会の関係についてちょっとお話しさせていただきます。

子ども会の育成会につきましては、横瀬町の町内7地区の中に8つの育成会の会議がございます。そして、親子で活動、各地区で地域をもとに活動しているわけがございます。そして、その中でも廃品回収につきましては地域を意識した環境美化衛生活動を通して、地域の中に自分たちも一緒に育っているというようなことを勉強しているのかと思っております。

そして、教育委員会のほうでも子ども会育成会につきましては、年間25万円の補助金を出して活動を補助してございます。そして、子ども会ではそのほかにドッジボール大会ですとかカルタ大会など、文化活動、スポーツ活動を通して人間形成をして、親子で活動しているということでございます。そしてまたスポーツを通じては、スポーツ少年団活動もございます。これらの活動につきましては、教育委員会としても今後とも支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 答弁漏れありませんか。

再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもご答弁ありがとうございました。

大変丁寧にしていただいたので、ほとんどの部分がわかったのですけれども、その中でもう一度お聞きしたい部分等があるのですが、AEDに関しまして、まずAEDなのですが、私もちょうどその資料を持っているのですけれども、今30カ所あるという部分で、これが適正かどうかというのは、これはまた判断が難しいところだと思うのですけれども、もっとあったほうがいいのではないかというような議論もあるかと思われま。そういった中で、まずこれが適正という認識でいらっしゃるかどうか。それから、もしこの先拡大をしていかなければいけないのではないかという認識を持たれている場合には、先ほど申し上げた各区への設置となりますと、かなりの額な費用を伴いますので、補助金という形で少しの助成でもするということで促進がされるのではないかと、実際今は4区、5区で共同で公会堂につけていますけれども、公会堂を持っている区などは公会堂につける際に、年額当たり7万円から8万円ぐらいのレンタル料がかかっているのですけれども、そういったものの補助というのができないかどうかという点をお願いいたします。

それからまた、今度はバスに関しましては、持ち出しは少ないという中で大変すばらしい運営をしていただいているのだと思うのですけれども、実際に成果報告書のほうにあったのですけれども、昨年度、利用者数がブコーさん号のほう9,402名と、前年対比で1,572名の減になっているのです。これは、まだお金を徴収する前の段階だと思うのですけれども、そういった中でこういう結果になっているという部分と同時に、いろんな声として使い勝手が悪いと。なかなかこの使い勝手をよくするというのは大変なことなのですけれども、ないよりは今ある状態が大変ありがたいというのは大前提なのですけれども、そういった中でこれだけの費用持ち出しとかいうことを抜きにして、トータルでこれだけの費用がかかっているということを考えますと、何かもっといい形があるのではないかと。ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーではないのですけれども、そこまでいなくても、もう少し何かいい形があるのではないかと思います。

で、具体的に示せるわけではないのですが、そのあたりどのようなお考えを持たれているかという点。

また、防犯灯に関しましては、先ほど心強いお言葉をいただきまして、今後も考えていただくと。本来でありますと、町のほうの町道に関しましては町で50メートル置きでつけていただいておりますし、実際に申請をしてすぐにつけていただいているという現状でございます。本当に対応を早くしていただいているので、ありがたい限りなのですが、ただ私道に入ってしまうと、どうしてもそれがつけられない。そして、その私道に関しましては、基本的には私道の中でつけなければいけないところというのは、家の主がつけるというのが普通の一般認識になるのだと思うのですが、ただ広い範囲での私道という範囲が、特殊的に苜米には大きく分ければ3つの区画に分かれてございます。下苜米の中で2つ、それから寺坂で1つということで私道になっております。このあたりというのは、やはり生活にかかわるかなり重要な道路でございます。そういった中で、防犯灯をつけていくのに順番につけていって何年もかかってしまうと。現に3年間、苜米5区のみだったということなども踏まえると、苜米5区だけが優遇されてしまっただけではないかという考えもあるかもしれませんが、ただ町民の現状、住んでいる方の現状に合わせて考えると必要なものでありますし、それを優遇的につけることが不公平になるとは私は思えないので、やはりそこは条例改正等も含めて、一気につけられるぐらいの形までもし持っていただけたらありがたいのですが、そのあたりどうお考えでしょうかという点。

そして、これは質問ではないのですが、有価物の面から育成会の話にちょっと波及させていただいたのですが、先ほど心強いお言葉いただきましたけれども、育成会の運営に関しましては大変重要なものになっておりますので、ぜひ今後ともご支援、同時にこれは担当課だけではなく全体でのことだと思いますので、これは役場内だけではなく町民も含めて全体で考えていかなければいけないというところをぜひ浸透していけるようにということで、今後よろしく願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の再質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 1番議員さんの質問にお答えいたします。

AEDの設置数のことでのご質問、それから区への補助金のことでもございますけれども、何個あれば適正かということは把握してございません。今後調べてみたいと思いますが、公共施設については、大体のところは設置ができています。ただ、それをいかに、どういうタイミングで持ち出せるようになっているか、施設内であれば管理者がいると思いますが、一般の住民の方が利用するとなれば、公会堂内であれば鍵が開かないとか、そういった利用の取り扱いについても検討すべき部分がまだまだあるのかなと思います。

議員さん地元のことよくご存じでございまして、苜米さん大変だというお話ではございますけれども、要望等も私がまだ把握をしておりますので、今後状況等を把握しながらメンテナンスのこと、それから管理状態をどういうふうにしていくか、そういったことを含め補助金のことあわせて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私からは、コミュニティバスの関係を答弁させていただきます。

昨年度と今年度、これまで4月から7月の4カ月間を比較してみましたので、その数字を申し上げます。昨年度がこの期間に3,201名の乗客がございました。それが今年度2,647名、率でいきますと17%減っております。有料になって17%の減ということになります。この形で、このような減少となりますが、先ほども申し上げましたが、これからよりよい形を考えていきたいと考えておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

○小泉源太郎総務課長 防犯灯の件に関して、再質問にお答えさせていただきます。

公平感を損なわないように検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

〔議長、発言を求めます〕という人あり〕

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 先ほどから質問と答え聞いていますと、未来のこととかいろいろでやっていますが、これ予算編成のときの討論をこっちと向こうでやっているの、今はあくまでも平成27年度の認定ですので、将来とかそうではなくて、今の議題である平成27年度の決算の認定をしていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 皆さんにお諮りいたしますけれども、今7番、内藤純夫議員からそういう発言が出ましたけれども、そのようにいたしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、そのようにさせていただきます。

再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。今先輩の内藤議員からご指摘いただいて、確かに勉強になるところがございました。ただ、私としては一応決算も含めて、今度予算編成につなげる意味でのお願いという意味での未来の質問という認識でございましたので、今後もう少し精査をして、その辺の質問をしていきたいとは思いますが、決算認定というところに限るべきかどうかというのは、私としてはちょっと何ともまだ結論が出せないところでございます。やっぱり拡大に行くためには将来のことともという部分の主張を、済みません、ちょっと先輩議員に対して大変失礼なのですが、まず先にさせていただくとともに、これお願いになる部分があるのですが、AEDに関しましては本当に必要なときにすぐ近くにあるかどうかということが大変重要ですので、そのあたりも含め十分考えていただいているとは思いますが、ぜひそういったことでもよろしく願いいたします。

質問ということにはならないのですけれども、済みません。以上です。ありがとうございます。

○小泉初男議長 他にございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 まず、111ページです。111ページの乳幼児健康診査相談事業、成果報告書のほう

を見ますと受診率が書いてあるのですけれども、その未受診児の子供たちへの対応と、成果報告書の中で虐待云々と書いてありましたので、虐待の兆候がその中であったかどうかということです。

それと、125ページ、プレミアム付商品券の件なのですけれども、これ買った方は覚えている、わかると思うのですけれども、アンケートがあったと思います。アンケートを回収して、もしアンケート結果みたいなものがまとまっているのであれば、ちょっと教えてください。

それと153ページ、教育相談支援事業、さわやか相談員のことなのですけれども、さわやか相談員の方が中学生の心の悩みなんかを聞いていただいて、主に子供たちに大きな問題点があったかどうか、発見した例とか、もし子供たちの心の健康状態で気になったようなことがあったかどうか。

以上3点、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 乳幼児相談に関する質問でございます。未受診児の子供さんにつきましてですが、保健師のほうで家庭訪問したり、または保育所、幼稚園等を訪問して子供さんの安否確認には努めております。100%子供さんにはお会いしている状況でございます。

虐待について確認できたかということでございますが、緊急を要するような虐待については確認はしておりません。ただネグレクト的な、ちょっと家庭での育児に支援が必要だというお子さんも確かにいらっしゃいますので、そういったお子さんについては引き続き保健師と見守りを行っている状況でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 プレミアム付商品券のアンケートの関係でございますけれども、申しわけありません、今ちょっと手元に資料がございませんので、調べてまた後から報告させていただきます。

○小泉初男議長 教育長。

○久保忠太郎教育長 さわやか相談員でございますが、ご案内のように教員籍ではございませんので、逆に質問を受けやすい立場におります。そういうことで、判断の中で生徒指導の会議には報告は行っていると思いますので、ただその中で教員に伝えて効果があるもの、教員に伝えないで効果があるという形での判断があると思いますので、そういうことがあるかと思えます。

それで、私が把握している中では、不登校の子がまず教室に入れないうちに、保健室の前に相談室へ行った事実がございますので、そういう形ではさわやか相談員もいろんな意味で活躍いただいているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他にございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 済みません。私もちょっとシンプルに1点だけお伺いしたいのですが、119ページで有害鳥獣の関係なのですが、成果報告書でいくと71ページなのですが、この中に猿に発信器を装着するという類いのことが書いてあるのですが、実際私の周りで、まだ猿はふえているというお話をよく聞くの

ですが、この83万3,600円という費用をかけて、その効果がどのくらいあったのか。また、この金額以上にまたかけなければ、今後猿の被害というのは抑えることができないのかどうか、ちょっと教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、ただいまのご質問に対してお答えいたします。

猿の防除網の購入費補助金というのがありまして、これは果樹ですとか畑の作物ですとか、猿が出てきて大分食い荒らしたりとかいうことでございます。近年、やはり猿のほうも大分里のほうに出てきて、被害が拡大をしているというのが現状でございます。今年度についても、大分被害の報告等が上がってきております。この件については、さらにこういった対策費も今後また必要になってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

なお、質疑漏れがございましたら、全会計の質疑終了後に再度質疑の時間を設けますので、その際にお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 歳入決算の国民健康保険の関係で行きます。

まず全体的な点であります。不用額と補正との関係であります。3月議会でこの補正があります。その後に、ここに不用額が出てくるという、この差が非常に大きいところがあります。それはどういうことなのかという点が1点であります。これの不用額の関係につきましても、ページ数でいきますと、例えばですが、これの23ページにありますような保険給付金の関係での1,900万円、それから2番の退職者被保険の1,000万円、それから高額療養の615万円と、こういうふうな大きな数字が出てきています。こういうような点が補正との関係でどうなるかというのが1点であります。

それから、2番目で19ページの、歳入の関係の一般被保険者第三者納付金というのが右に書いてあります。これは、ちょっと私のほうが不勉強なので、この点について教えていただきたいのが2つ目です。

それから、3つ目ですが、これは行政報告書の中の107ページにあります。国民健康保険における主要施策ということで、前段を読んだときに、職権による資格の適正化やレセプト点検というので、こういうことを進めながら安定した制度化を図っていくということに対してであります。この職権による資格の適正化ということと、それから今レセプト点検等によりまして町の病状の主なものというのか、そういうのに対してこういうふうな対応をしながら進めていくということかどうかについての説明をお願いします。

それから、109ページになりますが、同じく今の主要施策の関係であります。109ページの徴収率の関係

で、一般分について現年度、非常に95.21と奮闘しておられると思います。これは額から見た数字なので、世帯から見た数字となると、現年度に限ってでも結構です。世帯数から見たときに、どのような徴収率になっているかについて教えていただきたいと思います。

もう一点、同じく報告書の113ページであります。保健事業についてであります。特定健診の特定健康診査当事業の中での特定保健指導の状況であります。保健の状況については、このとおりに受診率が33.7%ということで、昨年よりも0.6%上がっていますが、特定保健指導の状況についてであります。積極的支援割合の数であるとか、動機づけ支援終了者の割合、あるいは特定保健指導終了者の割合というのが昨年に比べというの、昨年度も少ないですけれども、ほとんどゼロに近い数字ということでありますので、この点についてどういうことなのかについて説明をお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、23ページの3月補正と不用額の関係ということのご質問でございます。国民健康保険特別会計3月補正と不用額についてですけれども、議員さんおっしゃるように第2款保険給付費の中に不用額のほうが多く含まれております。保険給付につきましては、ご案内のように被保険者が病気になったりけがをした場合などになされる給付のことということになります。想定を超える給付が発生することもございますので、月々の支払いがどれくらいになるのか、なかなか予測が難しいのが現状だと把握しております。

また、3月補正につきましては通常1月に予算要求を行うということになっております。これらのことから、4月から12月までの実績や不足の状況等も踏まえまして、予算要求を行っているというのが現状でございます。

次が、19ページの一般被保険者第三者納付金の関係についてのご質問だったと思いますが、こちらにつきましては交通事故を起こして保険証を使用した場合の関係でございます。本人負担分を町のほうが負担させていただきまして、後日保険会社が国保連のほうに支払いをして、国保連から町のほうに支払いをするものでございます。

あとは、行政報告書の107ページの本文のところの職権による資格の適正化、レセプト点検という部分でのご質問だと思います。職権による資格の適正化につきましては、社会保険から国民健康保険に移ることによりまして国保の財源が急激に圧迫されることを防ぐために、保険給付費などにつきましては国保ではなくて、被用者保険が負担をしているということです。退職者医療制度に該当する方については、窓口において国保の資格取得等の手続の段階で退職者医療加入の必要書類を求めておりますけれども、手続漏れも多いため年金受給者の取得者一覧表等の資料を活用させていただきまして、年に3回調査を行いました。該当者につきましては職権にて取得手続のほうを行っているということでございます。

あと、レセプト点検ということで、こちらのほうに書かせてもらってございます。ここについてのご質問ですけれども、この部分につきましては、通常ここで行っている点検というのは、そのレセプト自体が正しいかどうかの確認をするというのが主な目的で、委託料として計上しているのが現状でございます。ただ、議員さんのほうから質問があったのは、これをどのようにとくというお話だったと思うのですけれ

ども、それにつきましては町の健康課題の把握というのは重要なことと考えております。そのために、国保連からの情報だとか保健所からのデータ等を活用して、把握に努めているという状況でございます。

対策といたしましては、医療費等が高いということで申しますと、糖尿病の重症化予防が重要でありますし、できるだけ早期に対象者を把握することが必要だというふうに考えておまして、特定健診の受診者をふやすために、受診勧奨などに努めているという現状がございます。特定健診受診者の中から、対象者には個別に指導を行っておりますし、そのほかにも健康づくり課のほうで生活習慣病予防と健康増進を目的として、ヘルシー講座とかウォーキング教室なども実施しております。今後も健康づくり課のほうと連携を図りながら、町民の皆様の健康寿命の延伸と医療費の削減をするために、事業のほうを展開してまいりたいというふうに思っております。

あと、行政報告書の113ページ、特定保健指導の状況が平成27年度が積極的支援がゼロ％で、動機づけ支援のほうが1.6％で低いのではないかというお話ですが、平成26年度の数字につきましては、毎年11月に法定報告というのがなされまして、そのタイミングで最終的な数字が決まるという状況でございます。ことしにつきましては、平成27年度につきましてはゼロ％、1.6％ですけれども、こちらについては今月末までに数字のほうを入力して、11月の法定報告で最終的に結果が出るというような状況でございます。昨年の行政報告書と比較いたしましても、平成26年度の報告書の中でも、このタイミングでは平成26年度がゼロに近いような数字だったと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。

私のほうからは以上です。

○小泉初男議長 税務会計課長兼会計管理者。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 私のほうからは、行政報告書109ページの徴収率のほうの関係でございます。

収入のほうから追った場合に95.2％ということで、これを世帯数ではどうかというご質問だと思います。滞納世帯数から追った数字でございますが、現年度分につきましては収納世帯数は92.2％でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点だけお願いします。

行政報告書で聞きました、先ほどいきいき町民課長から報告があった中で、職権による資格の適正化ということでありますが、この職権はいきいき町民課長であるか、あるいは町長なのかというような点であります。あるいは担当者ということはないと思いますが、そこら辺についてよろしくお願いします。

○小泉初男議長 再質疑に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

職権による資格の適正化についてのお話ですけれども、この部分については資格の取得喪失については課長専決ということになっておりますので、課長のほうの専決ということでやらせていただいております。以上です。

○小泉初男議長 再質問ございませんか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で国民健康保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、先ほどと同じような質問になって申しわけないのですが、1つは不用額と補正との関係であります。これも報告書の中でありました決算書の中でもあります。21ページになります。不用額ということで、居宅介護サービス、あるいは地域密着型サービス、施設介護サービス等につきましても非常に3月補正があるのだけれども、このような不用額が出てくる。さらに23ページにおきまして、居宅介護の住宅改修費であります。支出済額が124万2,000円に対して不用額が45万7,000円ということで、非常に額の割合が多いなというふうに感じますので、このところの説明をお願いします。

それから、19ページになりますが、総務管理費、一般管理費の中の介護保険システムの改修委託料というような点であります。237万6,000円ということで、これは非常に大きく見えるので、これはどういうことをやったのかというのが2点目であります。

3つ目につきましては、行政報告のページのほうの119ページになります。介護サービスの利用状況を見て、(1)の居宅サービスの一番上ですが、どう変わっているというのを前年度と見たときに、通所介護サービスが減って、それから福祉用具貸与も33で減っています。それに対して居宅療養管理指導と、それから居宅介護支援というのがふえているので、これの結果として、今回こういうふうに進めていこうなったのかということについての、この表から見えるところについて、こうですとあれば教えていただきたいと思っておりますので、3点です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 まず、1点目の21ページの居宅介護サービスからと地域密着型サービス、それから施設介護サービス、不用額が500万円、300万円、200万円と、大きくなっているという部分のご質問についてでありますけれども、補正予算につきましては、1月にはほぼ入力済ませることになっております。それ以後の給付費の支払いを見込んでの予算取りになるわけでございますけれども、補正予算の段階では、まだまだ支出が上回ると見込みまして補正を組んだのですが、実際その見込んだ分ほどには伸びず下回ってしまった結果、不用額が生じたという部分でございまして、金額的には500万円を超えておりますが、予算的には2億円を超えている額の中でございまして、ご理解いただければと思います。

地域密着型、それから施設介護につきましても同様な趣旨でございます。ただ、施設介護サービス給付費につきましては、実際補正段階では見込みをし、3,000万円ほど減額補正をいたしております。ここは3,000万円を減額したのですが、それでもなおかつ270万円ほどの不用額が生じたという状況でございます。

続きまして、23ページ、それから25ページになります。居宅介護住宅改修費、それから介護予防の住宅改修費、金額的に居宅介護のほうは45万7,874円という部分、それから介護予防の住宅改修が6万5,702円でございますけれども、住宅改修費につきましてはその部分の上限額もありまして、20万円とかという部分もございまして、何件申請があるかを年度末まで見込む部分でございまして、そのときに予算が

不足するというようなことがあってはならないということで予算化したものでございまして、このような不用額が出たものでございます。介護予防を受けられる方が住宅を改修したいといったときに、すぐに対応できるようなことを考えて予算を組んだものでございまして、ご理解いただければと思います。

それから、システム改修費、19ページです。19ページ、上段のほうですけれども、介護保険のシステム改修委託料でございます。制度改正によりましてシステムを改修したわけでございますが、平成26年と平成27年度に合わせてのシステム改修となっております。前年度も二百何十万円でしたか、ほぼこれに近いような額が計上されて支出されていたかと思いますが、介護保険制度につきましては毎年ですけれども、改定がございます。まして平成27年度につきましては大きな改定もあったことから、このようなシステム改修の委託費が出たという部分でございます。

成果報告部分での119ページの部分につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で介護保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 下水道特別会計の歳入歳出決算についての質疑をします。

11ページであります。この11ページの中に、5番の諸収入の中で過料というのがあります。この過料の意味するものというのですか、そのことについてが1点であります。

それから、19ページであります。19ページの上から3行目ですが、汚泥処理の関係処分委託料があります。これは発生汚泥だと思っておりますが、今どういうところに処分をお願いし、どういう契約でもって進めているのか、その点についての説明をお願いします。

2点ありますが、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 浅見議員さんのご質問にお答えします。

まず、11ページの諸収入の過料の5万円ですけれども、これは本来下水につなげる場合に届け出をするわけなのですけれども、1件実際に前も加入していたのですけれども、そこが更地になりまして、そこに公共ですがあったものですから、新しく事業をなされた方がそこに無断でつないでしまったと、そういう件でございます。横瀬町下水道条例の罰則規定の28条で、確認を受けないでつないだ場合5万円以下の過

料ということで、その徴収でございます。

続きまして、19ページの汚泥の処理はどこにしているのかと、あと契約状況ということですが、汚泥の処理につきましては運搬費を業者にまた委託しておりますけれども、搬入先は三菱マテリアルでございます。この運搬と処分費ですが、単価契約をしております、処分費につきましてはトン当たり1万2,000円、運搬費につきましては2,000円となります。おのおの内訳ですが、処分費のほうで272万2,505円、運搬費のほうで45万3,749円ということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 計算すればいいのですが、済みません。今ちょっとぱつぱつと計算できないので、昨年度発生汚泥というのは何立米あったかについて、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 昨年度の汚泥の量ということでございますけれども、今手持ちに資料ございませんので、後ほど報告させていただきます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で下水道特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、浄化槽設置管理事業特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、浄化槽の特別管理事業のほうであります。決算意見書等で含めて、今27ページに浄化槽管理設置事業特別会計がありますが、当町においては単独浄化槽がまだ640基近くあるというふうになっています。それで、今回の報告で見て全体で38基、こういう点でいったときに見通しとしてというか、このままいったら何年かかるかという非常に単純計算でいかないので、その間に1世帯当たりで1人いなくなってしまうとそのままというのも出てくると思いますが、どのくらいの、努力してやったというのは、この前もあったと思います。どのようなスピードでもって進めていくので、これでどうかという判断について伺います。よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、ご質問にお答えします。

議員さんがおっしゃるように、まだ単独浄化槽等が600基からあるということですが、昨年度は予算的には30基ほどとっていたわけですが、実際には転換と新設で29基、おおむね大体30基ぐらいが毎年合併浄化槽のほうにかわっていくということだと思っております。単純に計算しますと20年ぐらいかかるような計算になります。ただし、公共下水のほうとの絡みもありますので、公共下水のほうもあと10年ばかりはかからない予定だと思っております。また第5回の見直し等をして、どんな結果になるか

ちょっとまだわかりませんが、そちらに合わせたような感じで両方が整備されないと意味がないと思いますので、今後につきましては啓蒙活動も当然そうですけれども、予算等も考えながらやっていきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

なければ、以上で浄化槽設置管理事業特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、水道事業の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点教えていただきたいと思います。

8ページにあります過年度分の損益勘定留保資金についてであります。過年度分の損益留保資金というのが資本的収支の不足する分に回っていくわけですが、これが貸借対照表の中のどこに出てくるのかというのが読み取れないので、損益勘定留保資金あとどれだけ残っていて、ここに示されているというのについて教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

内部留保資金のことでございますけれども、減価償却費や固定資産の除却費につきましては、年度末にその年度分を費用化いたしますが、現金の支出等伴わないために、これが内部留保資金となります。内部留保資金の総額等につきましては、決算書の中には記載が出てきません。これについては、補填財源計算書というのを別に作成しておりまして、管理をしてございます。平成26年度末の損益勘定留保資金につきましては、1億2,566万6,301円になります。ここから、8ページにあります不足する額の6,860万6,664円を補填しております。当年度分の損益留保資金の加えた平成27年度末の損益勘定の留保資金につきましては、1億3,044万1,319円となっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 そうすると、この財産というか、資産の部、負債の部、それから資本の部、剰余金と、どこにも載ってこないお金が1億3,000万円というのは、資金の除却、減価償却費だとかというふうなので、実際のお金の動きを伴わないものなのですが、そうするとどこにあると見ればいいのですか、もう一度済みません、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 決算書の中というのではなく、補填財源の計算書ということで管理をしているというふうになっております。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で水道事業に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで一括上程中の7案件に対しまして質疑漏れがございましたらお願いいたします。

なお、全体的な質疑もここで受け付けいたします。

質疑ございましたらお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 済みません。いっぱい時間とって申しわけないのですが、一般会計歳入歳出の決算書について質問しますので、よろしくお願いします。

まず、85ページであります。これの一番下であります。高齢者サロン設置等補助金の関係であります。この前、横瀬町民会館で孤立防止フォーラム等開かれて、芦ヶ久保のおたっしゃ倶楽部もやってきたところであります。非常に年寄り元気にしながら、年寄りというか高齢者を元気にしながら進めている中身だと思います。1カ所に対して最大50万円ということでありまして、昨年度の実績ということは95万1,000円、これで今何カ所ということであると思います。先ほど将来にというのはなしにして、決算に対してということなのですが、実績として何カ所これだけというのについての報告をお願いします。

それから、107ページであります。これで予防費の上の段、一番右のところでは予防接種の上の段であります。生活排水処理基本計画策定業務等委託料で上がっているところでもあります。先ほど浄化槽設置の関係で説明ありました。今残っているのが600基で、そこに対して公共下水がこうなっていくというのを考えているところに対して、それぞれの事業体で考えるのと生活排水処理基本計画策定業務の位置づけの関係について説明をいただきたいと思います。

それから、121ページです。ここに4番の畜産業費の上の段であります。経営体育成条件整備事業ということで繰越明許分が記載されております。経営体育成条件整備事業費補助というのは、これは何に該当したのかについてであります。

同じページの中で、もう一点、農地費の中で農地一般事務費、一番下の点であります。姿水利組合の寄附金ということの寄附金という名目があります。地方自治法で、これの寄附金についてであります。どういうふうはこの寄附金を位置づけているのかについて説明をお願いします。

最後は、143ページです。これ教育局のほうであります。育英奨学金資金貸与事業であります。今育英奨学金資金の貸与金が840万円となっております。横瀬町の子供たちがいろいろ学校に行くのに対して援助できる中身だと思います。どういう利用状況になっているのかについて説明をお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから、85ページにございます高齢者サロンの設置費等の補助金の部分でございます。お答えいたします。

これ3地区に対する補助金でございますが、芦ヶ久保地区につきましては50万円、中郷地区のサロンにつきましては27万2,000円、根古屋地区に対しまして17万5,000円、合わせまして95万1,000円の補助にな

っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 私のほうから、143ページの育英奨学資金の貸し付け状況でございます。

全部で平成27年度は21名の奨学生がおります。そして、私立大学が19名、そして獣医学部の学生が1名、薬学部1名、以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、振興課の部分でございますが、まず107ページの生活排水対策の策定業務でございますけれども、これは衛生という観点から町の生活排水全般についての対策の基本計画という位置づけになります。この中には浄化槽も入りますし、下水道も入りますし、その他のし尿処理等も入ってくる計画でございます。これについては、埼玉県のほうでも生活排水処理基本計画というのをつくっております。それに基づいて、各自治体でも生活排水処理基本計画というのを策定しております。これについては5年ごとにローリングをしておりますので、それに基づいて平成27年度も町のほうの、これは策定、見直しを行ったということでございます。

続いて、121ページの経営体育成条件整備事業費補助金でございますけれども、これは雪害に対するハウスの再建の補助ということでございます。繰越明許分とありますけれども、平成26年度事業の繰り越し分ということでございます。

それから、その下の姿水利組合の寄附金でございますけれども、これはずっと昔から寄附金というような名目になっておりますが、姿の水利組合が水路等を管理していただくということに対する寄附金という形でずっと支出をしております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 寄附金等についての支出明細があったので、それを見てきまして、町長まで回って決裁されている中身ということなので、支出する理由というか、これについて定めがあるかないかについて、こういう支出する名目というか、根拠規定が何か定められているかどうかについてどうですか。

○小泉初男議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 根拠規定につきましては手元の資料ではわかりませんので、またちょっと調べさせていたいただきたいと思えます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

なければ、以上で一括上程中の決算認定7案件に対する質疑を全て終結いたします。

続きまして、討論に移ります。討論ございますか。

原案に反対する者の発言を許可いたします。反対誰かいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 次に、原案に賛成する者の発言を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原みさ子でございます。議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定1号から7号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国の経済は、平成の大不況を脱却し、昨年度の国の経済対策などにより緩やかな回復傾向にあります。ただ、その効果は地方や中小企業等などには十分に普及しておらず、景気の先行きは不透明であります。今後も積極的な財政政策や地方創生に向けたさまざまな取り組みを国として進めております。

このような状況下において、横瀬町では第5次横瀬町総合振興計画が新たに策定した後期基本計画の1年目になります。町民と一体となって日本一住みよい町、日本一誇れる町を目指して掲げた施策や目標の実現に向け推進されてきました。平成27年度の決算状況を見ますと、一般会計においては歳入歳出とも前年度決算額を下回り、普通交付税が増額しましたが、限られた財源の中で適正な活用があったと思われま。特別会計におきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療ともに自主財源の確保は厳しい状況にありますが、住民の皆様の協力と理解を得ながら、安定した成果をおさめているものと感じられます。下水道特別会計、浄化槽設置関連事業とも安定した成果をおさめております。財源が大変厳しい中、新しい取り組みはしているけれども、締まった決算となっています。

一般会計、特別会計とも総じて立派に運営されていると評価し、決算認定に賛成いたします。各議員のご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに起立採決をお願いいたします。

日程第7、認定第1号 平成27年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第8、認定第2号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第9、認定第3号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原

案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第10、認定第4号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第11、認定第5号 平成27年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第12、認定第6号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第13、認定第7号 平成27年度横瀬町水道事業決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎答弁の補足

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員への答弁漏れがありましたので、ここで答弁を……建設課長。

○横田 稔建設課長 先ほどの浅見議員さんへの答弁漏れですけれども、汚泥の昨年度のトン数ですけれども、210.07トンでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、3番の阿左美健司議員さんのプレミアム商品券のアンケートについての回答をさせていただきます。

購入者が全部で1,647人で、410人の回答を得ております。主な意見ですけれども、おおむね大変よかったとか、町内での買い物が増したというような意見が多かったようになっております。あとは、利用期限が6カ月では短いとか、定期的を実施してほしいとか、おつりが出ないのが不便だったとかというような意見もありますが、おおむね便利であったというような意見になっております。

続きまして、5番の浅見裕彦議員さんのご質問の姿水利組合の寄附金というところでございますけれども、姿水利組合の役務というか、水利組合で行っている草刈りですとか水路の管理ですとか、そういったところへのことなのですけれども、これは組合側のほうから寄附金という名目でということもあって、ずっと以前から寄附金という名目になっているようでございます。

以上です。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうからも、5番議員さんの質問について答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

主要施策の119ページにございます介護サービスの利用状況の中で、通所介護が減り居宅におけるサービスがふえているという部分でのご質問だったかと思うのですけれども、制度の改正等による関連性は特にございませぬ。利用者の増減に伴うものでございます。平成26年度の介護保険の認定者数は380名でございました。平成27年度末では403名ということで、23名の増がありますけれども、そういった方たちの利用の増減によるものでございます。

それから、先ほど高齢者サロンの補助金の関係で、中郷地区につきましては27万2,000円と申し上げましたが、申しわけございませぬ。27万6,000円の誤りでございました。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第50号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第50号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,880万4,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,334万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げます。歳出におきましては、今年度の職員人事異動等に伴い、各費目全般にわたり人件費を調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。総務費では社会保障・税番号制度システムのセキュリティ関係整備及び地域おこし協力隊員の受け入れに伴う事業費発生等により増額しております。衛生費ではエコエネルギー資源循環推進支援事業を新規に行います。農林水産業費では道の駅の施設工事費及び設備購入のための増額をしております。商工費では現在横瀬町土地開発基金の所有地、(仮称)花咲山用地を町の所有とするために増額をしております。土木費では国の交付金内示に伴い防災安全対策事業費を増額し社会資本整備総合交付金町道整備事業費を減額しております。また、前年度決算に基づき浄化槽設置管理事業特別会計や下水道特別会計への繰出金を減額しております。

歳入におきましては、地方交付税及び国庫支出金はそれぞれ交付額決定に伴い、増額または減額しております。あわせて町債を減額しております。また、前年度決算に基づき、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては各担当が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時38分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、5ページの関係であります、債務負担行為の関係であります。

横瀬小学校のスクールバス運行事業ということで、平成29年3月、今年度中に契約をするために債務負

担行為をここで決議していただきたいということですが、今年度ということに対して今9月議会、まだ12月議会もあります。なぜこの時期なのかということについての説明をお願いします。

それから、これはページ数が多岐にわたっていますので、全般についてであります、職員給与費の計上ということでありました。人事異動に伴いましてということで、いつ人が動くのかなと思ったら、これは4月の人事異動との説明でありました。なぜこのように大幅にずれたのかと、そのことについての説明をよろしくをお願いします。

それからもう一点は、社会資本整備の関係で、国の補助金つかなかったという点がありました。これのつかない点は、今年度予定したところのどの部分をどのようにやらないでいくかというか、そのところについて予算化した中でのこの部分ということについて説明していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 それでは、5番議員さんのご質問につきまして答弁させていただきます。

スクールバスの業務委託契約につきましては、今まで一般貸切旅客自動車運送事業として契約してまいりました。スキーバスの死亡事故により、貸し切りバス事業者へのより高い安全対策の確保が求められるようになりました。その結果、運賃料金額の体系が変更になり、金額の上限、下限の範囲が法令によって定められました。当町では、今まで一般貸切旅客自動車運送事業によりまして業務委託でスクールバスの運行を行ってまいりましたが、上記の理由に競争入札での価格競争が生じにくい状況となってまいりました。具体的には、法令により単価の下限が設定されたため、営業所の位置と、あと業務委託する起点との距離、運行距離、時間によって委託金額がほぼ決定されてしまい、営業所が近い業者しかメリットがない仕組みになってしまったためでございます。そこで、今回より特定旅客自動車運送事業により契約を切りかえたいということにしたいと思っております。

特定旅客自動車運送事業で契約する場合には、特定の利用者、今回の場合は芦ヶ久保在住の児童ということになります。のみの運送をすることで、運賃、料金はバス事業者と発注者間で決定することができるため、価格競争も可能でございます。しかし、この契約後、受託事業者が特定旅客自動車運送事業の認可を得る必要がございます、それに約3カ月間の期間を要することになります。つきましては、今年度中に委託業者を決定し、年度内に特定旅客自動車運送事業認可を取得させ、4月1日よりスクールバスを運行したいということで債務負担行為を実施いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 総務課長。

○小泉源太郎総務課長 人件費の件についてお答えさせていただきたいと思えます。

例年人件費の調整につきましては、9月補正でお願いしているところでございます。このたび数字が大きく動いておりますけれども、先ほどの細部説明のところでも申し上げましたが、1つには見積もりをしたものが落ちたものがございました。新人職員のものについて、期末と勤勉手当の額が落ちていたものがございましたので、その部分が膨れた部分もでございます。

なお、当初予算時の人件費につきましては、まだ新規職員の採用についても新卒なのか既卒なのか、格

付が決まっております。それから、各費目のところに設定する職員についても異動が決まっておりますので、見込みで算定をしているところでございます。つきましては、人事が固まりまして人事異動を4月に行いますけれども、それによって金額が確定いたしますので、これをもって9月に補正を上げている次第でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 建設課長。

○横田 稔建設課長 お答えします。

社会資本整備総合交付金町道整備事業でございますけれども、今年度の事業におきましては5号線、118号線、317号線を対象に事業推進を図っていかうと計画しておりました。国からの交付決定額は、要望額と大きな差異がありましたので、町としては事業遂行に当たり国からの補助金ありきと考えまして、優先順位の高いものから実施していくということになりました。

まず、委託料ですけれども、測量調査委託料ですが、これは町道5号線と118号線の委託業務の一部を先送りすることによる減額補正を予定しております。続いて公有財産購入費ですけれども、用地購入費ですが、118号線の用地買収を今年度予定しておりましたが、これにつきましても先送り、来年度に回す予定でございます。補償及び賠償金ですけれども、物件補償料につきましては317号線の建築物の補償の一部と118号線の工作物等補償を来年度へ先送りする計画で減額いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 人事異動の関係で、一般職の採用、あるいは職域等についての配置が決まらないということで見えるのは、それはわかります。この中では、管理職も含めてのかなりの額が動いているところに見えるのです。そうすると、課長の管理職手当、あるいは主幹級以上の管理職手当だと思いますが、人事が定まらないからこういう形になったという理解でよろしいでしょうか。

○小泉初男議長 総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問でございますけれども、平成28年度予算編成、前にも違う面が出たと思うのですけれども、予算編成が早まりました。従来ですと年明け1月15日ぐらいまでにまとめればよかったのですけれども、12月中に予算要求をするということでございました。その時点では人事のことについて指示がございませんので、見込みでしております。ですから、おのずと昇格に関してもつかんでおりませんので、見込みで設定しておりますので、それが確定して異動したということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第50号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎会議時間の延長

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2号の規定により延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第15、議案第51号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第51号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億334万8,000円を増額し、今年度予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,414万5,000円とするものであります。

主な内容でございますが、歳出におきましては、実績に基づき後期高齢者支援金及び介護納付金を減額し、諸支出金を増額しております。また、予備費を増額し調整しております。

次に、歳入であります。前年度決算に基づき繰越金が増額となったほか、実績に基づき療養給付金交付金及び前期高齢者交付金を増額しております。

以上、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時55分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第51号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第16、議案第52号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第52号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,579万6,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,021万7,000円とするものであります。

主な内容でございますが、歳出におきましては実績に基づき基金積立金及び諸支出金を増額しております。また、予備費を増額し調整しております。

次に、歳入であります。保険給付金の負担割合等に基づき支払基金交付金等を調整いたしました。また、前年度決算に基づき繰越金を増額しております。

以上、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 5時07分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第52号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第17、議案第53号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第53号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万4,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、前年度決算に基づき、歳出におきましては他会計繰出金を増額し、歳入におきましては繰越金を増額いたしました。

以上、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時10分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第53号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第18、議案第54号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第54号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万4,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,099万1,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、歳出におきましては、職員人事異動に伴う人件費及び管渠実施設計等委託料分を増額いたします。

次に、歳入におきましては、前年度決算に基づき繰越金を増額し、繰入金を減額いたしました。

以上、平成28年度下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時15分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第54号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第19、議案第55号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第19、議案第55号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をするものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万7,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ5,553万4,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、歳出におきましては職員人事異動に伴う人件費分を減額いたします。

次に、歳入におきましては前年度決算に基づき繰越金及び繰入金を減額いたしました。

以上、平成28年度浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時21分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願ひいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第19、議案第55号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。



◎日程の追加

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

この際、議案第56号以下を順次日程に追加し、ご審議をいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は以下、順次日程に追加して審議をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 5時27分

○小泉初男議長 再開いたします。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 追加日程第1、議案第56号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました追加日程第1、議案第56号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります。横瀬町教育委員会委員浅見進氏の任期は、平成28年10月12日で満了となりますが、引き続き浅見進氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、浅見さんは横瀬町第22区にお住まいで、昭和23年3月12日生まれの68歳でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、議案第56号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 追加日程第2、議案第57号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました追加日程第2、議案第57号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります。横瀬町教育委員会委員柳哲枝氏の任期は、平成28年10月12日で満了となりますが、柳哲枝氏の後任に浦島則之氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

浦島さんの経歴等について申し上げます。浦島さんは横瀬町第5区にお住まいで、昭和45年8月8日生まれの46歳でございます。大学の工学部建築学科を卒業後に建設会社に就職されております。その後、平成16年に浦島設計事務所を設立し、現在1級建築士としてご活躍をされております。また、浦島さんは横

瀬武甲スポーツ少年団のコーチや横瀬町スポーツ推進委員委員長を務めるなど、地域活動等にも熱心に取り組まれている方でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 済みません、1点教えてください。

浦島さんなのですが、非常に有望な方でいろんな町の関係の職についていただいで活躍されていただいでおります。今このたび教育委員会委員の任命ということで審議中なのですが、これになったとしてそのほかの業務、特に体育協会の将来の幹部などを予定しているつもりなのですが、そのような職が兼任して構わないかどうか、ご見解を聞かせてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 6番議員さんのご質問に答弁させていただきます。

一応兼職というか、そういう関係につきまして確認させていただきましたが、問題ないということでございます。特に今回教育委員さんの関係、法律の改正がありまして、先ほどちょっと町長のほうもご説明申し上げましたかと思いますが、スポーツですとか文化ですとか、あとは学校関係の役員というか、そういう方をなるべく委員さんにといいことで言われておりますので、適任かと思ひまして今回させていただきますわけでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、議案第57号に対する質疑を終結いたします。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第2、議案第57号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第3回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 5時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

署 名 議 員 大 野 伸 惠

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修